

厚真町 教育振興 基本計画

■基本理念

ふるさとを愛し
未来に向かって
たくましく生きる人材の育成

●計画期間
平成28～37年度

●基本方針の計画期間
平成28～32年度

厚真町教育委員会

平成28年4月

厚真町教育振興基本計画の策定に当たって

平成18年12月に60年ぶりに教育基本法が改正され、教育を取り巻く社会状況の変化を踏まえた上で、新しい時代にふさわしい教育の実現を図るべく、教育が目指すべき方向が「教育の目標」として規定されました。

そして地方公共団体には、その地域の実情に応じ、教育振興のための施策に関する「基本的な計画」を策定することが定められ、本町では平成20年度に「厚真町教育計画」を策定し、「自然と文化を愛し ひろい心で活力に充ち 生涯学びつづける人間の育成」を教育目標に掲げて、平成20年度から平成27年度までの8年間の計画期間において各種の教育施策を展開してまいりました。

この間、私たちの社会は、知識基盤社会の到来、国際化・グローバル化の進展、情報化をはじめ人口減少化、核家族化などが急速に進展するとともに、人々の価値観やライフスタイルの多様化、地域コミュニティの希薄化など状況は大きく変化し、教育行政に対する期待もますます大きくなっています。

そのため、社会の変化に対応する人材育成は喫緊の課題となっていることから、この度、「厚真町教育振興基本計画」の策定に当たっては、基本理念に「ふるさとを愛し 未来に向かって たくましく生きる人材の育成」を掲げて、どのような社会の変化にあっても学校教育においては、グローバル化社会や知識基盤社会の中で、真に新しい時代を「生き抜く力」を身に付けるための教育の充実と、将来の夢や目標に向かって自立して生きていくことのできる力を育てることを目指します。さらに、この実現に向けては、安心・安全で地域に開かれた質の高い学校教育や学校・家庭・地域の連携を推進し、地域社会全体の教育力の向上へ具体的に取組んでまいります。

社会教育においては、いつでもどこでも学べる機会を充実させるとともに、学んだことを地域づくりに生かせる生涯学習社会の実現のため、生涯にわたって質の高い学びを深める環境づくりや心に潤いと感動をもたらす文化芸術活動の推進、活力あるスポーツの振興に努めてまいります。

教育委員会では、学校・家庭・地域の連携と絆を深めて、厚真町の教育をより質の高いものへと向上させるために、今後も検証と評価を行い「厚真町教育振興基本計画」の推進に努めてまいります。

平成28年4月

厚真町教育委員会

目 次

第1章 計画の策定について

I 計画策定の趣旨	1
II 計画の策定・位置付け	1
III 計画期間	2
IV 計画の策定体制	2
V 計画のP D C A	3

第2章 教育の現状について

I 教育をめぐる制度の変化	4
II 教育をめぐる社会の状況	5
III 厚真町における教育の現状と課題	8
1 学校教育の現状と課題について	8
2 社会教育の現状と課題について	14
施策展開の基本方向体系図	18

第3章 基本理念

第4章 基本目標

第5章 今後10年を見通した教育の基本方向

1 子どもの可能性を引き出し、才能や個性を伸ばす教育の推進	27
2 英語を活用しグローバル社会に生きる子どもの育成	27
3 豊かな心の力を育む子どもの育成	28
4 健やかな体を育む子どもの育成	28
5 ふるさとの良さを理解し、厚真を愛する子どもの育成	28
6 質の高い教育を支える教育環境の確保	29
7 社会全体の教育力の向上	30
8 生涯学習社会づくりの推進	30
9 郷土の歴史と文化の保護・活用の推進	30
10 生涯スポーツの推進	31

第6章 今後5年間に取り組む25の基本方針 32

基本方向1 子どもの可能性を引き出し、才能や個性を伸ばす教育の推進

基本方針1 確かな学力の育成	32
基本方針2 キャリア教育の推進	34
基本方針3 特別支援教育の充実	36
基本方針4 学校ICTの活用による新たな学びの推進	38

基本方向2 英語を活用しグローバル社会に生きる子どもの育成

基本方針5 國際社会の絆を築くコミュニケーション能力の育成	40
-------------------------------	----

基本方向3 豊かな心の力を育む子どもの育成

基本方針6 豊かな心の力を育む道徳教育の推進	42
基本方針7 いじめ問題・不登校等の防止への対応	44
基本方針8 生徒指導・教育相談の充実	46
基本方針9 読書活動の推進	48

基本方向4 健やかな体を育む子どもの育成

基本方針10 体力・運動能力の向上	50
基本方針11 健康の保持増進	52
基本方針12 学校給食の充実	54

基本方向5 ふるさとの良さを理解し、厚真を愛する子どもの育成

基本方針13 ふるさと教育の推進	56
------------------	----

基本方向6 質の高い教育を支える教育環境の確保

基本方針14 小・中学校間の連携・接続の推進	58
基本方針15 開かれた学校づくりの推進	60
基本方針16 教職員の資質・能力の向上	62
基本方針17 子どもたちの安心・安全の確保	66
基本方針18 快適な教育環境の整備・充実	68
基本方針19 北海道厚真高等学校の教育支援	70

基本方向7　社会全体の教育力の向上

基本方針20　家庭における教育力の向上	72
基本方針21　地域の教育力を生かした青少年の健全育成の推進	74

基本方向8　生涯学習社会づくりの推進

基本方針22　生涯を通じた多様な学習活動の推進	76
基本方針23　人材を育む読書活動の推進	78

基本方向9　郷土の歴史と文化財の保護・活用の推進

基本方針24　文化の継承と文化財の保護・活用の推進	80
---------------------------	----

基本方向10　生涯スポーツの推進

基本方針25　スポーツの推進と健康づくり	82
学校・家庭・地域で心力「心の力」を育てる10のキーワード	84
用語解説	85
厚真町教育振興基本計画の目標指標	88
厚真町民憲章・町民体力づくりの町宣言・厚真町教育目標	93

※本文中に *印のついている用語については、用語解説（85頁～87頁）を参照してください。

第1章 計画の策定について

- I 計画策定の趣旨
- II 計画の策定・位置付け
- III 計画期間
- IV 計画の策定体制
- V 計画のP D C A

第1章 計画の策定について

I 計画策定の趣旨

平成18年12月、制定から約60年を経て教育基本法の改正が行われました。改正された教育基本法では、人格の完成や個人の尊厳など普遍的な理念を大切にしつつ、新しい時代にふさわしい教育の実現のため、幅広い知識と教養の習得、道徳心や自立心の養成、公共の精神や伝統・文化の尊重、国際社会への寄与などを教育の目標として規定しています。また、地方公共団体においても、国の計画を参照し、地域の実情に応じて、教育振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めることを規定しています。

北海道教育委員会では、平成20年3月に「北海道教育推進計画」を策定し、「自立」と「共生」の基本理念のもと、平成25年3月には教育の現状や社会状況を踏まえ、平成25年度から29年度までの5年間の施策として、個別・具体的な施策・事業等を体系的に整理し、各種の教育施策の実現に取り組んでいます。

厚真町教育委員会においては、平成18年度からスタートした「第3次厚真町総合計画」をはじめ、平成21年3月には「厚真町教育計画」を策定して、厚真町の教育・文化に関する施策を推進してきました。この2つの計画は平成27年度をもって計画期間を終えること、さらに社会の大きな変化の中で教育委員会制度改革や様々な教育制度改革が進められるなど、新しい時代にふさわしい人づくりを担う教育の役割はますます高まりを見せていていることから、こうした背景を踏まえながら、本町教育のさらなる充実を図るため、第4次厚真町総合計画との整合性を図りつつ、今後、本町が目指すべき教育の方向性を明らかにした「厚真町教育振興基本計画」として策定し、町の教育行政運営の基本方針とするものです。

II 計画の策定・位置付け

この計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、平成25年6月に様々な社会情勢の変化や、東日本大震災の発生などを踏まえて策定された国の「第2期教育振興基本計画」、平成25年3月に改訂された道の「北海道教育推進計画」を参考にして、地方自治体に策定が求められている「厚真町教育振興基本計画」として策定するものです。

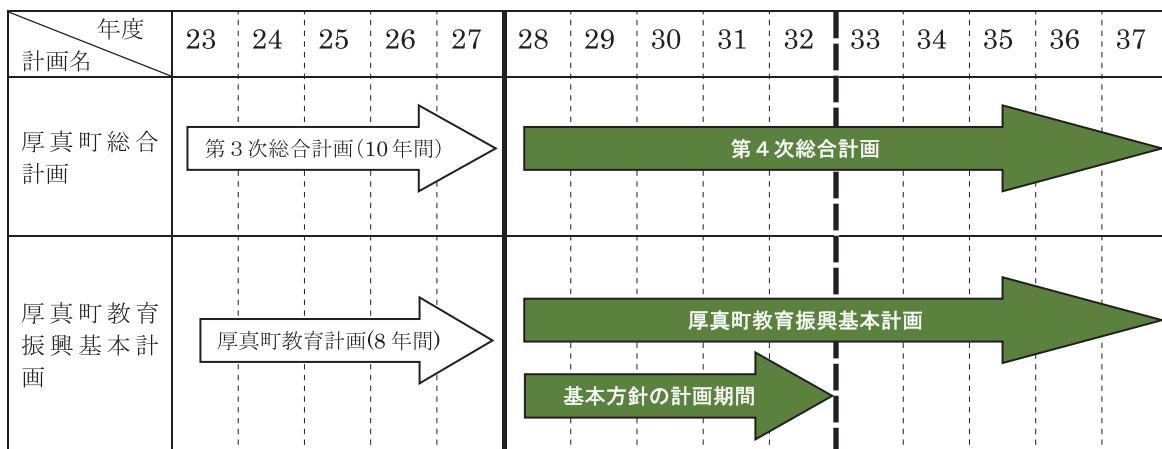
また、厚真町第4次総合計画の部門別計画としてその整合性を確保し、本町における教育振興基本計画として位置付けるものです。

III 計画期間

この計画は、第4次厚真町総合計画（計画期間：平成28年度～平成37年度まで）における部門計画であることから、計画期間を総合計画の期間との整合性を図り、平成28年度から平成37年度までの10年間を計画期間とします。

また、個別・具体的な施策・事業等を体系的に整理した「基本方針」は、平成28年度から平成32年度までを計画期間とし、この5年間を見通す施策の基本的な方針となるもので、教育の現状や社会状況を踏まえて必要な見直しを行なうこととします。

● 計画の対象期間



IV 計画の策定体制

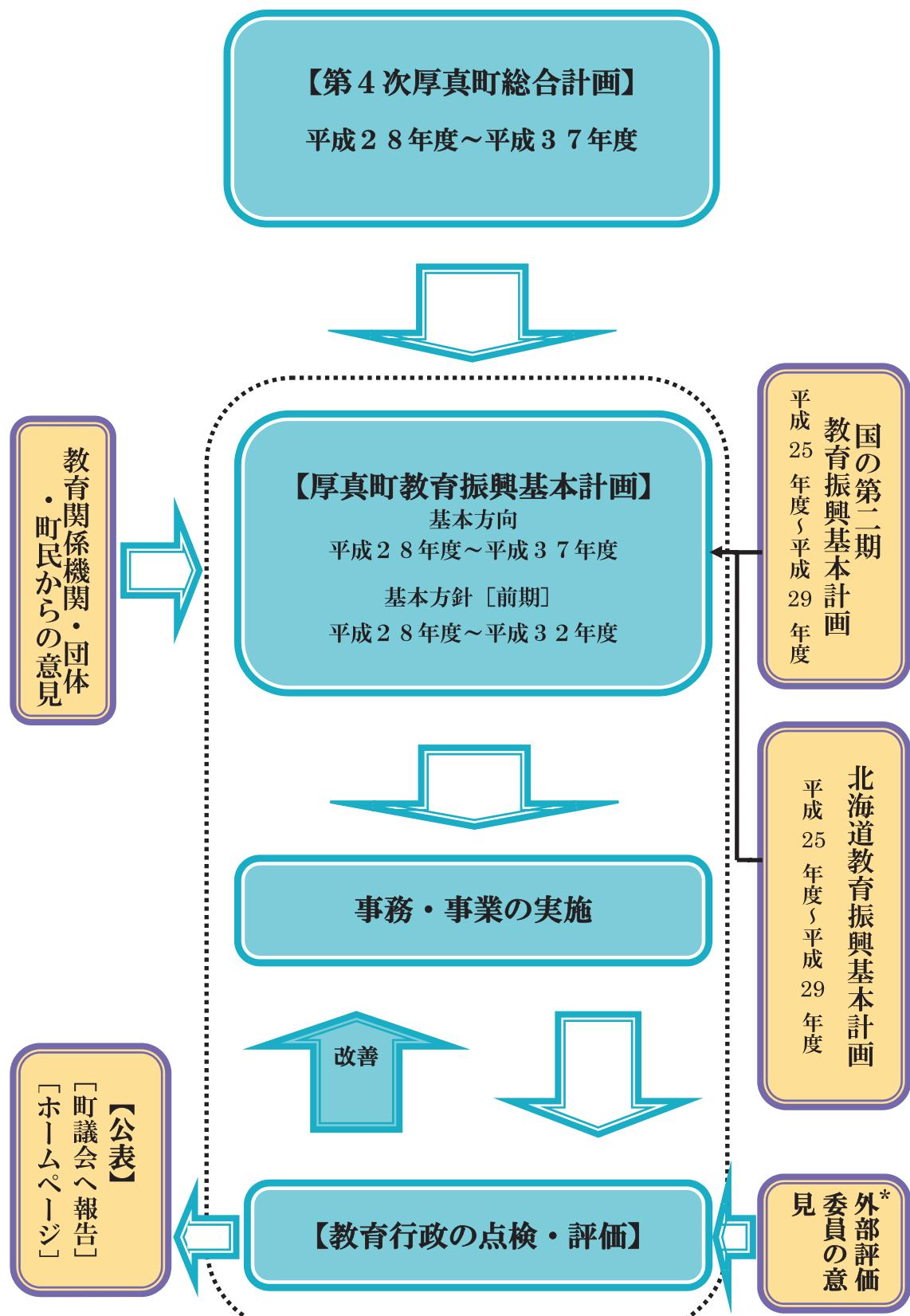
国は、平成25年6月に「第2期教育振興基本計画」を策定し、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策を示しました。(計画期間：平成25年度から平成29年度)

また、北海道においては、平成25年3月に北海道教育推進計画（第四次北海道教育長期総合計画）を策定しました。

本町では、国及び北海道の教育振興基本計画を参照することはもちろん、社会教育委員、PTA、校長会、教頭会など関係団体と協議を重ね、さらに町民へ意見聴取（パブリックコメント）を通して、広く町民の皆さんにも計画策定に参画していただき、実効性のあるものとなるよう検討してまいりました。

本計画では、学校教育、社会教育などの教育行政全般を所管する厚真町教育委員会が長期的な視野に立ち、各分野の取り組みを明らかにして、本町における教育の一層の振興を図るために、厚真町教育振興基本計画として定めるものです。

V 計画のPDCA



第2章 教育の現状について

- I 教育をめぐる制度の変化
- II 教育をめぐる社会の状況
- III 厚真町における教育の現状と課題
施策展開の基本方向体系図

第2章 教育の現状について

I 教育をめぐる制度の変化

1 教育基本法の改正（平成18年度）

平成18年12月、教育基本法が60年ぶりに改正され、新たな教育理念が示されました。その中で、教育の目的（第1条）を、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と定めています。

また、この教育の目的の達成に向けては、「幅広い知識と教養」「自主及び自立の精神」「公共の精神」「生命の尊重」「伝統文化の尊重」などの教育の目標や、「生涯学習社会の実現」「家庭教育」「幼児教育」「学校・家庭・地域の連携」など幅広い取り組みと参画を期待する新たな内容が盛り込まれました。

さらに、教育の振興に関しては、地方公共団体には、その実情に応じた施策を策定し、実施することを通して、住民の期待に応え、その責任を全うすることが求められています。

2 学校教育法の一部改正（平成27年度）

平成27年6月、学校教育制度の多様化・弾力化を推進するため、^{*}小中一貫教育を実施する学校教育法の一部改正が行われました。

現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たな学校の種類として規定し、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことが可能となり、小学校から中学校にあたる9年制（前期課程6年と後期課程3年）を国公私いずれも設置が可能となっています。

教職員は、小学校と中学校の免許状の併有を原則としていますが、改正法では校舎の新・増築や教職員の給与を公立小・中学校同様に国庫の負担・補助対象とすることなども含まれています。

さらに文部科学省は、少子化が進行する中で平成27年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を作成し、各教育委員会へ通知しました。

手引では、集団の中で切磋琢磨しながらの学習や社会性を高める学校の特質を確保するために、学校は一定規模以上を確保することが望ましいこと。市町村の実情に応じた活力ある学校づくりの推進、地域コミュニティの核としての学校の性格など、小規模のメリットを最大化し、デメリットを最小化することができるような学校教育の工夫などが盛り込まれています。

こうしたことから今後、学校規模の適正化に向けては地域の特色を發揮した小規模校ならではのメリットを生かした質の高い学校教育の実現が求められることになりました。

3 その他の制度改正の動向

平成28年度に予定されている中央教育審議会による次期学習指導要領の改訂の答申では、社会構造や教育の国際的通用性、学校間の接続、大学教育や大学入試の改善、学校や教師、家庭や地域の役割といった社会と学校のあり方の根本に関わって、「何を教えるか」という知識の質や量の改善はもちろんのこと、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」というような、学びの質や深まりを重視する成熟社会にふさわしい教育課程の構想などを視野に検討されています。

これに伴い、「21世紀に求められる資質・能力」の育成のための各教科等における具体的な言語活動として、講義中心の授業から子どもが「課題の発見と解決に向けて主体的に協働的に学ぶ学習（アクティブラーニング）」型への転換を図り、思考力や表現力といった、より高度な学力の定着を目指すことが求められようとしています。

また、これに合わせて児童生徒の実態や学校の実情に即してカリキュラムを創造し、それに基づき実践を踏まえて見直すなど、授業とカリキュラムをつなぐマネージメント力が重視され、個別の教科の枠を超えて、教科を横断し学校教育全体を通して授業づくりの方向性や課題の改善に向けた共通理解を図ることが期待されています。

こうした改正に伴い、次期学習指導要領では、これまで以上に子どもたち一人一人の「学習に対する意欲や他者と協調する力、物事と向き合う実行力」など子どもの学習意欲の喚起を促し、育成すべき資質・能力を確実に育むための学習・指導法の確立が問われることになります。

小学校の英語教育では、現行の小学第5学年から導入されている外国語活動は、さらに低学年への導入が進み、文字指導や文章を読める楽しさを加えて英語教育の早期化が図られようとしています。

さらに、道徳教育においては、小・中学校で「特別の教科」として教科に格上げが行われ、平成30年度から教科書を使った授業が小学校で始まり、翌年には中学校でも行われる予定になっています。これまでの「読み物的な道徳」から、「考え、議論する道徳」への転換が図られるなど、学校教育の幅広い分野で社会の変化に対応する教育制度の改正が進められようとしています。

II 教育をめぐる社会の状況

我が国においては、近年、少子化による人口減少、高齢化、核家族化の進行などから経済・雇用情勢が大きく変化をし、さらにグローバル化、情報化の進展、科学技術の急速な進歩、環境問題の深刻化なども加わって、社会全体が変革の時代を迎え教育が担うべき役割や範囲が多様化、高度化しようとしています。

今後も生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新が繰り返され、

社会構造の変化は雇用環境にも大きな変化をもたらし、子どもたちが成人して社会で活躍するころには働き方も大きく変わり、我が国は厳しい挑戦の時代を迎え、現在の社会環境とは様相が様変わりすることが指摘されています。

変革する社会環境において、個人と社会の豊かさを追求していくためには、一人一人の多様性を原動力とし、新たな価値を生み出していくことが必要となります。将来を担う子どもたちは、変化を乗り越え、伝統や文化に立脚し、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら価値の創造に挑み、未来を切り開いていく力を身に付けていかなければなりません。

教育の在り方がより進化を遂げ、個々人の潜在的な力を最大限引き出し、一人一人が互いに認め合い、尊重し合いながら自己実現を図り、幸福な人生を送れるようにするとともに、より良い社会を築いていくことができるよう、新たな時代に対応する学校教育や社会教育の構築が求められています。

1. 人口減少時代の到来と少子高齢化の進行

少子化の進行により、人口が減少し、若年者の割合が低下する一方で、人口の4人に1人が65歳以上という超高齢社会に突入します。労働力の減少、社会保障費の増加など地域社会を維持するため、多方面にわたる影響が懸念されます。

教育においては、少子高齢化や核家族化の進行に伴い、ますます子どもたちの生活体験や自然体験等の減少や人ととのつながりの希薄化につながるなど、規範意識や社会性の低下、家庭の教育力の低下などが憂慮される中で、人との関わりを大切にする言語活動の充実やコミュニケーション能力の育成、保護者や地域社会との連携協力がより一層求められています。

2. 社会経済のグローバル化

グローバル化社会の進展により、資本・労働・情報などが国境を超えて活発に移動し、世界における経済的な結びつきが深まるグローバル化が一層進むことが予想されるとともに、知識が社会・経済の発展を駆動する「^{*}知識基盤社会」が到来します。

教育においては、子どもたちが世界的な視野をもち、他国の文化や習慣を理解し、尊重するとともに我が国の伝統・文化を愛し、共に生きる態度の育成がより一層求められています。また、様々な人と共生するためには、語学力を始めとするコミュニケーション能力や郷土の伝統文化に関する知識などを身に付けるとともに、知識基盤社会に耐えうる知識の習得とそれを活用する力の育成が重要となっています。

3. 環境・エネルギー問題

地球温暖化対策をはじめ、資源・エネルギー問題への対応や産業廃棄物の処理など地球規模の環境問題が未来を脅かす問題として取り上げられ、地球環境保全への意識が世

界規模で高まっています。

教育においては、環境保護意識の高揚に向けて、自然環境の保全や省エネルギーの取り組みなど、主体的で実践的な環境保全に対する資質能力の育成が重要となっています。

4. 安心・安全に対する関心の高まり

予期せぬ大規模な自然災害や多様化・複雑化する事件や事故の多発、食品の安全性、医療や福祉分野に至るまで、暮らしの様々な分野での安心・安全の確保について、人々の意識が急速に高まっています。

教育においては、児童生徒が安心して生活できる環境の確保や不安や悩み相談、インターネット、スマートフォン等を利用したいじめや犯罪の防止、勤労観・職業観などのキャリア教育の充実をはじめ、自らの在り方や生き方を考える教育の必要性が高まっています。^{*}

5. 価値観の変化・多様化

社会の変化にともない個々の価値観の変化やライフスタイルの多様化が一層進むことが予想されます。個人の価値観を優先するあまり、利己的な個人主義を生み出すことにつながり、思いやりや感謝の心、奉仕や公共の精神などが失われつつあります。

教育においては、学校のみならず、家庭や地域社会の協力・連携を深め、多くの人々との交流や様々な体験を積み重ね、他者との関わりの中から健やかな心、思いやりを行動で表せる心の力を育てる教育の推進が求められています。

6. 住民参加・協働の気運の高まり

地方分権の進展により自治体の権限が拡充していく流れの中において、住民と行政の協働は大変重要な要素となっています。加えて、少子高齢化社会が進む中で「地方消滅」という言葉が生まれているように、持続可能な地域社会を形成するためには、改めて、まちづくりの主役は、そこで生活を営む町民であり、愛着と誇りの持てるまちにしていくためには、町民自らが主体的に行動してまちづくりに関わることが重要です。

こうした中で、地域コミュニティやまちづくりを推進する上で、様々な分野で住民参画・協働への関心も高まり、新たな公共として行政と対等な立場で公共サービスを担う活動なども活発になっています。今後は、町民・NPO・事業者等と行政の協働領域の拡大に対応する仕組みづくりなどの検討も必要となっています。

このような状況の中、学校教育においては登下校時の見守りや外部講師の活用をはじめ、地域社会が一体となって子どもたちの豊かな成長を支える「コミュニティ・スクール」の活用、社会教育分野においては地域コミュニティの形成や多様な文化活動への参画、放課後子ども教室や放課後児童クラブなど様々な場で、町民との協働を図りながら地域社会の教育活動を充実していくことが重要となっています。

III 厚真町における教育の現状と課題

1 学校教育の現状と課題について

厚真町は、自然が豊かで落ち着いた環境のまちであり、教育にとっても優位な環境と大きな価値を有しています。本町がこれまで培ってきた自然、文化等を子どもたち一人一人が共有し、自他との関わりを大切にして、ふるさと厚真で学ぶことに誇りを持つことができる質の高い教育が求められています。

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

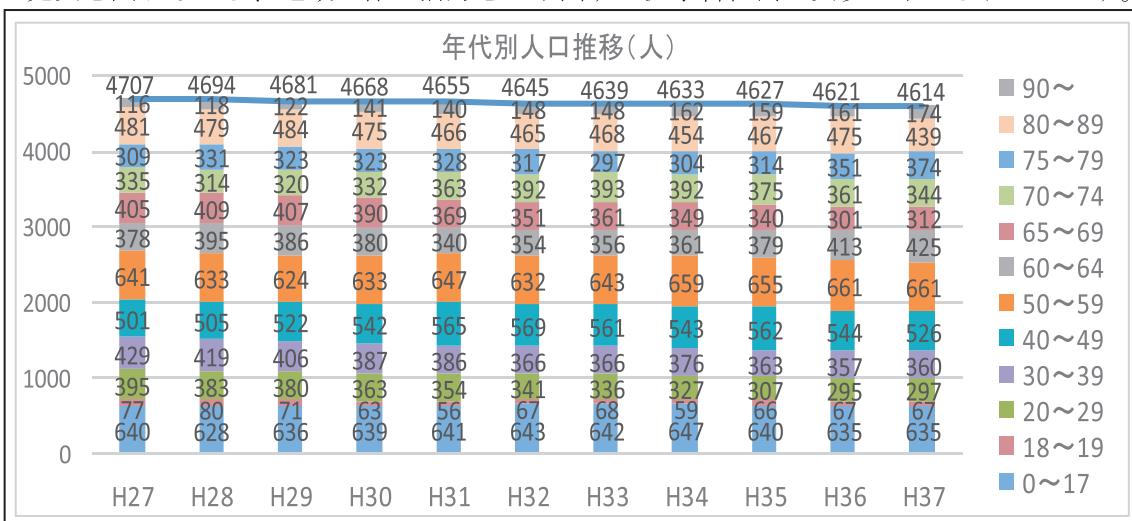
近年、全国的に過疎化及び少子高齢化が進行し、地方消滅という言葉が生まれ、この解消に向けて本町では、人口減少化対策の地方版総合戦略を策定し、地方創生に向けた様々な施策が展開されて、人口減少化社会の打開に向けた具体的な対応が始まっています。

厚真町の人口推計は下図のとおり、平成 27 年度の 4,707 人を 100 とすると、10 年後の平成 37 年度には 2% の微減となる 4,614 人と推計されています。

17 歳以下の少年期の人口においても、平成 27 年度の 640 人が 10 年後の平成 37 年度には 635 人となる 0.1% 減(▲5 人)に止まり、子育て世代の移住定住を促進する施策の効果から 17 歳以下の少年期の減少は抑制されることが予想されています。

少子化・核家族化の進行は、子どものコミュニティ形成の場を奪い、子どもが家庭や地域社会、そして友だちなどとの関わりの中で社会性を身に付けていくことが困難になるなど、子どもの豊かな成長への影響をはじめ、ひとり暮らしの高齢者の増加など地域社会全体の活力の低下にもつながります。

このような状況の中、子どもたち一人一人がこれから社会をたくましく生き抜く力を身に付けるためには、受け身型、指示待ち型の人材ではなく、自ら企画し、高い志を持ち、多様な他者と協働しながら新しい価値を生み出す主体性や創造性、意欲的に物事と向き合う態度が求められるなど、親と子や地域とのつながりを重点とした学習環境づくりの充実を図りながら、地域全体の活力を生み出す生涯学習社会の実現が求められています。

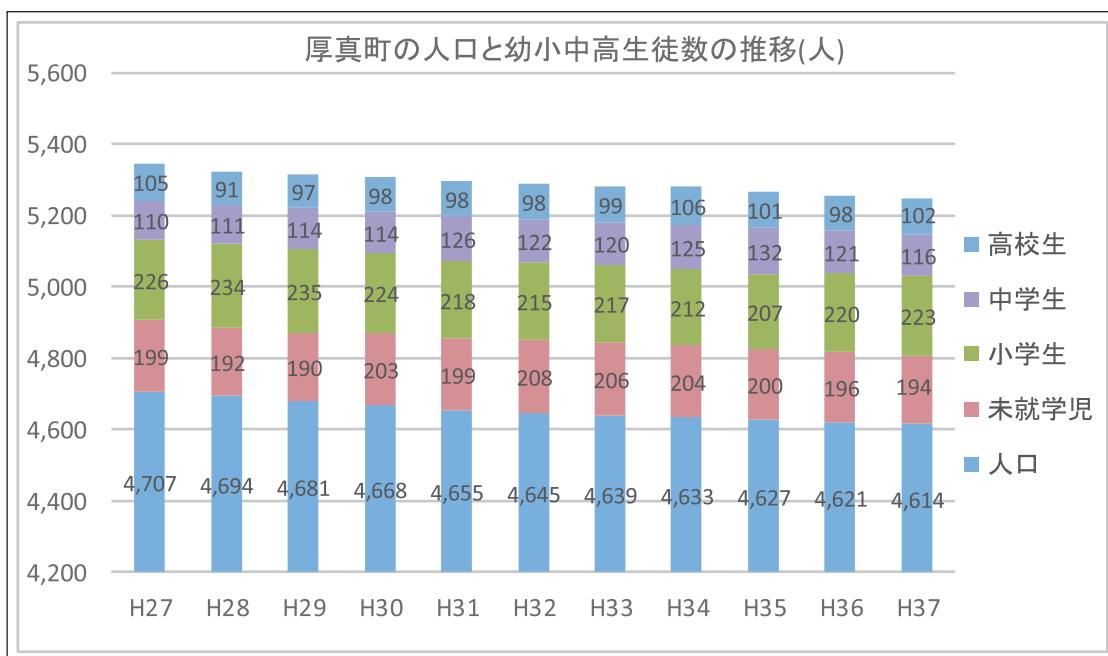


(各年の人口構成は厚真町の人口の将来展望を基に教育委員会の試算値)

(2) 児童生徒の推移

本町の小・中学校は、現在、小学校2校、中学校2校となっていますが、少子化に伴つて児童生徒数は毎年減少を続けてきました。今後10年間の推移は表のとおり小学生で3人減少の223人で、減少率は1.3%となっています。中学生は6人増となり116人で、上昇率は5.5%となっています。高校生徒は3人減少の102人で、減少率は2.9%となって、就学する児童生徒の将来の推移は今後もゆるやかな減少にとどまることが期待されています。

こうした状況は、平成26年度からスタートした子育て世代の移住定住施策が大きな要因となっており、移住定住施策の継続的な実施に大きな期待感が寄せられています。子どもたちは人の中で人としての資質を身に付け成長を遂げることから、今後も異学年交流や様々な機会を利用して人との関わりや交流を深める場を設けるなど、学校教育全体の質的向上を図る環境づくりが求められています。



(各年の幼・小・中・高生徒の推移は厚真町の人口の将来展望を基に教育委員会の試算値)

(3) 学校教育

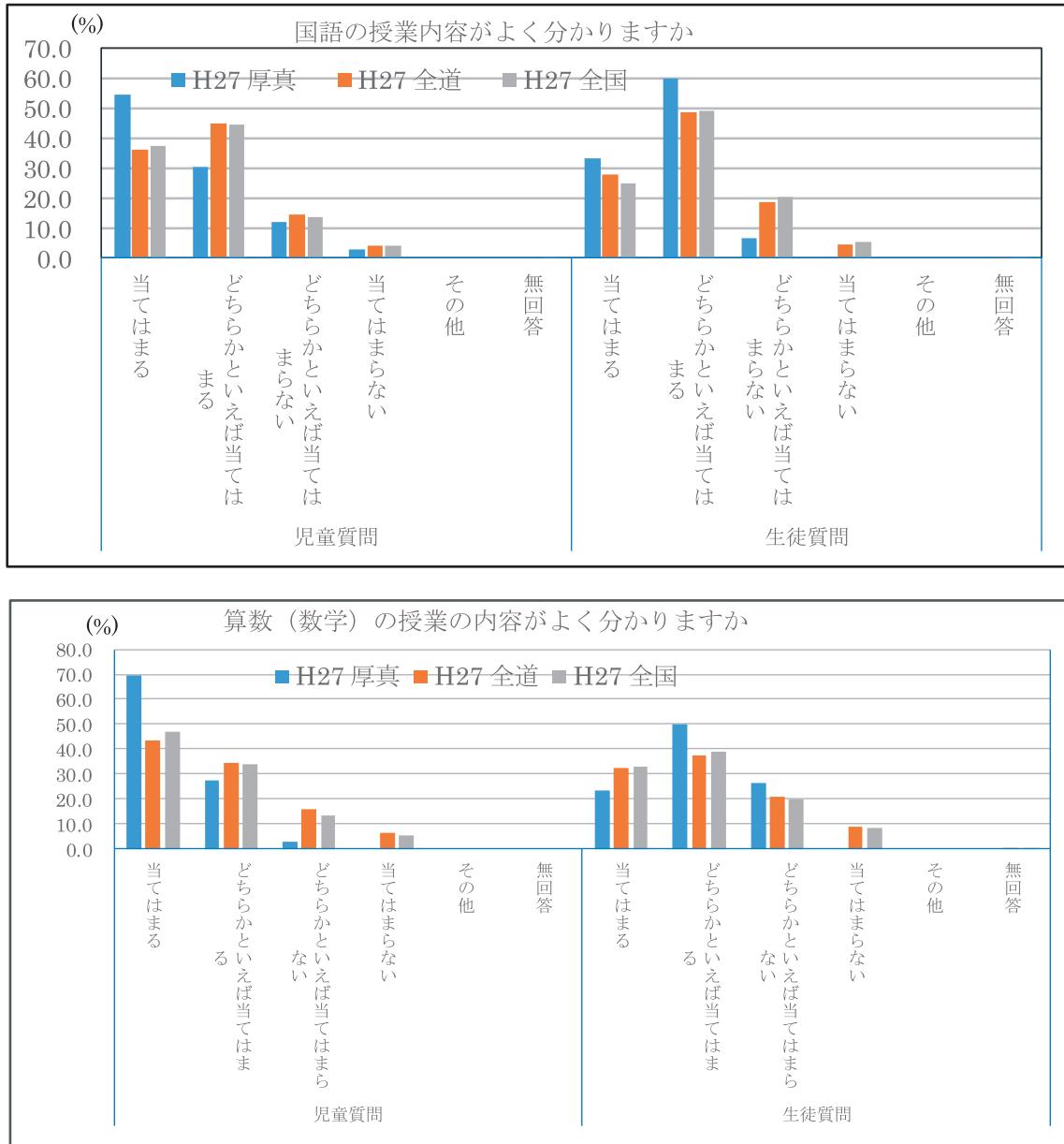
①確かな学力の育成

確かな学力の育成では、平成24年度から全国平均以上の学力定着を目指し「厚真町学力向上推進委員会」を中心に、小・中学校が連携を図って創意と工夫を凝らして学力向上に取り組み、平成27年度の全国学力・学習状況調査の結果でも3年続けて、小・中学校がそろって全国平均を超えるなど、児童生徒の基礎的・基本的な知識・技能の着実な定着と学習に向き合う意欲の向上が図られています。

今後も児童生徒一人一人の基礎学力の保障に向けては、分かる授業をはじめ個々の課題と向き合うきめ細かな指導を通して学力の二極化の改善を進め、基礎的・基本的な

知識・技能、これを活用して解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度などを育成し、学んだ知識が生かされる「確かな学力」、「社会で活用できる汎用性の高い資質・能力」を身に付けさせる必要があります。

□国語、算数（数学）の授業がよく分かる児童生徒の状況



(平成27年度全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査結果より)

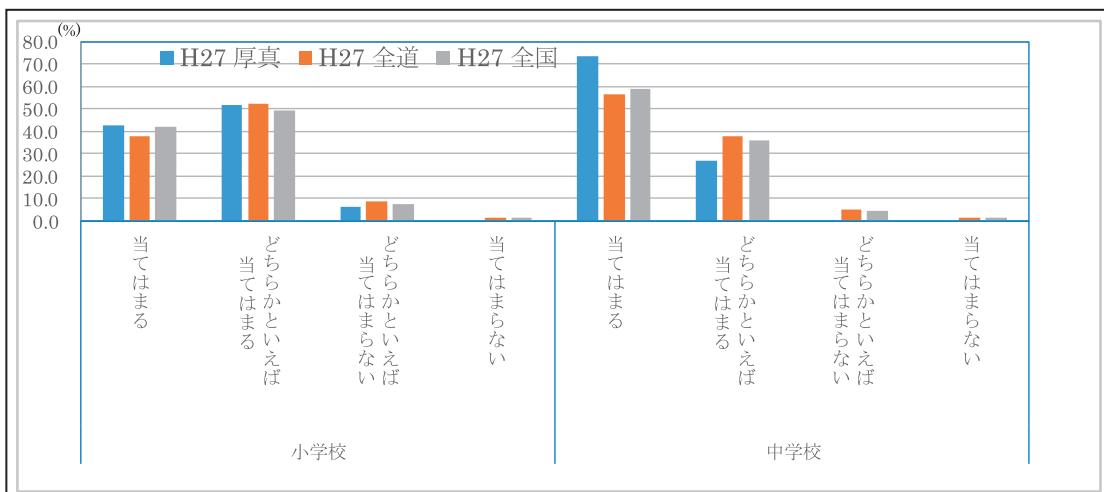
②豊かな心の育成

平成27年度の全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査によると、本町の小・中学生ともに「学校のきまりや規則を守る」こと、「人の気持ちが分かる人間になりたいか」については、全国平均と同程度か高い割合を示しています。全国的に規範意識の低下が指摘されていることから、人間関係の基礎となるあいさつの習慣化や人を思

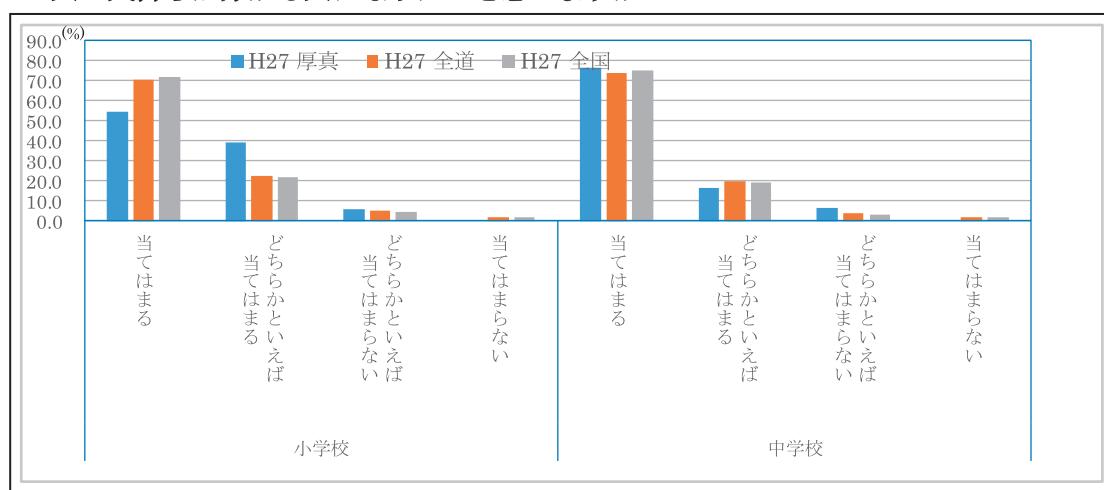
いやる気持ち、規範意識の醸成に今後も学校・家庭・地域が一体となって取り組んでいく必要があります。

また、ほとんどの小・中学生が、「いじめはどんな理由があってもいけないことだ」と考えていますが、まだ全員とはなっていません。そこで、あらゆる人権課題に対応するためには、学校教育の中で、一人一人の人権意識の高揚を図り、人権尊重のための知識・技術および態度を養う必要があります。同時に、「自分には、よいところがある」と感じる小・中学生がより多くなるよう、子どもたちの自己肯定感や自己有用感を高める活動を学校・家庭・地域が連携して取り組み、いつでも優しさや思いやりを行動で表現できる心の力を身に付けた子どもの育成が必要となっています。

□学校のきまり（規則）を守っていますか



□人の気持ちが分かる人になりたいと思いますか



③健やかな体づくり

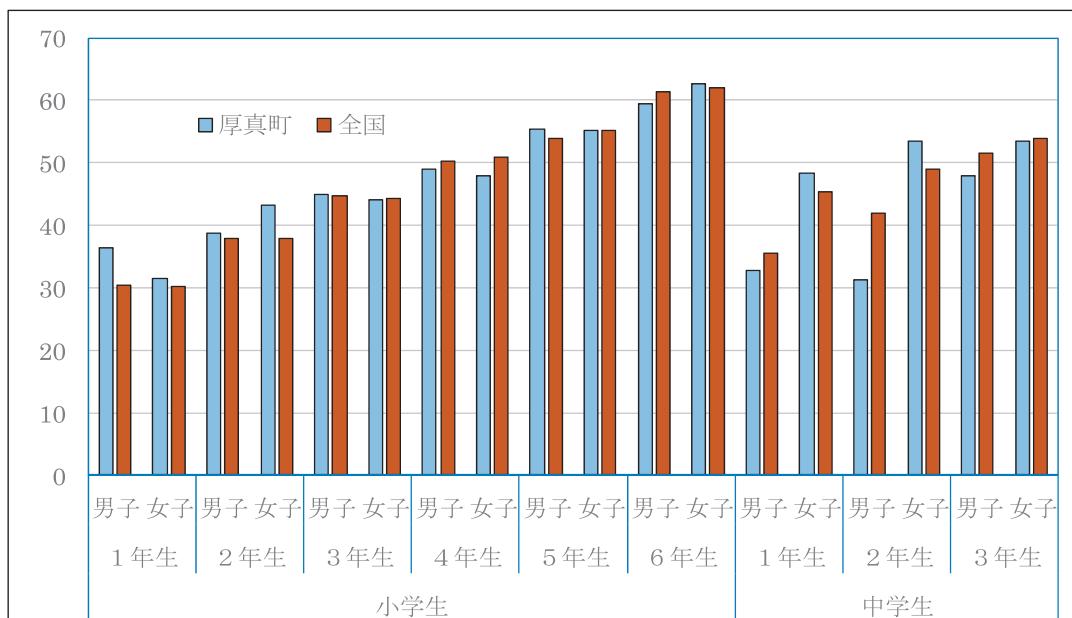
平成27年度の厚真町児童・生徒体力運動能力調査結果（全学年で実施）において、

身長は小学校5年男女、中学校2年男女ともに全国平均を上回り、肥満傾向は全国平均を下回っています。体力調査（8種目）の合計点では、小学校3年女子と4年男女、5年女子と6年男子が全国平均を下回り課題が見られます。他の学年は全国平均を超えており体力向上の改善が進んでいます。これは、学校の休み時間の延長や体を動かす取り組みの工夫など学校や地域活動の充実が進んでいることが要因として挙げられます。毎年度の安定した結果につなげるためには、今後も体力向上に向けた体を動かす機会づくりや運動の苦手意識の解消などを計画的・組織的に取り組んで体力向上につなげることが求められています。

中学校の体力調査の合計点は、女子は中学3年が全国平均を若干下回っていますが、他の学年は全国平均を超えました。男子は各学年で全国平均を大きく下回るという結果となっています。生徒の部活動加入率は高く推移していますが、男女間の体力格差の広がりが見える中で、体力低下の根本的な要因の把握と改善が求められています。

体力は健康と意欲や気力につながる重要な要素であり、学校・家庭・地域の連携を図りながら、今後も、体育授業の工夫や部活動での体力向上など、総合的な体力向上方策を検討して課題の改善に取り組む必要があります。

□平成27年度体力・運動能力・運動習慣等調査結果（体力合計点）



（全国値の内、小学5年生と中学2年生は平成27年度の調査値、他の学年は平成26年度の調査値）

④英語教育の充実

* 社会のグローバル化が加速する中で、日本人としてのアイデンティティや日本の文化に対する深い理解を前提として、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身につけ、国内をはじめ世界を舞台として様々な分野で活躍し、国や地域の成長を牽引するグローバルな人材の育成が求められています。

す。

本町では、平成23年度から「厚真町英語教育推進委員会」を組織し、町内小・中・高等学校が連携して、「厚真町の夢のある英語教育～英語を活用できる児童生徒の育成～」構想の下に、児童生徒のコミュニケーション能力の育成を図る外国語活動が展開され、平成24年度からは小学校第1学年から第4学年までに、文部科学省の^{*}教育課程特例校の指定を受けて、多様なカリキュラムを開発しながら活用性の高い英語力の育成に努めてきました。

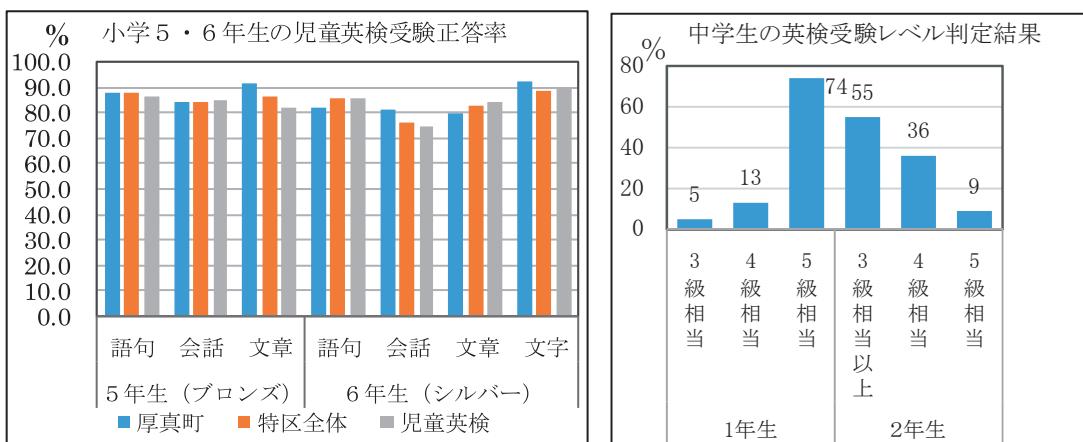
さらに、平成27年度からは第2ステージとして、小・中学校の9年間にわたる教育課程特例校の指定を受けて、小学校の授業時数の増加と15分の^{*}モジュールの時間の導入、小学校第5学年から中学校第3学年までに「コミュニケーション科」を設けるなど、義務教育9年間と小・中学校のスムーズな接続を図る英語教育を目指しています。

本町の英語教育は「英語を活用できる児童生徒の育成」であり、これまで実践的にコミュニケーションを図る独自の教材や場面等に工夫を凝らして児童生徒のコミュニケーション能力を育成してきました。

^{*} 次期学習指導要領の改訂では、外国語活動が小学校3・4年生まで拡大されるとともに、5・6年生は教科化も検討されています。さらに平成30年度には本町の文部科学省の教育課程特例校指定の英語教育が開始から7年を迎えることになります。

本町の英語教育が将来に向けて活用性の高い英語教育として着実な成果をもたらすためには、異文化理解を含めてコミュニケーション能力の育成を図る教育課程の編成や実施、英語教育の構想推進が効果的なものとなっているのかなど、教育振興基本計画の前期5年間の期間中に保護者の理解と協力を得て、中学校の出口となる3年生の修学旅行を現在交流を深めている米国オレゴン州シェリダン校に検証の場として企画し、生徒の変容の姿を通して本町の英語教育の成果と課題を見極めることが必要です。

□小学生の児童英検受験結果と中学生の英検受験レベル判定結果(平成28年2月実施結果)



2 社会教育の現状と課題について

(1) 家庭の教育力

核家族化の進行や家庭の労働形態の多様化が進む中で、個人意識の尊重が地域社会へ^{*}の帰属意識の希薄化につながり、地域活動やPTA活動など社会教育活動への参加の2極化が進んでいます。また、社会活動の活力低下は、地域の教育力の低下を招き、大人が社会人として地域に貢献する意識や地域の中で共に学ぶ教育力の低下にもつながることが憂慮されています。

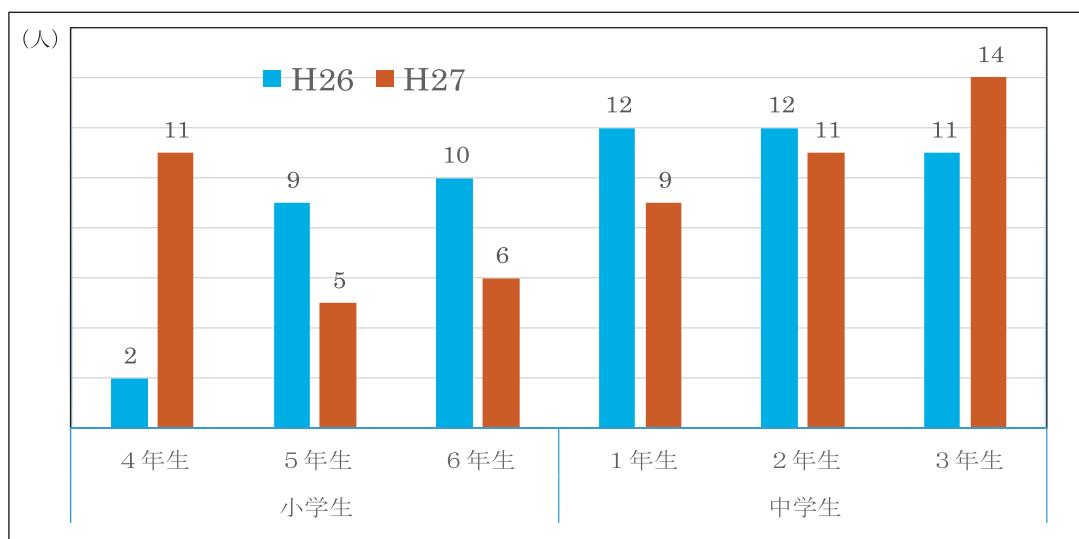
さらに、親の働く姿が見られない環境、家庭生活での役割分担の消滅、地域の大人の関わりが少なくなる環境は、子どもたちの社会への貢献意識、規範意識を育てることが難しくなることも懸念されています。

加えて、子どもが欲しいモノを自由に得られる環境は、我慢をしたり努力をしたり工夫をする機会を減少させることにもつながり、子どもたちの勤労意欲や学習意欲の低下にも結び付くなど、大人の子どもとの関わりや地域社会の有り様が問われています。

また、情報化社会は、インターネットやスマートフォン等の普及をもたらし、子どもたちの周りには多様なサイトや通信系アプリに依存する「ネット依存」や誹謗中傷による「ネットいじめ」など、特定の個人とのつながりの強まりや異なった集団との距離を拡大する人間関係の固定化をはじめ、睡眠時間を削っての情報メディア利用の低年齢化が全国的に広がっています。

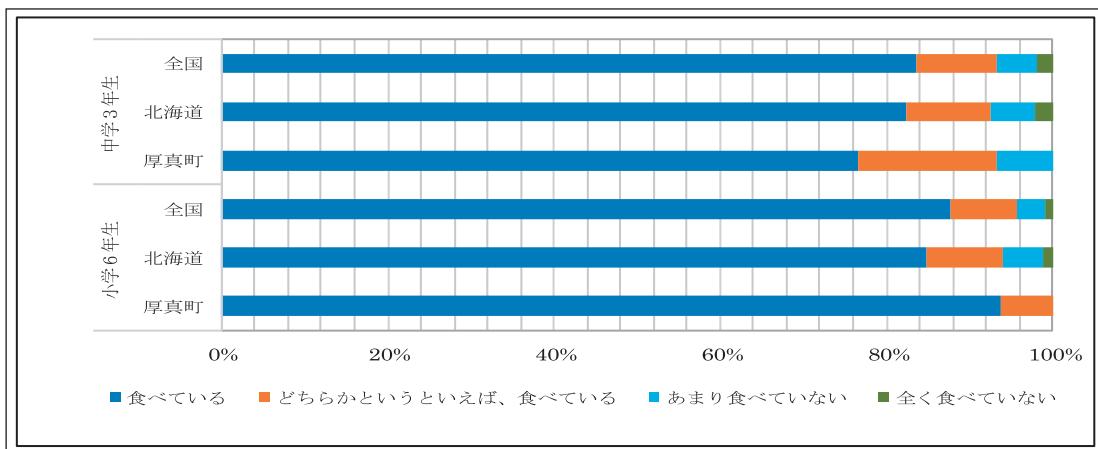
教育委員会では、平成27年度から「学習・生活・運動習慣」向上運動に取り組み、児童生徒の携帯電話やスマートフォンの所有率は、前年度より減少するなど取り組みの効果が見られます。子どもたちのよりよい成長を促すためには、児童生徒の「学習・生活・運動習慣」向上運動の取り組みの広がりに向けて、これまで以上に家庭の主体性を発揮した教育力の向上に結びつけることが求められています。

平成27年度携帯電話・スマートフォンの所有状況



(H27.7教育委員会調査)

□朝食を毎日食べています



(H27 全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査結果)

(2) 地域の教育力の向上

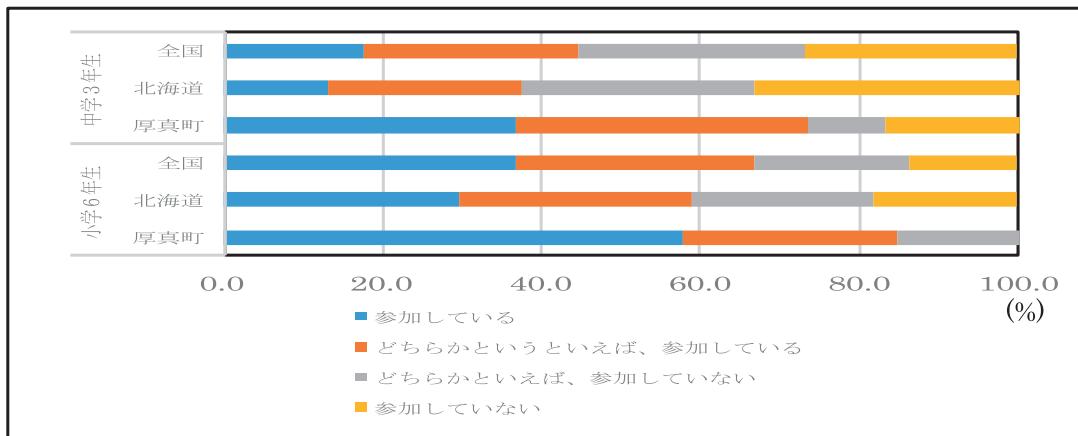
子どもを取り巻く環境が大きく変化し、家庭や地域の教育力の低下が指摘される中、未来を担う子どもたちを健やかに育むためには、学校・家庭・地域が連携協力し、地域全体で教育に取り組んでいくことが極めて重要です。

このため、地域住民がボランティアとして学校を支援する「^{*}学校支援地域本部」や、子どもたちに様々な経験や体験を提供する放課後子ども教室や土曜楽校などへ町民の参画を促し、子どもとの関わりを充実して、地域の教育力の向上を図るとともに子どもたちが安心して暮らせる環境づくりの推進が求められています。

また、子どもたちの豊かな教育環境の充実を図ることは、単に地域の教育力向上だけにとどまらず、町民の絆やコミュニケーションの場づくりにも結び付き、^{*}地域コミュニティの再生にもつながります。

子どもたちのよりよい成長を促すためには、これまで以上に学校や家庭、地域の連携が図られた地域全体の教育力の向上に努めなければなりません。

□地域行事への参加状況



(H27 全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査結果)

(3) 生涯学習活動

少子高齢化がますます進展し、人口の減少が進む中で、これまで社会で活躍する機会が少なかった女性や高齢者等にも光を当て、その有する能力や可能性を最大限に引き出し、新たに付加価値を身に付けてもらうことが、今後の地域社会の持続的な成長・発展に重要となっています。

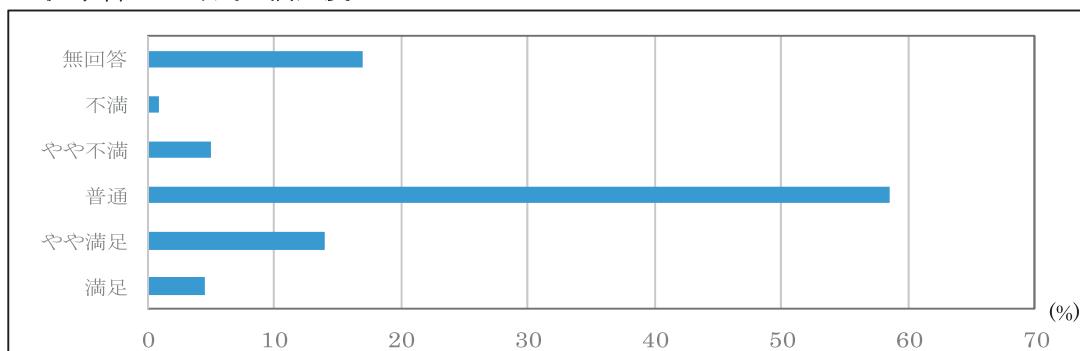
このため、生涯学習では、大人、特に、女性・若者・高齢者等がいつでもそのライフステージや置かれた状況において、学ぶ機会や学び直しができ、その学習の成果を、日常生活や地域活動等に生かすことができる生涯学習社会の再構築が望まれています。

今後の生涯学習活動を充実するためには、多様な学習機会を提供する公民館や図書室活動などの充実をはじめ、活動を支える施設の機能性を高めだれでもが学びやすい環境づくりを推進することが重要となっています。

加えて、町民一人一人が生涯学習活動を通して、幸福を実感できる全員参加型社会の実現に向けては、地域課題の解決につながるような活力を生み出す社会教育、男女共同参画学習の推進等、生涯学習・社会教育の一層の充実は不可欠であります。

教育の質の向上は、一人一人が持つ能力・可能性を最大限に伸長させ、個々の人生を豊かにするとともに、生産年齢人口が減少する状況の中で、一人一人の生産性を向上させることにつながり、社会全体を一層発展させる原動力として生涯学習活動の役割發揮が求められています。

□生涯学習への町民の満足度



(平成 26 年 10 月実施厚真町まちづくり町民アンケート調査結果)

(4) 文化・芸術活動と文化財の保存と有効活用

本町は、豊かな自然に恵まれて地域文化を育んできました。これらの文化の形成に大きな役割を果たしてきた郷土資料は、現代を生きる私たちに、地域の歴史や古くからの生活の様子を伝えると同時に、その根底にある知と技を伝え、日々の暮らしの中に精神的な豊かさや感動、生きる喜びを与えてくれます。

本町の郷土資料は、長い期間にわたり町民の皆さんとの協力を得て収集と保存に努めてきましたが、活用面においては展示施設の未整備などから十分な活用が図られていませんでした。地域の伝統文化は、地域の人々の心のよりどころであり、町民の連帯感や共に

生きる地域社会の基盤を形成する役割も担うことから、郷土資料の活用が今後の課題となっています。

また、平成14年度から始まった厚幌ダムの建設に伴う埋蔵文化財の発掘調査は、平成29年度の発掘調査完了まで残り1年となりました。これまで14年間に及ぶ調査の中で縄文時代の竪穴住居やアイヌ文化期の遺物が発見され、学術的に貴重な考古資料であることも分かってきました。今後においては、これらの文化的価値の高い考古資料をどのように保存し活用を図り、後世に伝えていくのかそのあり方や必要な施設整備が急がれています。

(5) スポーツ環境

本町のスポーツ施設は、かしわ公園内にあるスポーツセンター、スタードーム（全天候型多目的土間体育館）、ナイター照明付の野球場及びテニスコート、新町パークゴルフ場、上厚真運動広場の野球場及びゲートボール場、上厚真パークゴルフ場、町民スケートリンクとなっています。どの施設も集約され利用しやすい施設であり、かしわ公園内のスポーツセンターやスタードームは中・高・大学生の合宿や町外者が四季を問わず訪れるスポーツ施設となっています。

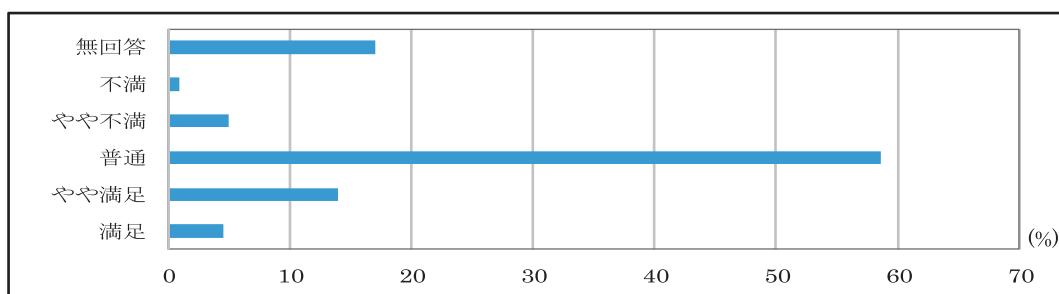
各種のスポーツ施設は、町民の体育向上やコミュニティ形成に大きな役割を果たしていますが、施設の有効利用に向けては、新たな大会の誘致や企画などを通じて、町民にスポーツの楽しさを伝えるとともに、町内外に働きかけて新たな合宿団体の開拓などによる交流の拡大を図り、町の活力づくりへの期待も高まっています。

さらに、スポーツ環境の充実に向けては、施設の適切な維持管理や補修改善も必要な施設もあり、今後も計画的な施設の改善に努めなければなりません。

* また、スポーツ推進委員や各スポーツ団体はそれぞれの立場から、町民の体育や健康スポーツの普及と充実に努めており、広く町民のスポーツ活動をサポートする団体として重要な役割を果たしています。

近年、競技人口の高齢化が進む中で、日常生活に健康スポーツを取り入れる世代が拡大するよう、世代のニーズに沿ったスポーツ活動の掘り起しなどに努めながら、スポーツに取り組む裾野の拡大が求められています。

□スポーツ振興への町民の満足度



(平成26年10月実施厚真町まちづくり町民アンケート調査結果)

施策展開の基本方向体系図

基本理念 「ふるさとを愛し 未来に向かって たくましく生きる人材の育成」

基本目標1 自立して社会で生きていく基礎を育み、新しい時代を担える子どもの育成

基本方向	基本方針	主な施策
1 子どもの可能性を引き出し、才能や個性を伸ばす教育の推進	1 確かな学力の育成	(1) 教育課程の編成・実施・評価 (2) わかる授業の推進 (3) 教科指導の充実と指導方法の工夫・改善
		(1) 児童生徒理解に基づくキャリア教育の充実 (2) 将来の夢や目標の実現につながる進路指導
		(1) ノーマライゼーションの理念に基づく教育の推進 (2) 校内における交流及び共同学習の推進 (3) 教育支援体制の整備 (4) 児童生徒理解のための研修会の充実 (5) 一人一人の教育的ニーズに応じた指導の推進 (6) 適正な就学支援を目指した教育支援の充実
	4 学校 I C T の活用による新たな学びの推進	(1) 情報教育の推進 (2) 教員の I C T 指導力の向上 (3) 学校 I C T の環境整備
		(1) 国際社会に生かせるコミュニケーション能力の育成 (2) 国際理解教育の推進 (3) 歴史や伝統・文化に関する学習の推進 (4) 外国語指導助手 (A L T) の効果的な活用 (5) 海外への修学旅行を活用した英語教育の検証
		(1) 道徳教育の校内指導体制の充実 (2) 道徳教育における全体計画の活用と改善 (3) 道徳教育の家庭や地域社会との連携 (4) 情報モラル・マナーを育てる教育の推進
	7 いじめ問題・不登校等の防止への対応	(1) いじめ防止対策の推進 (2) 教育相談体制の充実 (3) 不登校児童生徒の発生防止 (4) 家庭・地域・関係機関との連携 (5) 人権教育推進体制の充実

<p>3 地域社会との連携による安心・安全な学びの実現</p> <p>（地域社会との連携による安心・安全な学びの実現）</p>	<p>8 生徒指導・教育相談の充実</p> <p>（生徒指導・教育相談の充実）</p> <p>（生徒指導・教育相談の充実）</p>	<p>(1) 問題行動の未然防止・早期発見・早期対応</p>	
		<p>(2) 小中高生徒指導研究協議会との連携</p>	
		<p>(3) 児童相談所、警察署などの関係機関及び家庭や地域との連携</p>	
	<p>9 読書活動の推進</p> <p>（読書活動の推進）</p> <p>（読書活動の推進）</p>	<p>(1) 学校ぐるみの読書活動及び読書指導の充実</p>	
		<p>(2) 町公民館図書室と学校図書室との連携推進</p>	
		<p>(3) 家庭や地域と連携した読書活動の推進</p>	
	<p>4 健やかな体を育む子どもの育成</p> <p>（健やかな体を育む子どもの育成）</p>	<p>(4) 学校図書室の整備充実</p>	
		<p>10 体力・運動能力の向上</p> <p>（体力・運動能力の向上）</p>	<p>(1) 新体力テストの実施と分析</p>
		<p>(2) 学校体育の充実</p>	
	<p>11 健康の保持増進</p> <p>（健康の保持増進）</p>	<p>(3) 「体力づくり」運動の充実</p>	
		<p>(4) 「外遊び週間」等の設定</p>	
		<p>(5) 学校・家庭・地域と連携した体力向上</p>	
	<p>12 学校給食の充実</p> <p>（学校給食の充実）</p>	<p>(1) 健康教育の充実</p>	
		<p>(2) 学校保健活動の充実</p>	
		<p>(3) 薬物乱用防止教室の充実</p>	
	<p>5 ふるさとの良さを理解し、厚真を愛する子どもの育成</p> <p>（ふるさとの良さを理解し、厚真を愛する子どもの育成）</p>	<p>(4) 性に関する取り組みの充実</p>	
		<p>(5) 保健指導の充実</p>	
	<p>13 ふるさと教育の推進</p> <p>（ふるさと教育の推進）</p>	<p>(1) 衛生管理の徹底</p>	
		<p>(2) 給食内容の充実</p>	
		<p>(3) 食に関する指導の推進</p>	
		<p>(4) 給食センターの維持管理</p>	
	<p>6 質の高い教育を支える教育環境の確保</p> <p>（質の高い教育を支える教育環境の確保）</p>	<p>(1) 地域資源を生かしたふるさと教育の推進</p>	
		<p>(2) 歴史・文化・自然に親しむ機会の充実</p>	
		<p>(3) 副読本の整備と活用</p>	
	<p>14 小・中学校の連携・接続の推進</p> <p>（小・中学校の連携・接続の推進）</p>	<p>(1) 9年間の育ちと学びをつなぐ指導の充実</p>	
		<p>(2) 円滑な接続・連携・交流の実施</p>	
		<p>(3) 同一学校種間連携等</p>	
	<p>15 開かれた学校づくりの推進</p> <p>（開かれた学校づくりの推進）</p>	<p>(4) 地域と連携した取り組み</p>	
		<p>(1) 学校評価と情報提供の推進</p>	
		<p>(2) コミュニティ・スクールの活用検討</p>	
		<p>(3) 地域の人材を生かした学校の特色づくりの推進</p>	

	16 教職員の資質・能力の向上	(1) 人事評価制度の充実 (2) 教職員研修の充実 (3) 公開研究会や教育研究活動の支援 (4) 胆振教育局の義務教育指導監や指導主事学校訪問の活用 (5) 校務支援システムの有効活用 (6) 学校地域本部事業等の活用 (7) 教職員の服務規律の徹底 (8) 教職員の心身の健康保持
	17 子どもたちの安心・安全の確保	(1) 防災マニュアルの適切な管理 (2) 地震等を想定した避難訓練実施 (3) 交通安全教室及び自転車運転教室等の充実 (4) 地域ぐるみの学校安全体制の確立 (5) スクールバスの運行管理
	18 快適な教育環境の整備・充実	(1) 学校施設の整備推進 (2) 教材・図書等の整備推進 (3) 児童生徒・教職員の健康の保持増進 (4) 育英資金の貸し付けと給付
	19 北海道厚真高等学校の教育支援	(1) 学校、家庭、地域の連携強化 (2) 厚真高等学校教育振興会への支援 (3) 入学者の確保

基本目標2 生涯にわたり、支え合い・学び合う地域づくりの推進		
基本方向	基本方針	主な施策
7 社会全体の教育力の向上	20 家庭における教育力の向上	(1) 家庭の教育活動と家族のふれあいの推進 (2) 子どもたちの生活習慣の向上 (3) P T Aや関係機関との連携
	21 地域の教育力を生かした青少年の健全育成の推進	(1) 地域（団体）で子どもを育てる活動の推進 (2) 家庭教育の充実支援 (3) 青少年健全育成の推進 (4) 子どもたちの交流と居場所づくり (5) 文化芸術とふれあい推進 (6) 学校体育施設の開放

8 生涯学習社会づくりの推進	22 生涯を通じた多様な学習活動の推進	(1) 生涯学習推進体制の充実 (2) 公民館活動の充実と整備 (3) 学習情報の提供と学習機会の充実 (4) 団体・学習グループへの支援とリーダーの育成・活用 (5) 文化芸術活動及び団体活動の振興と支援
	23 人材を育む読書活動の推進	(1) 読書活動の推進 (2) 図書資料の充実 (3) 予約・リクエストサービス向上 (4) レファレンスサービスの向上 (5) 子ども読書活動の推進 (6) 学校図書室との連携 (7) ボランティア団体等との連携
9 郷土の歴史と文化財の保護・活用の推進	24 文化の継承と文化財の保護・活用の推進	(1) 郷土資料の保存と活用 (2) 文化財等の継承と保存 (3) 埋蔵文化財の発掘調査と活用 (4) 文化財に関する情報発信 (5) 古民家等の保存と活用 (6) 歴史的・自然的観光資源の保存と活用 (7) 郷土資料や埋蔵文化財の活用施設の整備
10 生涯スポーツの推進	25 スポーツの推進と健康づくり	(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進 (2) 健康・体力づくりの担い手団体との連携 (3) 青少年のスポーツ活動の充実 (4) 高齢者スポーツの推進 (5) 学校開放事業の推進 (6) スポーツ施設の有効活用と施設整備

第3章 基本理念

第4章 基本目標

**第5章 今後10年を見通した教育の
基本方向**

**第6章 今後5年間に取り組む25の
基本方針**

第3章 基本理念

「ふるさとを愛し 未来に向かって たくましく生きる人材の育成」

厚真町教育振興基本計画の策定に当たっては、平成28年度から平成37年度までの10年間の基本的な目標を掲げました。

また、計画達成に向けての基本理念は、「ふるさとを愛し 未来に向かって たくましく生きる人材の育成」であります。

「ふるさとを愛し」とは、自己の成長の原点である厚真町の自然、歴史、文化、伝統行事、産業といった教育資源（「ひと・もの・こと」）を活用し、学んだことを自己の考え方や生き方に反映するとともに、ふるさとに誇りを持つことを意味しています。

「未来に向かって」とは、未来を見つめて目標を定めて、自らの可能性を最大限に追求することを意味しています。

「たくましく生きる人材の育成」とは、社会がどのように変化しても、自分の夢や希望を持ち続け、その実現に向かってしっかりと努力を重ねることを意味しています。

そして、この理念を学校教育や社会教育それぞれの分野が共有し、自分たちの地域にある課題に正対することで、地域の一員として地域に貢献したり、地域を大切にしたりする強い心を持った人を育てることを表しています。

第4章 基本目標

教育は、町民一人一人が持つ能力・可能性を最大限に伸張させ、個々の人生を豊かにするとともに、社会全体を一層発展させる基盤であります。厚真町では、今後10年間を通じて目標とすべき教育の姿として、次の2つの基本目標を設定し、その実現を目指して学校教育、社会教育の各分野の教育施策を推進します。

学校教育

自立して社会で生きていく基礎を育み、新しい時代を担える子どもの育成

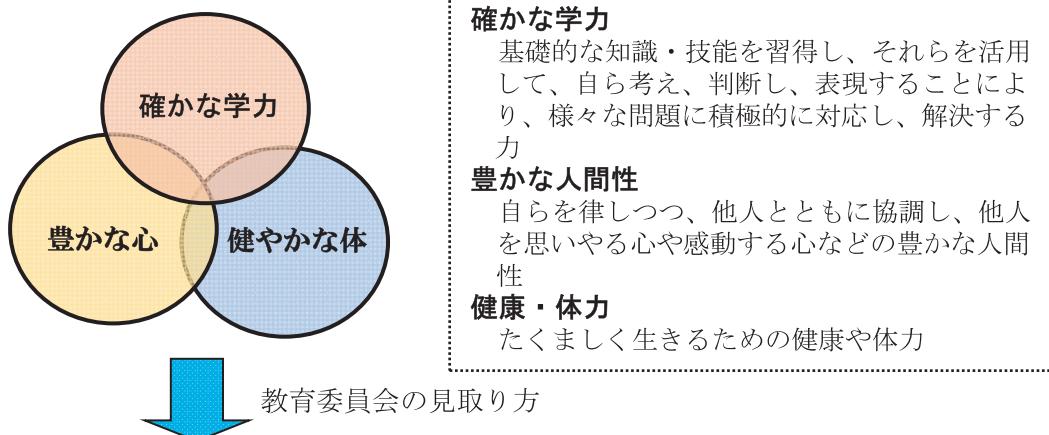
近年の少子化や核家族化、地域における地縁的なつながりの希薄化など、日常生活や社会経済が急激に変化する中、本町の子どもたちが、主体的に将来への大きな夢と希望を持

ち、たくましく生きていくように育んでいくことが求められています。

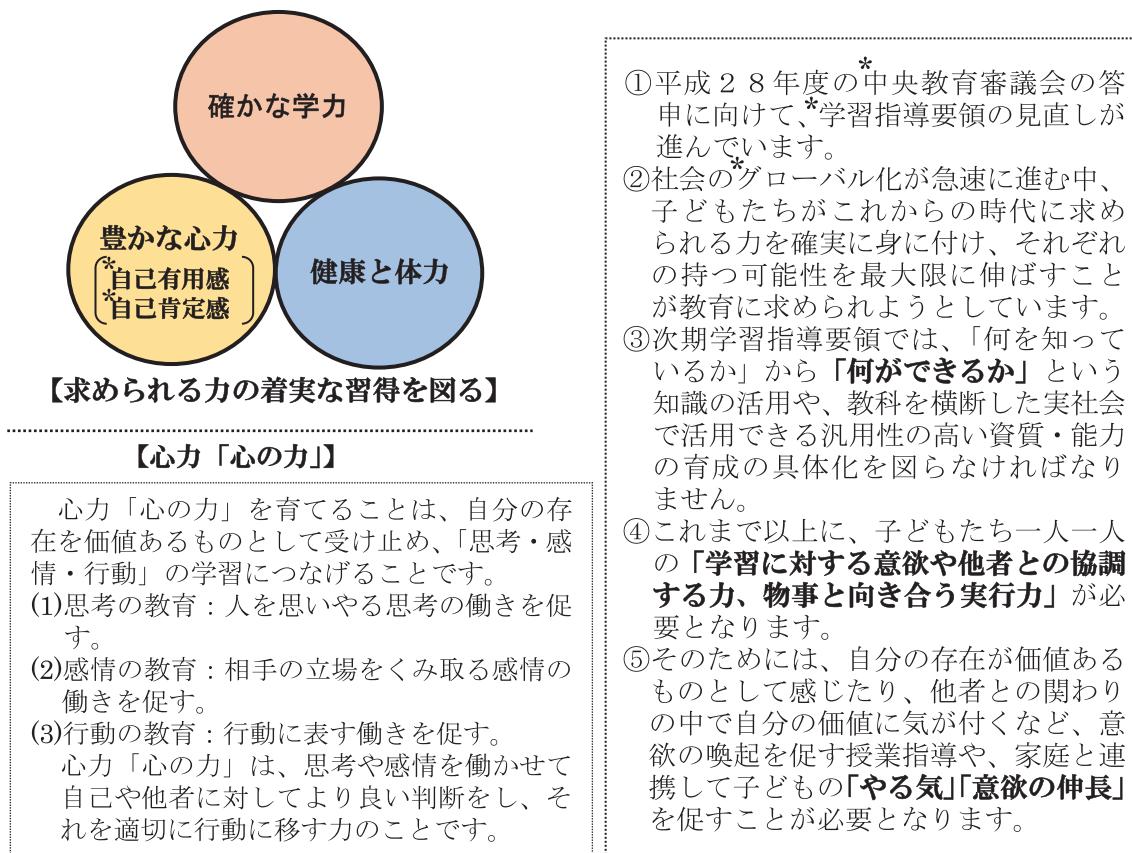
そのために、学校教育の場においては、子どもたちに学習意欲を持たせ、基礎的な知識・技能の習得、他人のことを思いやる気持ちやその思いやりを行動に表す心の力、健やかな体づくりを推進し、知・徳・体がしっかりと支え合う生きる力の育成を図ります。

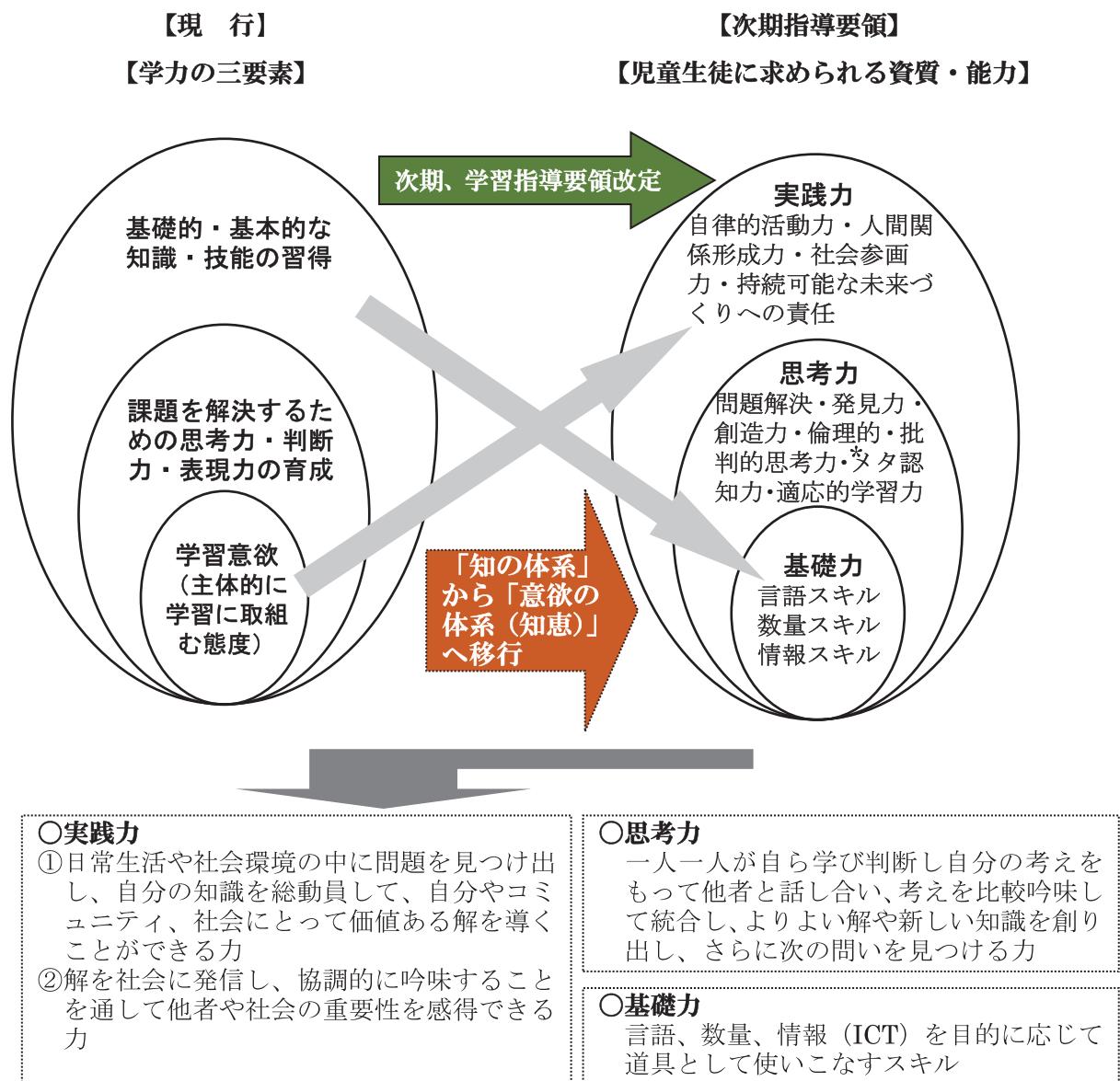
また、学校・家庭・地域の連携を図り、体験や交流活動を充実させ、社会的な規範意識や異文化を含むいろいろな人とコミュニケーションを図る態度や能力を育成するとともに、社会の一員として自立して生きていくことの大切さを自覚できるように、学校・家庭や地域住民が相互に連携を深めながら協力して次代を担う子どもたちの育成を推進します。^{*}

[現行の生きる力] ・・・・バランスよく育むことを目指している。



[生きる力の実行化] = 次期は「生き抜く力」の習得



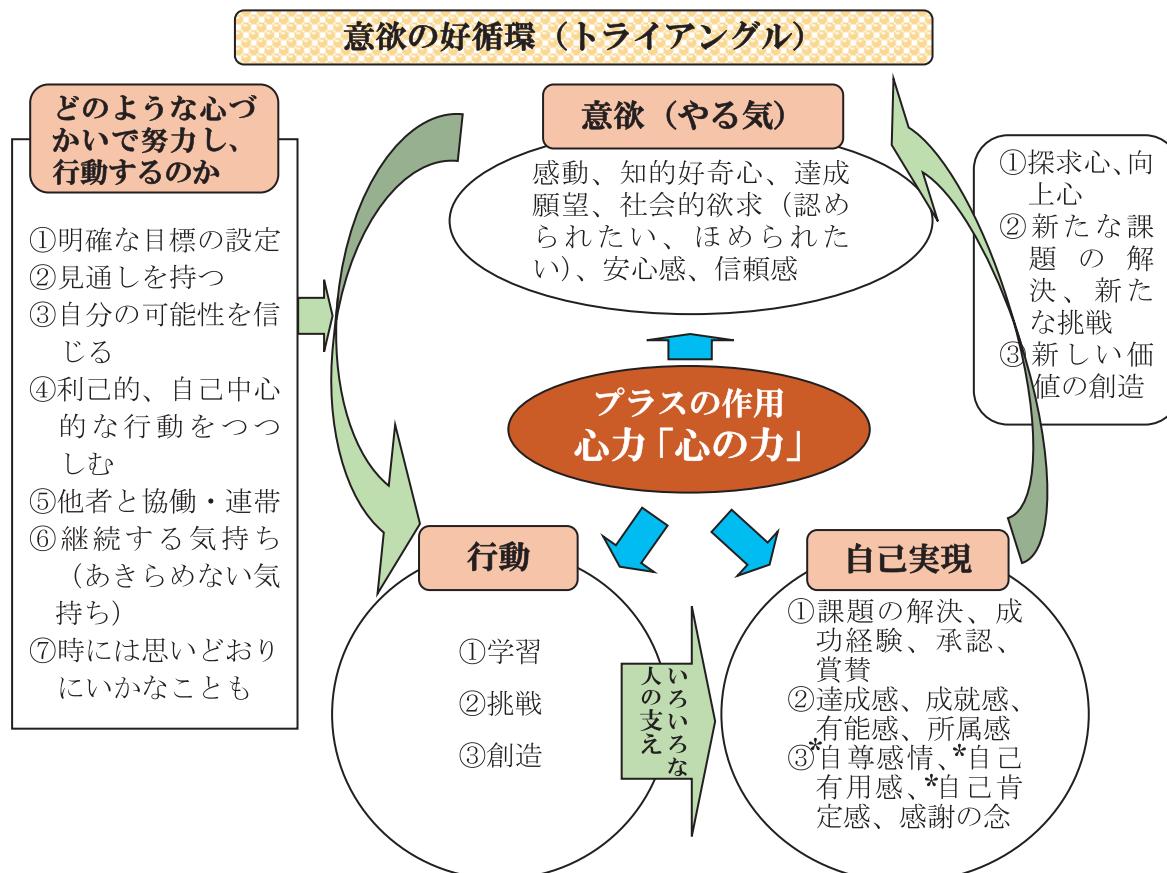
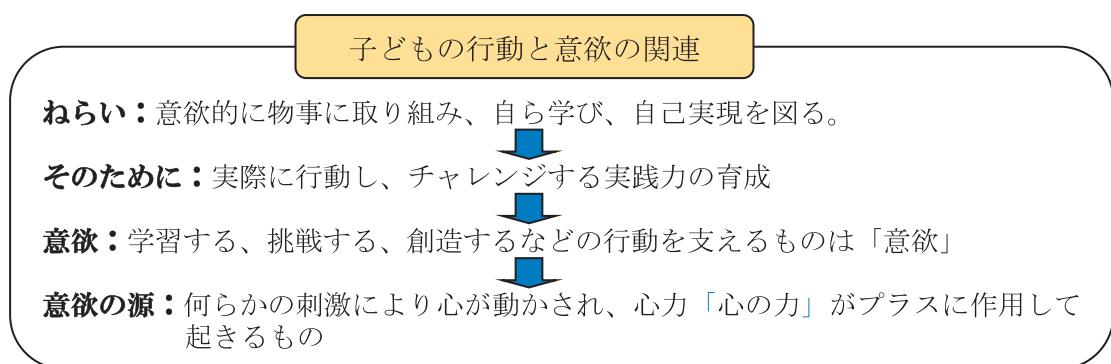
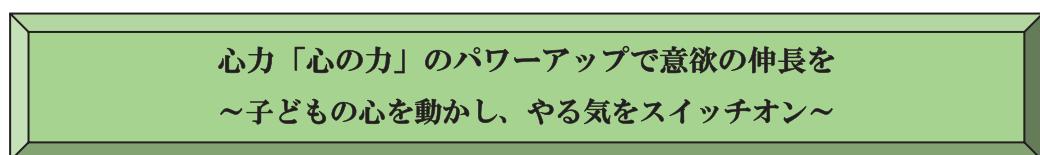


【子どもの心力「心の力」を育てる】

新しい時代を生き抜く子どもたちには、真に平和で豊かな未来を築くため知識や情報を活用し、課題の解決を図る資質・能力が求められています。

この知識や情報の活用では、基礎力を養い、思考を働かせ、実践につなげることが必要となり、これまで以上に、物事と向き合い、内面にある思考や感情を働かせ、自分の考えや思いなどを相手に伝え、実践しようとする力「心力」が必要となります。

「心力」は自己実現を図る源であり、自分の存在を価値あるものとして感じたり、他者との関わりの中で自分の価値に気付き、自ら進んで取り組んだり、最後まであきらめない態度や「やる気」と「意欲」につながり、道徳心とともに他者への思いやりを行動で表現する力となります。



社会教育

生涯にわたり、支え合い・学び合う地域づくりの推進

超高齢化社会を迎える中で、だれもが生涯にわたっていつでもどこでも学習することができ、また、学習の成果を生かすことが地域社会の活力につながるとともに、文化・芸術活動やスポーツに親しむ機会は生活に潤いをもたらし、^{*}地域コミュニティの活性化に結びつきます。

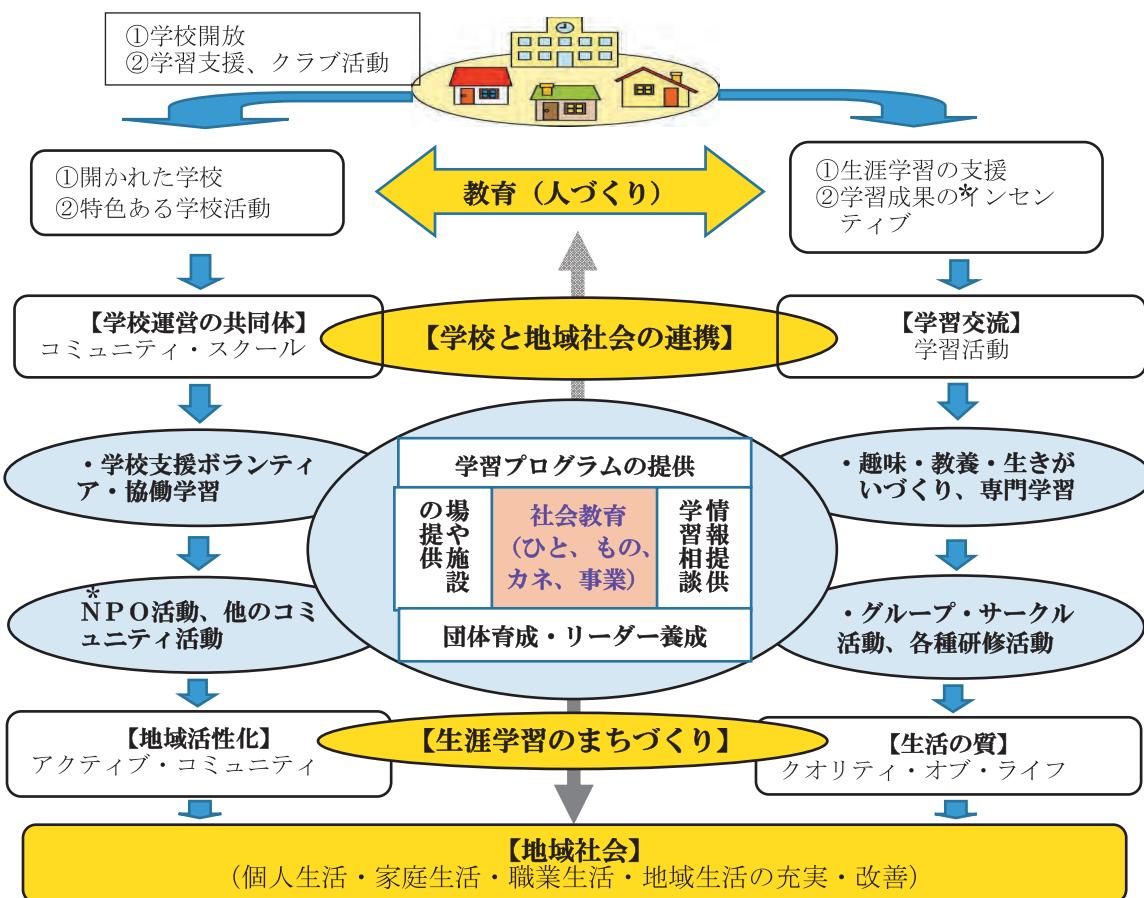
社会が大きく変化する中で、新たな価値を創造する生涯学習活動はますます重要性を増しており、個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの多様な個性と能力を伸ばし、共に支え合い、学び合う「生涯学習社会」の実現が求められています。

町民一人一人が安心して気軽に活用できる生涯学習施設の利用促進を図るとともに、町民の交流の輪を広げ、学び合う中で新たな絆や生きがいを見つけ、そして地域に根ざした活気のある生活を送ることができるような施策を推進します。

また、町民をはじめ多くの方々に本町の歴史や文化・伝統についての情報を発信し、学習機会や啓発活動の充実による文化の継承に努めるとともに、アイヌ文化財の保存・展示と活用を推進し、先住民族の歴史を町づくりに生かします。

【社会教育の体系】

学校・地域社会



第5章 今後10年を見通した教育の基本方向

本計画では、基本理念、基本目標の達成を目指し、子ども、教育環境、地域、生涯学習、郷土の歴史、スポーツの各視点から、今後の10年間を見通した10の基本方向を定めます。

1 子どもの可能性を引き出し、才能や個性を伸ばす教育の推進

ふるさと厚真の将来を確かなものとするためには、たくましく賢い子どもたちを育てなければなりません。たくましさと賢さは、「^{*}知識基盤社会」「グローバル社会」「情報化社会」を主体的に生きていくための不可欠な要素です。

子どもたちの基礎・基本の確実な習得と主体的に学ぶ態度や習慣の確立を徹底して、知識の確実な習得を図りつつ、「課題発見・解決能力」を高めて「確かな学力と自立する力」を育成します。

さらに、これからの中学生には実社会で活用できる汎用性の高い資質・能力が求められることから、こうした知識の活用を促すことができる授業づくりにも努めます。

また、自らを律し、他人と協調し他人を思いやる心や崇高なものへ畏敬の念をもつなど、「感性や意欲、多様性を受容する力」など、未来を形成するにふさわしい「豊かな心の力づくり」を取り組みます。

さらに、^{*}グローバル化、高度情報化など変化の激しい中をたくましく生き抜くための体力、気力などを育む「健やかな体づくり」を推進します。

2 英語を活用しグローバル社会に生きる子どもの育成

急速なグローバル化の進展の中で、子どもたち一人一人にとって、異文化理解や異文化コミュニケーションはますます重要になり、国際共通語である英語力の育成は日本の将来を担う子どもにとって極めて重要です。

小学校低学年から英語に慣れ親しむ活動時間の設定や、小中の連続性に配慮した教育課程の編成・実施など、小・中学校が連携して、カリキュラムや指導方法に工夫を加えて「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能をバランスよく育成しながら、英語を用いて積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てます。

また、児童生徒の身近な暮らしや社会の暮らしにかかる場面、発達段階や興味・関心に応じた言語の活用場面を用意して、英語に触れる機会を充実してコミュニケーションを図ろうとする児童生徒の育成に努めます。

3 豊かな心の力を育む子どもの育成

子どもたちが命を大切にする心を持ち、基本的生活習慣、規範意識、あいさつの習慣の確立や対人関係能力の向上などを通じて、豊かな人間性をもってたくましく生きていくため道徳教育や体験活動の充実を図ります。^{*}

さらに、自己を律し、他人を思いやり、いじめや差別を許さない、公共のためになることを大切にする道徳心や人への思いやりを行動で表すことのできる心の力を育てる指導や取り組みを推進します。

また、いじめや差別の未然防止・早期発見のために関係機関等と連携した効果的な取り組みや、被害に遭った児童生徒の立場に立った取り組みを推進します。

4 健やかな体を育む子どもの育成

これからの中学生にとって、健やかな心身の育成を図ることは極めて重要です。体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっています。

このため、体育・保健体育の授業は、だれもが生涯にわたって運動に親しむ資質・能力の基礎を育てる機会として、児童生徒の健康の保持増進、体力向上、豊かなスポーツライフの実現に中心的な役割を果たします。

児童生徒の体力・運動能力の向上に当たっては、子どもの体力の状況を把握し、能力・適性、興味・関心等に応じて、運動の楽しさや喜びを味わいながら、自ら考え工夫して運動の課題の改善につながる授業や、地域社会と連携を図って運動に親しむ機会づくりの充実に努めます。

「食」は心身の健康な人間を育てるための基本ですが、今、子どもたちの周りでは、偏食・肥満・味覚障害・アレルギー症など、食に関するさまざまな問題が広がっています。

学校給食では栄養バランスの取れた豊かな食事を子どもに提供することにより、子どもの健康の保持増進を図ることはもちろん、食に関する指導を効果的に進めるため、給食の時間や特別活動などを活用して食育の推進に努めます。^{*}

5 ふるさとの良さを理解し、厚真を愛する子どもの育成

核家族化、少子・高齢化の進行に伴い、人間関係の希薄化や地域コミュニティの衰退が懸念されていますが、心豊かで活力あるふるさとづくりを進めていくためには、町民だれもがふるさとを改めて見つめ直し、地域の連帯感や帰属意識を高めるとともに、両親や先人から受け継いだ自分の命や生をいつくしみ、それを支えてきた基盤や由縁を認識することが重要です。

また、^{*}グローバル社会にあって、郷土の自然、歴史・文化、産業や優れた先人などに学び親しむことのできる環境づくりを進め、ふるさとに誇りと愛着を持ち、家族や地域のきずなを大切にしながら、世界とのつながりのなかで未来の郷土を支え、社会の発展に貢献する児童生徒の育成が求められています。

本町には、埋蔵文化財の発掘調査により旧石器時代からアイヌ文化期をはじめとする貴重な遺跡、自然、歴史、伝統文化、行事、食等の地域資源が豊富にあり、これらを生かしたまちづくりへの取り組みも着実に進められています。

子どもたちが郷土の歴史や文化に学び、未来の社会を受け継いでいくためには、ふるさとの魅力に理解を深め多様な価値観を育むことが必要となることから、様々な教育活動を通して地域資源を活用した学習機会の充実を図り、郷土を愛する児童生徒の育成に努めます。

6 質の高い教育を支える教育環境の確保

学校を取り巻く環境が変化する中で、学校教育においては、児童生徒の能力・適性、興味・関心、進路等の多様化・複雑化をはじめ、国際化、情報化、科学技術の高度化等の社会の変化、教育の諸制度の改革に的確かつ柔軟に対応することが求められており、魅力ある学校づくりが一層重要になっています。

子どもたちが学力を高め、豊かな心を持ちながら健康でたくましく生きるためにには、教職員をはじめとする学校全体の教育力の向上が不可欠です。また、予期せぬ地震や豪雨災害等への適切な対応能力を育成する防災教育をはじめ、日常生活における安全教育なども重要性を増しており、学校の教育力の向上とともに安全で安心な教育環境を整える必要があります。

そのため、校長のリーダーシップの下、職員一人一人の能力や適性を生かした学校運営に努め、組織としての学校の教育力を高めるとともに、学校の危機対応能力の向上を図ります。

また、信頼される学校づくりにおいては、地域や学校、児童生徒の実態等の正確な把握・分析を基に、それぞれの学校の教育課題を明確にし、校長のリーダーシップの下、教職員の役割分担の明確化などを通じて業務を効率化するなど、組織的・機動的な学校運営を実践していくことが重要であります。

さらに、創意工夫を凝らした特色ある学校づくりを目指して、学校を核とした家庭や地域の参画と連携を図った「コミュニティ・スクール（地域とともにある学校運営）」の導入なども視野に入れながら開かれた学校づくりの推進を図るとともに、教師としての使命感、資質・力量・識見を高めるための教員研修の実施、教育の基盤となる施設・設備の充実を推進します。

7 社会全体の教育力の向上

社会の大きな変化の中で、学校や家庭、地域の在り方やその機能も変化しています。近年、家庭や地域の教育力の低下などが指摘される一方で、地域の人々が積極的に学校の活動に協力しようとする動きも見られます。

地域の人々が様々な形で学校の運営を支援し、学校が学習の拠点として地域に貢献することなどは、相互の信頼を強化し、今後の新しい関係を構築する上で大きな意義を持ち、この様な取り組みの積み重ねが、学校を変え、地域を変えることにつながります。

そこで、地域住民の自発的な意思を尊重しながら、さらなる連携協力の仕組みを構築し、関係者が一体となって地域の教育力の向上に努めることが求められています。

また、社会がどの様に変化しても家庭は教育の原点であり、子どもたちが豊かな情操や基本的な生活習慣、家族を大切にする気持ちや他人に対する思いやり、命を大切にする気持ち、善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナー、自制心や自立心を養う上で、家庭はその手本として重要な役割を担っています。今後も家庭の主体性を發揮しつつ、子育てに対する関係機関や地域住民、こども園等との一層の連携を図って、家庭を含め地域社会全体の教育力の向上を図ります。

8 生涯学習社会づくりの推進

社会構造の変化に伴い、人々の価値観やライフスタイルの多様化、インターネットなどの情報メディアの急速な普及により町民の学習ニーズはますます多様化しています。

また、学習内容も個人的な趣味・教養から専門的・職業的能力を高めるものなど個別化・高度化も進んでいます。

人間形成の基盤は常に地域社会にあることから、地域特性を生かした活力と魅力ある地域社会の構築に向けて、一人一人が地域と関わりを深め、人格の形成を図りつつ自分の個性を伸ばすことが必要となっています。

地域全体の学習活動・交流活動を促進して、学習成果をお互いに分かち合うことにより学習の輪が広がることから、単に学ぶだけではなく、学んだことが生かされる行動につながる生涯学習社会の実現を目指します。

9 郷土の歴史と文化財の保護・活用の推進

地域で継承されてきた伝統的な文化や郷土資料などは、人の手によって再認識されることにより、地域の人々の心のよりどころとして連帯感を育み、共に生きる社会の基盤づくりにつながります。

古より大切に守り受け継がれてきた郷土の文化財を良好な形で保存と活用を図りつつ、後世に引き継ぐとともに、伝統芸能を伝承していくことにより、郷土への誇りと愛着の形成を促します。

また、厚幌ダム建設に伴う埋蔵文化財は、郷土の歴史と旧石器時代やアイヌ文化期の営みを知る貴重な資料となるとともに、将来の町づくりの核を担うものであり、確実に次世代に継承し、幅広い活用を目指して必要な施設の整備を推進します。

10 生涯スポーツの推進

町民が、生涯を通じてスポーツに親しみ、より活力のある生活を実現するために、各種生涯スポーツ事業を展開するとともに、スポーツ団体等を支援しながら町民の健康や体力の保持増進を目指します。また、運動不足の解消や生活習慣病の予防を目標とした軽スポーツの普及に努め町民の健康・体力づくりを推進します。

さらに、スポーツ少年団の育成や指導者の育成に努めて、子どもたちのスポーツに親しむ機会の充実と競技技術の向上に努めます。

また、町民や町外団体等への利用促進のPRに努めてスポーツ施設の有効活用を図るとともに、計画的な施設の維持補修によって安心・安全なスポーツを楽しむ環境づくりを推進します。

第6章 今後5年間に取り組む25の基本方針

基本方向1 子どもの可能性を引き出し、才能や個性を伸ばす教育の推進

基本方針1 確かな学力の育成

現状と課題

*「知識基盤社会」の時代を子どもたちが主体的、創造的に生きて行くためには、基礎的・基本的な知識・技能の習得やそれらを活用して課題を見出し、解決するために必要な思考力・判断力・表現力の着実な習得が必要となっています。また、自分の考えを持って自立し、他者と共生し、たくましく生き抜いていくための資質・能力として、これまで以上に知識を活用する力の育成が不可欠となっていることから、小中9年間の系統性の高い授業づくりや、豊かな心に根ざした確かな学力の育成につながる学習意欲など、自ら進んで学習に取り組む態度をより一層養うことが必要です。

本町の児童生徒の学力は、小・中学校ともに全国平均に到達し、基礎的な学力は定着が図られていると考えられます。しかし、自分の考えをまとめ、表現する力など課題を解決するための応用力や発展的な学力は十分に定着していません。

子どもたちの「確かな学力」を育成するために、全国学力・学習状況調査等の結果をはじめ全学年の標準学力調査の分析やチャレンジテストなどを活用して学習状況を把握し、個に応じたきめ細かな指導を通して基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と、それらを活用し、自ら考え方判断し、様々な問題に積極的に関わり解決を図る能力の育成に努めます。

施策の方向性

- *◆次期学習指導要領も踏まえて教育課程の円滑な実施に努め、児童生徒に基礎的な学力とともに応用力や発展的な学力を身に付けさせます。
- ◆全国学力・学習状況調査結果や全学年の標準学力調査結果などの分析を通して、学校改善プランの取り組みの充実を図り、児童生徒の学習課題を把握し、学校の課題解決に向けた取り組みを支援します。
- ◆児童生徒一人一人、個に応じたきめ細かな指導を推進します。
- ◆児童生徒の主体的・能動的な学習を引き出す授業づくりを推進します。

主な施策

(1) 教育課程の編成・実施・評価

◇児童生徒の調和のとれた育成を目指し、心身の発達段階や特性等を十分考慮して、先進事例の普及・活用を通じて、適切な教育課程を編成します。評価に当たっても評価方法の工夫改善や評価結果の適切な活用に努め、基礎的・基本的な内容の指導を徹底

し、個性を生かす教育の充実に努めます。

(2) わかる授業の推進

◇確かな学力を育むために、地域や学校の実態及び子ども一人一人の状況を的確に把握し、分かる授業の実践を推進します。分わかる授業の実践に当たっては、見通し・振り返り学習活動や言語活動を取り入れた授業づくりを進めるとともに、^{*}ICT機器や^{*}デジタルコンテンツ等の効果的な活用により、子どもたちの興味・関心を高め、創意工夫に満ちた授業へ改善を図ります。

◇子どもたちの実態や指導の場面に応じて、学習内容の習熟や程度に応じた指導を行ったり、補充的・発展的な学習を取り入れたりしながら、分かる授業の効果的な実施に努めます。

(3) 教科指導の充実と指導方法の工夫・改善

◇子どもたちの学習意欲を高め、確かな学力を確実に身に付けさせるため、教員の授業改善に努め、連携を図った教科指導の充実を図ります。

◇厚真町学力向上推進委員会において、学校改善プランの交流と課題の改善を通し、小・中学校が連携を図って子どもたちの学力向上を図る取り組みを推進します。

◇児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導のため、少人数指導や習熟度別指導、補充的指導などによる「個に応じた指導」を進めます。

◇^{*}加配教員や^{*}教育ソーターを配置し、きめ細かな指導の充実を図ります。

◇全国学力・学習状況調査や標準学力調査、チャレンジテストなどの結果の分析を通して、児童生徒の学習上の課題の把握や授業の指導方法の改善を図ります。

◇授業において課題解決学習、学習の目当てや振り返りの明確化を図り、児童生徒が主体的、意欲的に取り組む学習活動を展開します。

◇教育課程や学校全体で調和のとれた教育及び研究・研修活動の充実を図り、児童生徒の資質・能力を伸ばします。



◆国語の授業(厚真中学校)

基本方向1 子どもの可能性を引き出し、才能や個性を伸ばす教育の推進

基本方針2 キャリア教育の推進

現状と課題

児童生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識をもち、主体的に進路選択ができるよう、進路指導を中心として指導・援助することが重要です。

平成27年度の全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査結果によると、「将来の夢や目標をもっている」子どもの割合は小学生63.6%で、全国と比較して6.9%低く、中学生は50.0%で全国と比較し4%と高い状況にあります。

児童生徒が、社会での職業や勤労及び学校での学習や諸活動への关心や積極的に関わる意欲を高めるような指導・援助が必要です。

施策の方向性

- ◆教育活動全体を通して、^{*}キャリア教育を計画的、組織的かつ系統的に推進します。
- ◆将来、働くことについて意欲や関心が持てるように、学校・地域・事業所が一体となって、実際の職場での体験活動などを推進します。

主な施策

(1) 児童生徒理解に基づくキャリア教育の充実

- ◇学級におけるキャリア教育の充実に努めます。
- ◇キャリア教育に関する啓発的な活動を充実させます。
- ◇発達段階を踏まえ、教科や特別活動、総合的な学習の時間など、様々な教育活動を通じて、組織的・系統的なキャリア教育に努めます。

(2) 将来の夢や目標につながる進路指導

- ◇将来の自分に夢や希望を抱かせたり、家族や友達、地域の人々への関心や信頼感を高め、人々が責任を果たしながら様々な集団や社会を築いていることに気付かせたりする教育に努めます。
- ◇児童生徒が明確な目的意識を持って主体的に自己の進路を選択できる能力を身に付けるよう、発達段階に応じたキャリア教育を推進します。
- ◇一人一人の能力・適性・興味・関心等に応じた進路相談や情報提供に努め、職業観の育成を図ります。
- ◇社会人、職業人として自立できるよう、地域や産業界と連携・協力して児童生徒の職業観・勤労観を育成します。



◆北海道石油共同備蓄株での勤労体験

(厚南中学校の2年生)



◆厚真中OBの弁護士・山田光洋さんを迎えての進路学習

(厚真中学校)

基本方向1 子どもの可能性を引き出し、才能や個性を伸ばす教育の推進

基本方針3 特別支援教育の充実

現状と課題

特別な支援が必要な児童生徒に対しては、その障がいの状態に応じて、特別支援学級において、^{*}特別な教育課程や少人数の学級編成を行うとともに、学校生活に介助を要する場合は、介助員を配置して教育環境の充実を図っています。また、通常学級においても配慮が必要な場合は、^{*}通級による指導や特別支援教育支援員の活用などを行い、一人一人の教育的ニーズに応じた体制を整えています。

特別支援教育においては、障がいの重度、重複化、多様化への対応や、卒業後の就労など自立や社会参加に向けた一層の取り組みが求められています。

特別支援教育の充実では、個別の教育支援計画の作成や活用、教職員の専門性の向上による教育内容や方法の改善・充実をはじめ、専門家の意見を広く取り入れるなど、一人一人の児童生徒が個にあった教育と受けられるように教育環境の整備を行っていくことが必要です。

施策の方向性

- ◆個に応じた支援に向けて、学校の特別支援委員会の充実を図ります。
- ◆特別支援教育コーディネーターを中心として、各学校で個別の支援を必要とする児童生徒に対して共通理解を図るとともに、支援体制の充実を図ります。
- ◆特別支援教育コーディネーターと学級担任の連携を図り、特別な支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズに応じた教育や相談活動を推進します。
- ◆特別支援学級の整備充実を図ります。

主な施策

(1) ^{*}ノーマライゼーションの理念に基づく教育の推進

◇特別支援学校との連携の下、障がいのある児童生徒が、通常学級のクラスに入り、とともに学ぶ支援を積極的に推進し、^{*}心のバリアフリーを育む学習を推進します。

(2) 校内における交流及び共同学習の推進

◇校内に在籍する特別支援学級の子どもが通常学級に入り、通常学級の子どもたちと学び合う、交流及び共同学習を推進します。

(3) 教育支援体制の整備

◇各学校において、発達障害を含む障がいのある子どもに一貫した支援を行うため、特別支援教育コーディネーターの決定や、校内委員会の設置、個別の教育支援計画の作成など、支援体制の整備に取り組みます。

◇胆振教育局の巡回相談を活用し、発達に応じた望ましい教育的対応の配慮に努めます。

(4) 児童生徒理解のための研修会の充実

◇発達障害理解のための研修会などを実施し、教職員の専門性の向上を図り、児童生徒理解に努めます。

(5) 一人一人の教育的ニーズに応じた指導の推進

◇^{*}LD、^{*}ADHD、自閉症、情緒障害を中心とした発達障がいのある児童に対して、障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とした自立活動を行い、円滑な学校生活を送れるよう指導を進めていきます。

(6) 適正な就学を目指した教育支援の充実

◇障がいのある幼児・児童及び生徒に対して、その保護者と就学相談を進める中で、心身の障がいの種類、程度等を判断して適正な教育支援を行います。

◇教育支援委員会等を活用し、障がいのある児童生徒の早期から児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案した教育支援を決定していきます。



◆特別支援教室（厚真中央小学校）

基本方向1 子どもの可能性を引き出し、才能や個性を伸ばす教育の推進

基本方針4 学校ICTの活用による新たな学びの推進

現状と課題

子どもたちが「確かな学力」を身に付けるためには、分かりやすい授業の実現が必要です。^{*}ICTの活用は、授業の効率を高め、先生と子どもがコミュニケーションできる時間を増やし、子どもたちが様々な分野に興味を持って楽しく学ぶ環境づくりの手段となります。

また、近年、社会の情報化が急速に進む中で、インターネットによる犯罪被害の増加、生活リズムの乱れなどが大きな問題となるなど、情報化社会の便利な側面のみならず、影の部分やその対処法などについて、子どもたち自身や保護者などが正しく認識し、適切に行動する力が必要となっています。

今後、子どもたちには情報や情報手段を主体的に選択し活用していくための基礎的な資質や能力（情報活用能力）と主体的に対応していく力の育成に努めるとともに、教員の校務事務の多忙化の緩和と、子どもたちと向き合う時間の確保を図るためICTを活用した校務の効率化を進めることができます。

このような状況を踏まえ、ICTの効果的な活用により協働型・双方向型の授業の実現を図るため、教育用コンピュータや電子黒板、無線LAN等の学校のICT環境の条件整備を進め、デジタル教科書や教材を活用した効果的な授業の実施と子どもたちを有害サイトから守るための情報モラル教育を推進します。

施策の方向性

- ◆子どもたちの意欲を高め、理解が深まり、表現や技能を高めるために、各学校における教育活動全体を通じて、情報教育の積極的な推進を図ります。
- ◆全ての教員が学校ICTを活用した授業を行えるようにするとともに、実践的な指導力の向上を図るための教員研修を充実させます。
- ◆質の高い授業づくりと学校運営の改善を目指し、学校ICTの環境整備を進めます。
- ◆教員の子どもと向き合う時間の確保に努めます。
- ◆児童生徒の情報モラル教育の推進を図ります。

主な施策

(1) 情報教育の推進

- ◇学校において、情報教育を適切に位置付け積極的に情報教育を推進します。
- ◇コンピュータや情報通信ネットワークを活用した授業を推進します。

◇^{*}学習指導要領に基づいて、情報モラル教育を推進し、情報に関するモラル、マナーを育成します。

◇児童生徒が、主体的に情報を収集・選択・活用できる能力を育成します。

(2) 教員の I C T 指導力の向上

◇全ての教員が視聴覚機器及び視聴覚教材を効果的に活用し、分かる授業、魅力ある授業の充実を図ります。

◇コンピュータや情報通信ネットワーク研修会を充実し、教員の I C T 活用能力の向上を図ります。

◇^{*}情報セキュリティポリシーを作成し、教員の情報活用能力・情報モラルの向上を図ります。

◇校務用コンピュータを活用し、指導案や教材など情報の共有化を図り、全ての教員が質の高い授業を実施できるようにします。

(3) 学校 I C T の環境整備

◇教育用コンピュータや学習用コンテンツ、デジタル教材を計画的に整備し、学校 I C T の環境整備を図ります。

◇^{*}校務支援システムを活用し、業務の効率化を図り、児童生徒と向き合う時間と環境づくりを推進します。



◆タブレットを活用した授業（厚真中央小学校）



◆スカイプを活用した授業（上厚真小学校）

基本方向2 英語を活用しグローバル社会に生きる子どもの育成

基本方針5 國際社会に絆を広げるコミュニケーション能力の育成

現状と課題

* 社会のグローバル化が進む中、国際社会で能力を発揮するためには、問題解決能力や新たなことにチャレンジする姿勢のほか、国境を越えて人々と協働・共生するためのコミュニケーション能力を身に付けることが不可欠です。

* そのため、活用できる英語を確実に習得できるよう教育課程特例校の指定を活用して、小学校では「聞く」「話す」に加え「読む」「書く」にも重点を置き、カリキュラムなどの工夫を凝らして活用性の高いコミュニケーション能力の素地や基礎の育成をはじめ、英語の教科化への対応を進めます。

また、中学校では厚真プロジェクト学習（仮想英語空間による厚真PR学習（A P R））など多様な実践的カリキュラムに工夫を凝らし指導の充実を図り、「聞く」「話す」「読む」「書く」の4領域のバランスのとれた習得を促し、コミュニケーション能力の基礎の育成に取り組みます。

施策の方向性

- ◆児童生徒が外国語を用いてコミュニケーションを図る楽しさや大切さを実感できる授業の充実を図るために、厚真町英語教育推進委員会を中心に小・中学校の連携したカリキュラムづくりや指導の工夫に努めます。
- ◆児童生徒が、自然に、かつ積極的に外国の人々とコミュニケーションを図り、受信した外国語を理解し、自らの考えなどを相手に伝える発信力の習得に努めます。
- ◆英語教育先進地の教育活動を研修し、児童生徒の興味関心を高め、コミュニケーション能力の育成を進めます。
- ◆ALTの有効活用を図り、コミュニケーション能力の素地や基礎の育成と国際理解教育を進めます。
- ◆海外などの多様なコミュニケーション機会の確保を図り、英語を活用できる児童生徒の育成に努めます。

主な施策

(1) 国際社会に生かせるコミュニケーション能力の育成

- ◇厚真町英語教育推進委員会を中心に「厚真町の夢のある英語教育～英語を活用できる児童・生徒の育成～」構想の下に、義務教育9年間でコミュニケーション能力の素地や基礎の育成を進めます。

- ◇小学校第1学年から中学校第3学年までに、文部科学省の教育課程特例校制度を活用して授業時数の確保と、小学校ではモジュールの時間を活用したEタイムの実施で外国語への慣れ親しみを育て、小学校第5学年から中学校第3学年までにはコミュニケーション科を設け、小・中学校のスムーズな接続を図ります。
- ◇小・中学校では多様なカリキュラムの開発を行うとともに、小学校では「聞く」「話す」に高学年では「読む」「書く」を加えて4領域の力をバランスよく育成しながら、英語への興味・関心や意欲・態度を育てコミュニケーション能力の育成を図ります。
- ◇小学校高学年では「プロジェクト学習」や中学校では「あつま学」としてA P Rなどを実施し、多様なコミュニケーションの機会を設けます。
- ◇^{*}イギリッシュキャンプなどの実施や連携に努めます。
- ◇^{*}米国シェリダン校との多様な交流を図り、活用性の高いコミュニケーション能力の育成と異文化理解に努めます。

(2) 国際理解教育の推進

- ◇国際感覚を養いコミュニケーション能力を培うためには、広い視野を持ち、異文化を理解し、これを尊重し積極的に他者と関わる態度が求められることから、国際理解教育の充実を図ります。
- ◇異なる文化をもった人々と共生する資質・能力を養うため、異文化との双方向を含む多様な交流会やコミュニケーション機会の充実を図ります。

(3) 歴史や伝統・文化に関する学習の推進

- ◇厚真町や日本の歴史や文化・遺産に理解を深める学習を通して、ふるさとの魅力を自覚し、コミュニケーションの領域を広げ国際性を養います。

(4) 外国語指導助手（A L T）の効果的な活用

- ◇児童生徒が異文化に触れ合いながらコミュニケーション能力を高めるために、小・中学校のA L T配置を継続します。
- ◇A L Tの研修を充実し、コミュニケーション能力の指導力の向上を図ります。

(5) 海外への修学旅行を活用した英語教育の検証

- ◇小学校英語の教科化に向けて、教育課程特例校による英語教育の成果と課題を検証し、活用性の高い英語教育のさらなる充実を図るために、家庭や関係機関の理解と協力を得て、海外（米国）への修学旅行による検証の実現を図ります。

基本方向3 豊かな心の力を育む子どもの育成

基本方針6 豊かな心の力を育む道徳教育の推進

現状と課題

近年、社会環境の変化とともに家庭や地域の教育力や規範意識の低下をはじめ、人間関係の希薄さも指摘されています。子どもたちに基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、規範意識を高め、自らを律しつつ、他者を思いやる心などの豊かな人間性を育むため、家庭と連携し、学校の教育活動全体を通した道徳教育の充実や、子どもが知識を広め、心豊かに人生をよりよく生きられるよう読書活動も重要となっています。

本町では、「私たちの道徳」等を活用して、道徳の時間における指導の充実を図るとともに、全教育活動を通して、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度など道徳性の涵養、道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実や授業創造、地域の人材や資料の活用などにより、子どもの心に響く道徳教育に努めています。今後はさらに単に豊かな心だけでなく、心の力として内面にある人への思いやりを行動で表現できる心の力、自らのやる気や意欲の喚起につながる心の育成を図る必要があります。

施策の方向性

- ◆道徳教育推進教師を中心とした全校的な指導体制を充実させ、学校教育全体を通して道徳教育を推進します。
- ◆学校・家庭・地域が連携を図りながら、規範意識や生命を大切にする心、思いやりの心を育むとともに、体験活動などを通して、社会性や豊かな人間性を育む道徳教育を推進します。
- ◆実際に日常生活や集団生活の中で生かされる道徳教育の推進を図ります。（思いが行動につながる心の力の育成）
- ◆学校・家庭・地域が子どもとのかかわりを大切にして、様々な機会を利用して意欲の好循環を生み出す働きかけを行い、思いを行動で表現できる心の力、自らのやる気や意欲の伸長を促します。

主な施策

(1) 道徳教育の校内指導体制の充実

◇道徳教育推進教師などの研修会や授業研究会を開催し、道徳教育推進教師を中心とした校内指導体制の充実が図れるよう努めます。

(2) 道徳教育における全体計画の活用と改善

◇実態を踏まえて重点化された「全体計画」「年間指導計画」を活用し、着実な実践と工夫改善に努めます。

(3) 道徳教育の家庭や地域社会との連携

◇「私たちの道徳」の活用等を広めるとともに、学校・家庭・地域が一体となった取り組みの推進を支援します。

◇児童生徒に基本的な生活習慣や学習習慣を身に付けさせる規律ある態度の育成に取り組みます。

◇地域の人材や自然、歴史・風土、伝統・文化など多様な教育資源の活用を図り、発達段階に応じた感性豊かな心を育む道徳教育を推進します。

◇道徳の授業をはじめ他の教科や家庭・地域と連携して、心の豊かさや思いやりを行動で表すことのできる児童生徒の育成に努めます。

(4) 情報モラル・マナーを育てる教育の推進

◇スマートフォン等の情報メディアが急速に普及する中で、児童生徒がインターネット上で様々なトラブルに巻き込まれる危険性が高まっています。児童生徒が安心して安全に情報メディアを利用し、インターネット社会を健全に生きていくことができるよう、ネット利用等に関するルールや責任の明確化を図り、適切な行動ができるよう情報モラル・マナーの教育を推進します。



◆情報モラル授業（上厚真小学校）

基本方向3 豊かな心の力を育む子どもの育成

基本方針7 いじめ問題・不登校等の防止への対応

現状と課題

いじめは人権侵害であり、教員や保護者は子どもたちの状況をよく見極め、実態を把握し、いじめの防止や早期発見・早期対応に努める必要があります。

また、不登校には様々な要因があり、子ども一人一人の状況に応じたきめ細かい対応と未然防止や早期対応に向けた組織的な取り組みの充実が求められています。

いじめや不登校は「どの子にも起こること」という認識の下、「子ども理解支援ツール『ほっと』」を活用するなど、日ごろから児童生徒理解を進め、問題行動の防止とともに、子どもの悩みや課題の早期発見・早期対応に努めます。

これまで、小・中学校でいじめとして認知された件数や不登校児童生徒は少数ですが、いじめ・不登校問題は、学校の重点課題として位置付け、組織的・継続的な取り組みを実施し、教育相談活動の一層の充実に努めます。

全ての子どもたちが、お互いの人権を尊重しながらともに生きる社会を実現できるよう、人権教育の一層の充実が求められています。

施策の方向性

- ◆ 「厚真町いじめ防止基本方針」や「学校いじめ防止基本方針」に基づいて、いじめの未然防止や早期発見・早期解消に取り組みます。
- ◆ 子どもたちの人権教育に取り組み、学校や家庭においていじめ防止及び早期発見・早期対応に向けた取り組みを行うとともに、教育相談活動の充実を図ります。
- ◆ いじめや不登校等の未然防止に向け、仲間との良好な関係や、集団への積極的な関わりと自ら育む資質や能力を身に付ける指導に努めます。
- ◆ 子どもたちが、教育活動全体を通じて、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、豊かな人権感覚を育成できる教育活動を行います。

主な施策

(1) いじめ防止対策の推進

- ◇ 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの徹底を図ります。
- ◇ 児童生徒への定期的なアンケートの実施により、いじめの早期発見・早期解消に努め、いじめ問題の解決を目指します。
- ◇ 「子ども理解支援ツール『ほっと』」を活用するなど、日ごろから児童生徒理解を進め問題行動の防止に努めます。

◇児童生徒自身が「自分づくり」「仲間づくり」「集団づくり」をしていくことができる学級・学校づくりを推進します。

(2) 教育相談体制の充実

◇学校の相談体制の充実を図り、いじめの早期発見・早期解消や児童生徒のサポートに努めます。

(3) 不登校児童生徒の発生防止

◇学校の教育相談の充実を図るとともに、小・中学校の連携を推進し不登校児童生徒の発生防止を推進します。

(4) 家庭・地域・関係諸機関との連携

◇家庭・地域など関係諸機関と連携して子どもを取り巻く環境の改善に努め、いじめや不登校など、児童生徒の問題行動の早期解決を図ります。

(5) 人権教育推進体制の充実

◇学校では各学年の目標、教科等との関連などを示した人権教育全体計画・年間指導計画の作成を行い、積極的な人権教育の推進に努めます。



◆いじめ防止取組発表（町教研小学校発表会・上厚真小学校）



◆いじめ撲滅集会(厚南中学校)

基本方向3 豊かな心の力を育む子どもの育成

基本方針8 生徒指導・教育相談の充実

現状と課題

児童生徒の問題行動の予防や解決に当たっては、学校と家庭が連携して、一貫性をもった生徒指導体制を整備するとともに、信頼関係に基づく生徒指導・教育相談の充実が必要とされています。

町内では、非行など生徒指導上の問題行動につながる行為が散見され、これらの問題の防止や早期発見・早期解消を図るために、小・中・高等学校が連携して対応を行うとともに、児童生徒の情報の共有化と教育相談の充実、生徒指導の研修に努めて、課題解決に取り組まなければなりません。

施策の方向性

- ◆非行の防止対策等、生徒指導の一層の推進に取り組みます。
- ◆小・中・高等学校の相互の連携を一層推進します。
- ◆生徒指導研修、教育相談研修の充実に取り組みます。
- ◆家庭・地域との連携を推進するとともに、児童相談所、警察署などの関係機関と連携します。

主な施策

(1) 問題行動の未然防止・早期発見・早期対応

- ◇教職員に対する研修を充実するとともに、家庭と連携し、いじめ・問題行動の早期発見・早期対応に努め早期解消を目指します。
- ◇ネットいじめ問題等を解消するため、関係機関と連携し、教職員への研修を実施し保護者や児童生徒への啓発を行います。

(2) 小中高生徒指導研究協議会の推進

- ◇生徒指導に関する課題の解決に向け、厚真町小中高等学校生徒指導研究協議会を中心に、小・中・高等学校が連携し、情報や生徒指導に係る課題を共有し、解決に向けた取り組みの充実を図ります。

- ◇非行防止の研修会の充実に努めます。

(3) 児童相談所、警察署などの関係諸機関及び家庭や地域との連携

- ◇学校・家庭・地域が連携し児童生徒の健全育成に努めるとともに、児童相談所、警察署などの関係機関と連携を深めて対応に当たります。



◆いじめ撲滅宣言全校集会（厚真中学校）



◆喫煙防止教室（厚南中学校）

基本方向3 豊かな心の力を育む子どもの育成

基本方針9 読書活動の推進

現状と課題

学校図書室は、児童・生徒にとって一番身近な本との出会いの場であり、よりよく利用することで、読書の習慣、調べ方の技術が身に付くなど、多くの教育効果が期待されています。学校図書室には、子供たちの興味・関心に即した図書をそろえ、読書活動を支援するとともに、教科学習や特別活動に関連した図書を準備し、調べ学習やホームルーム活動など教員の教育指導との連携や、休み時間や放課後に安心して居られる場所としての機能など幅広い役割があります。

本町では、平成23年度から「厚真町子ども読書活動推進計画」を立てて読書活動の充実を図ってきました。小・中学校においても、子どもたちの読書への関心や意欲を高めるために、「読書タイムの設定」や「読み聞かせボランティアの活用」、「異学年交流や児童会等の活動を活用しての読み聞かせ」など、各学校が工夫して子どもたちの読書に親しむ機会づくりに努めています。

* 現行の学習指導要領では、「言語活動の充実」が位置づけられ、思考力・判断力・表現力を育てるために、今後も読書の習慣化と定着に努めなければなりません。

* 学校図書室の蔵書数については、学校図書室図書標準に基づいて整備水準の達成が図られていますが、かなり年数の経っている蔵書もあることから、学習教材との関連性も図りながら蔵書の入れ替えを行っていく必要があります。

施策の方向性

- ◆学校・家庭・地域における読書活動の推進に努めます。
- ◆各教科や総合的な学習の時間、特別活動等の学習とともに、「朝読書」など一斉読書などの多様な取り組みを通して、子どもたちの望ましい読書習慣の形成と読書指導の充実を図ります。
- ◆学校図書室の図書の整備促進を進めるとともに、学校図書担当教員を中心とした学校の指導体制の充実を図ります。
- ◆保護者、ボランティア、町図書室等との連携・協力による学校図書機能や読書活動の充実を図ります。
- ◆学校・家庭・地域が連携して、読書の楽しさに気づかせるなど読書活動の推進に努めます。

主な施策

(1) 学校ぐるみの読書活動及び読書指導の充実

◇全校一斉の読書の時間を推進するとともに、教師の読書指導の研修や学校図書担当教員の養成により読書活動の充実を図ります。

(2) 町公民館図書室と学校図書室の連携推進

◇移動図書の活用や読み聞かせボランティアとの連携をはじめ、学校図書室の整備・運営に関する支援・相談・助言と情報提供等に努めます。

(3) 家庭や地域と連携した読書活動の推進

◇学校が家庭や地域の協力を得ながら、子どもたちの読書意欲を喚起するとともに、本の紹介方法を工夫するなど、読書活動の推進に努めます。また、一人一人の児童生徒の読書活動の質の向上に努め、充実した読書活動の展開を図ります。

(4) 学校図書の整備充実

◇子どもたちのおう盛な好奇心や教材との関連性などに配慮した図書整備に努め、読書活動の充実を図ります。

◇子どもたちの読書活動を推進するために、^{*}学校司書などの配置の在り方について検討します。



◆学校図書室（厚真中学校）

基本方向4 健やかな体を育む子どもの育成

基本方針10 体力・運動能力の向上

現状と課題

本町の児童生徒の体力は、平成27年度の厚真町児童・生徒体力運動能力調査結果（全児童生徒対象）において、8種目の体力合計点の全国平均で比較すると、小学校では3年女子と4年男女、5年女子、6年男子が全国平均を下回り課題が見られます。中学校では、全学年の男子と3年女子が全国平均を下回り課題となっています。

小学校では休み時間を延長して遊ぶ時間の確保に努めているとともに、中学校でも体育授業や部活動での工夫を行っていますが、結果につながっていない学年も見られます。

これから社会を生きる児童生徒にとって、健やかな心身の育成は極めて重要であり、体力は人間の活動の源となるもので、健康の維持・増進のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わり、生きる力の原点あります。

このため、体育科や保健体育科で、基礎的な身体能力の育成を図るとともに、運動部活動などと連携させながら、学校教育活動全体を通して効果的に取り組むことが必要となっています。

施策の方向性

- ◆学校において、体力と運動技能を高める授業の充実を図ります。
- ◆新体力テストの実施と活用を推進します。
- ◆家庭や地域と連携しながら、児童生徒の体力向上に取り組みます。
- ◆専門的な指導力を有する外部人材の積極的な活用や指導者の指導力向上のための講習会への積極的な参加など、学校体育・運動部活動の充実に取り組みます。

主な施策

(1) 新体力テストの実施と分析

- ◇小・中学校の全学年に児童生徒体力・運動能力調査（以下「新体力テスト」という。）を引き続き導入し、その結果を経年的な指導や改善に生かすとともに、児童生徒の自身の体力向上意識の喚起を促します。
- ◇新体力テストの分析を確実に行い、授業や体力向上への取り組みの中で活用を図るとともに、課題の改善に取り組みます。

(2) 学校体育の充実

- ◇小学校体育においては、教員の専門的な指導力を高めるための講習会を充実させるとともに、手軽な運動など学校における創意工夫を生かし、体力・運動能力向上に取り

組む環境づくりを進めます。中学校では体育授業や部活動などと連携を図って体力・運動能力の向上に取り組みます。

◇体育授業に外部講師を招くなど、児童生徒の体を動かすことの習慣化を図るとともに、指導する教員の指導力の向上に努めます。

(3) 「体力づくり」運動の充実

◇「体づくり運動」の一層の充実を図るため、全ての学年において発達段階に応じた指導内容を取り上げて指導し、学習したことを家庭などで生かすことができるようになります。

(4) 「外遊び週間」等の設定

◇子どもたちが外遊びを積極的に行えるように各学校で創意工夫した「外遊び週間」を設定し積極的に取り組むとともに、外遊びの習慣化を図ります。

(5) 学校・家庭・地域との連携

◇学校を核にして家庭や地域と連携しながら、体力・運動能力の向上に取り組みます。



◆新体力テスト（厚真中央小学校）



◆走り方教室（上厚真小学校）

基本方向4 健やかな体を育む子どもの育成

基本方針 1 1 健康の保持増進

現状と課題

今、子どもたちを取り巻く環境は、食生活の乱れや生活習慣病、アレルギー疾患、薬物乱用や性感染症の低年齢化等、様々な問題を抱えています。本町の学校においては、体育科（小学校）、保健体育科（中学校）などの関連する教科、特別活動等において、健康に関する適切な指導と実践を促し、生涯を通じて健康で活力ある生活を送るための基礎を培うこととして健康教育が行われています。

また、健康については子どものころから教育することが重要となっており、学校でも健康の保持増進と疾病の予防といった観点から、「がん」の予防も含めた健康教育に取り組んでいますが、今後は「がん」そのものや「がん」患者に対する理解を深める教育が重要性を増していることから、様々な機会をとらえて「がん教育」や「生活習慣病」の理解の促進に努めます。

施策の方向性

- ◆学校・家庭・地域をはじめとする関係機関が連携して、学校保健を充実します。
- ◆生活習慣病は、「がん」をはじめ様々な疾病につながることから、栄養の摂り過ぎや朝食抜きの解消など、望ましい生活習慣の確立に向けた指導に努めます。
- ◆性に関することや薬物乱用の防止など、生徒指導上の問題と関連させて、学校保健に関する現代的課題に対応する教育を推進します。

主な施策

(1) 健康教育の充実

◇体育や保健体育、特別活動における保健学習を通して、生活における健康に関する理解や自らの健康を適切に管理し、改善していく能力を身に付けさせる授業を充実させます。

◇児童・生徒等を対象にした、がんの予防や早期発見等に関する健康教育を推進します。

(2) 学校保健活動の充実

◇養護教諭を中心とした学校保健会を組織的に運営し、学校保健活動の充実を図ります。

(3) 薬物乱用防止教室の充実

◇薬物乱用防止教室を学校保健計画に位置付け、保護者の協力も促しながら薬物乱用の恐ろしさを十分理解させるための取り組みを行います。

◇食物アレルギー疾患のある児童生徒の学校生活を安心・安全なものとするために、「学

校給食における食物アレルギー対応指針」に基づいて、保護者と学校、関係機関が連携して情報などを共有し、安心・安全なアレルギー給食の充実に努めます。

(4) 性に係る取り組み

◇養護教諭や学校保健担当者への研修の実施などにより、子どもたちの心と体のバランスに配慮した性に関する教育及び性感染症の予防・啓発を進めます。

(5) 保健指導の充実

◇生涯を通じて自らの健康を管理し改善していく資質や能力を育成するため、子どもたちの発達段階を踏まえた保健指導や健康相談の充実に努めます。



◆ライオンズ・クラブによる薬物乱用防止教室
(厚真中央小学校)



◆町保健師による性教育授業 (厚真中学校)

基本方向4 健やかな体を育む子どもの育成

基本方針 1 2 学校給食の充実

現状と課題

給食は、食を通じて地域等を理解することや、食文化の継承を図り、自然の恵みや勤労の大切さなどを理解する「^{*}食育」を実践する大切な機会です。

児童生徒にとって、栄養のバランスがよい食事を摂ることにより自らの健康を管理していく力を身に付け、学校生活に潤いを与え、友達や先生とのコミュニケーションを深める重要な役割を担っています。

また、学校給食は、正しい食習慣・食文化を伝え、子どもたち一人一人が「自分の健康を考え、食事を選ぶ能力」を身につける大切な学びの場であります。さらに、本町ではすべての子どもが学校給食を楽しめるよう、給食センター開設当初より食物アレルギー対応給食に取り組んできましたが、毎年食物アレルギー対応給食での事故が全国で発生していることから、より一層、安全で美味しい学校給食の提供に向けて、関係機関との連携強化を図り安心・安全な学校給食の提供に努めなければなりません。

また、給食センターは開設後15年が経過し施設設備の摩耗が進んでいるため、計画的な維持補修と機器類の更新に努めます。

施策の方向性

- ◆ 安心・安全でおいしい給食を提供するために使用食材の安全確保、食品衛生管理の徹底、新鮮な地場産物や旬の食材の導入に努めます。また、栄養のバランスがとれた魅力ある給食を目指し、今後も献立の工夫や改善を図ります。
- ◆ 学校給食を通じて食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付け、生涯にわたり心身の健康を保持・増進することができるよう食育の推進に努めます。
- ◆ 学校給食における食物アレルギーの安全管理の徹底と緊急時の危機管理体制の充実に努めます。
- ◆ 給食センターは、厨房機器及び付属設備等が摩耗しているため、計画的な維持補修と機器類の更新に努めます。

主な施策

(1) 衛生管理の徹底

- ◇ 安心・安全な給食を提供するため、食材や施設の衛生検査の徹底等より一層の衛生管理に努めます。
- ◇ 安全で美味しい給食の提供に努めるため、異物混入などの防止に向けて徹底した点

検・管理とともに、異物混入時の対応のマニュアル化を図ります。

(2) 給食内容の充実

- ◇献立の充実により、栄養のバランスがとれた給食を提供し、児童生徒の健康増進や体力の向上を目指します。
- ◇新鮮で安全な地場産物や四季折々の旬の食材を積極的に導入し、より安心・安全でおいしい給食を提供します。
- ◇食物アレルギーのある児童生徒に対して、医師の診断書での確認や個別面談を実施するなどして、保護者との連携を図って献立への配慮や給食段階のチェック機能を強化し安全な給食提供に努めます。
- ◇日常から危機管理体制を学校や家庭、医療機関、消防署などと共有し、^{*}エピペンの使用などを含め、緊急時における適切な対応の徹底を図ります。

(3) 食に関する指導の推進

- ◇発達段階に応じた食に関する知識と食習慣を指導し、正しい食生活を実践できる児童生徒を育成するとともに、保護者等への積極的な啓発活動を行います。
- ◇学校栄養教諭を中心に「食に関する指導」を全校で実施します。
- ◇給食を生きた教材として活用し、食物を大切にする心や食物の生産等にかかわる人々へ感謝する心を育み、食生活のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付けさせます。
- ◇家庭との連携により栄養のバランスや食品の安全性について正しい知識を習得し、健康的な食習慣を身に付け、食を自己管理する力を育成します。
- ◇地場産物を食材に活用することは、児童生徒のより身近な実感として地域の自然や食材の生産等へ理解を深め、食への感謝の気持ちを育みます。地場産物の積極的な活用を図り、郷土への理解と愛着を育みます。

(4) 給食センターの維持管理

- ◇温かい食品は温かく、冷たい食品は冷たいままで提供できるよう給食配送時のコンテナや食缶等の温度管理の適正化を図ります。
- ◇安心・安全な学校給食の提供に向けて、厨房機器や付属設備等の計画的な維持補修と更新に努めます。

基本方向5 ふるさとの良さを理解し、厚真を愛する子どもの育成

基本方針1 3 ふるさと教育の推進

現状と課題

核家族化や情報化社会の急速な進展に伴い、子どもたちが人や地域社会とのかかわりも減少し、伝統文化に接したり、地域の自然や歴史に学んだりする機会も少なくなる中で、ふるさとに対する意識のうすれが憂慮されています。

将来を担う子どもたちが生まれ育ったふるさとに対する理解を深め、ふるさとに誇りが持てるよう、伝統文化や郷土の歴史、自然や産業などに対する触れ合いや理解を深め、地域の貴重な資源の継承・発展につなげていくことが必要となっています。

学校では、「ふるさとの良さを理解し、郷土を愛する心の育成」に向けて、社会科における「身近な地域の学習」の充実をはじめ、小学校社会科副読本「あつま」^{*}の活用、総合的な学習の時間における「郷土の学習」「埋蔵文化財の遺跡や体験学習」などに取り組み、自然や生活文化、歴史などを学んでいます。

こうした中で、本町の児童生徒は「地域行事への参加状況」は、全国平均より小学生は20.7ポイント、中学生で19.2ポイント高くなるなど、地域とのかかわりを深めた学習や行事への参加を通して、地域理解に結びついていると受け止めます。

今後、さらに、ふるさとの歴史や文化の継承者となる児童生徒の育成に当たっては、本町に「生まれてよかった」「住んでよかった」という実感が持てるよう地域の歴史や文化、自然に触れる機会の充実に努める必要があります。

施策の方向性

- ◆地域の自然、歴史、文化等を児童生徒の発達段階に応じて取り上げ、各教科等の教育活動全体を通して地域の特性を生かした学習の充実を図ります。
- ◆小学校社会科副読本「あつま」等を活用し、郷土の伝統や文化、産業に直接触れ、調べたり考えたりすることで、ふるさとへの興味と関心を高めます。
- ◆ふるさとに誇りや愛着を持つことができるよう、受け継がれてきた伝統や文化、産業の魅力などの理解を深める学習に努めます。

主な施策

(1) 地域資源を生かしたふるさと教育の推進

- ◇歴史や伝統文化などの体験的学習を通して、ふるさとへの興味・関心を高め、郷土を知り、郷土を愛する心や誇りに思う心を育みます。
- ◇児童生徒が地域のある課題に正対することで、地域の一員として地域に貢献したり、

地域を大切にしたりする心を育います。

◇地域の学習資源や人材を活用し、町の歴史について学ぶ機会の充実に努め、地域に貢献しようとする態度を育てます。

(2) 歴史・文化・自然に親しむ機会の充実

◇古くから町に伝わる祭り、行事、風習などの町の歴史や使用されてきた生活道具を体験し、ふるさとへの愛着を深めます。

◇地域の教育資源を生かして特色ある教育活動を行い、郷土の文化遺産や民俗資料、文化財の公開を図り、郷土の歴史や伝統、文化を正しく受け継ぐ態度を育てます。

◇ふるさとが、自然や文化、人材等に恵まれていることに気付かせ、これから郷土や国際社会を主体的、創造的に生きるたくましい児童生徒の育成に努めます。

(3) 副読本の整備と活用

◇郷土の学習を深める教材として小学校社会科副読本の整備を図ります。

◇まちの歴史や文化など副読本を活用して、ふるさと学習の充実を図ります。



◆トーチカ見学（上厚真小学校）



◆上幌内2遺跡見学（厚南中学校）

基本方向6 質の高い教育を支える教育環境の確保

基本方針14 小・中学校間の連携・接続の推進

現状と課題

少子化に伴い児童生徒数の減少と相まって、学校の小規模化や少人数学級が徐々に進んでいます。また、教育の場では、^{*}小1プロブレム、^{*}中1ギャップの発生など学校環境にスムーズに適応できない児童生徒へのきめ細かな対応が求められています。

これまでも、学力向上や英語教育などでは小・中学校の接続を見据えた連携活動が行われていますが、今後は、新しい環境に順応し望ましい学校生活を送る児童生徒の育成を促すためには、こども園や小・中学校が、幼児及び児童生徒個々の能力や心身の変化を適切に把握する連携を視野に入れ、情報と対応を共有しながら小・中学校のスムーズな接続を図る「園小中連携・接続教育」を推進します。

また、連携・接続の実効ある取り組みを通して、家庭や地域の理解と協力を得ながら、義務教育9年間を見通した学習指導や生徒指導、生活習慣の確立につなげて、児童生徒の着実な「生き抜く力」の育成を図ります。

施策の方向性

- ◆円滑な接続の実現に向け、幼児・児童・生徒、教員、保護者等の相互交流の機会の充実を図ります。
- ◆地域で子どもを育てる意識を醸成するため、地域でかかわりをもつ取り組みを進めます。
- ◆子どもたちの「育ち」と「学び」にふさわしい教育活動が展開されるよう、^{*}教育課程の改善と充実を図ります。
- ◆教員・保育士間の相互理解を深め、連携教育に携わるすべての人が目的意識を共有し、共通の方法で指導にあたることができるよう、研修・連携体制を整えます。

主な施策

(1) 9年間の育ちと学びをつなぐ指導の充実

◇小中連携教育による義務教育9年間を見通した系統的・継続的な学習指導や生徒指導を行い、確かな学力、豊かな心の力、健やかな体などの「生きる力」を育みます。

(2) 円滑な接続・連携・交流の実施

◇児童生徒の発達段階に応じた指導の確立に向けて、小中の多様で弾力的な接続と連携を進めます。

◇地域ごとに、こども園、小学校、中学校間で、入学後の適応状況や生活指導等に関する情報交換や交流・連携に関する協議を行っていきます。

◇学校やこども園での行事交流や学習交流、児童会活動や生徒会活動の交流も行います。

また、ボランティア活動等を通して、幼児・児童・生徒同士のかかわりを深めていきます。

◇教員・保育士が、異校種の保育や授業を参観し、意見交流などを実施しながら相互理解を図ります。

◇小学校・中学校と厚真高等学校の教員が授業や学校活動の交流を図って、児童・生徒や地域の教育活動への理解の醸成に努めます。

◇こども園と小学校、小学校と中学校、中学校と厚真高等学校の保護者が交流する機会などを設けて、連携に対する理解の醸成に努めます。

(3) 同一学校種間の連携等

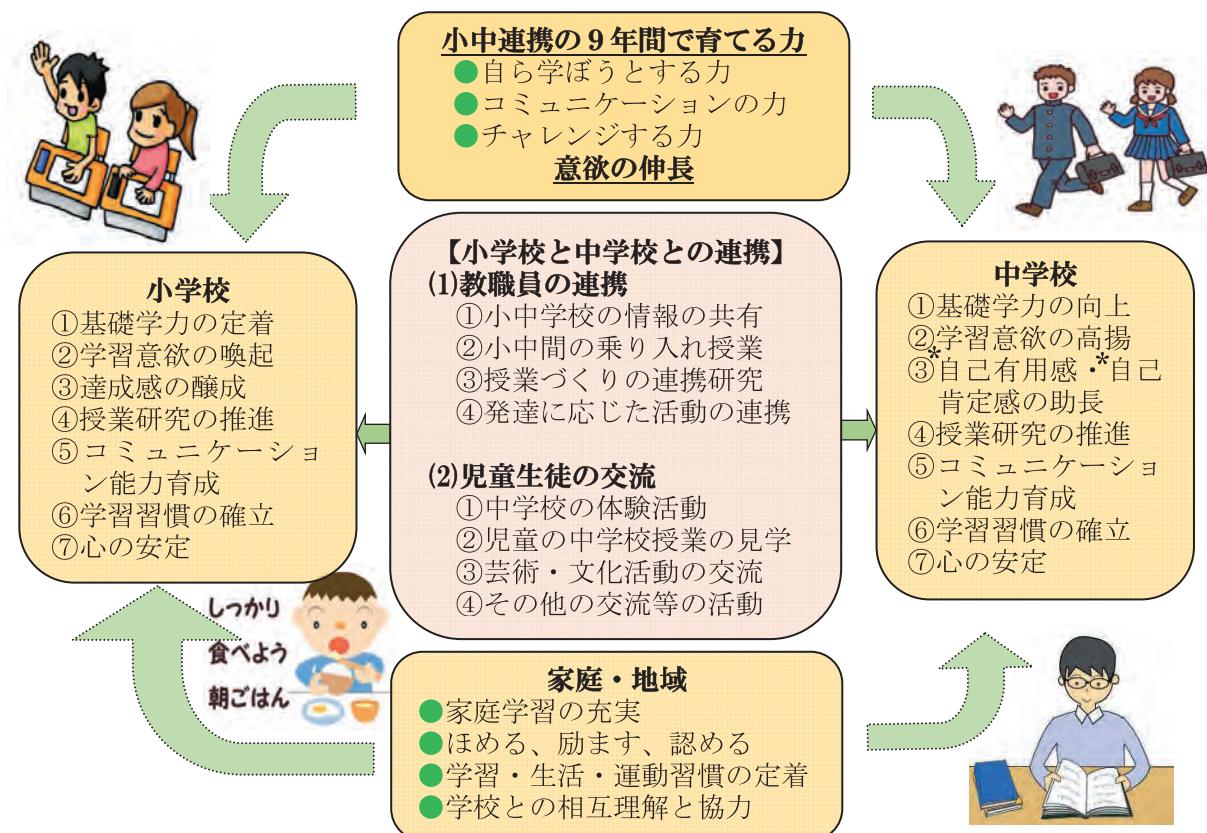
◇特色ある教育活動等の展開を図るため、同一校種間の連携・交流を促進します。

◇総合的な学習の時間の活動や部活動の交流、教科指導に関する教員間の交流などに努めます。

(4) 地域と連携した取り組み

◇地域と連携し、地域団体が主催する行事等を幼児・児童・生徒と地域の方々との交流の機会として活用し、「あいさつ」や「声かけ」を積極的に行うなど、学校・家庭・地域が一体となった取り組みを進めます。

**■小・中学校の連携は、子どもの学習や心と体の変化を見取りながら
9年間で育てる仕組みです。**



基本方向6 質の高い教育を支える教育環境の確保

基本方針15 開かれた学校づくりの推進

現状と課題

現代は、「^{*}知識基盤社会」と言われ、学ばなければならぬ新しい知識・情報・技術が飛躍的に増大していますが、同時に、複雑化する社会をたくましく、豊かに生きていく力を育てることがますます重要になっています。

学校は、新しい時代を生きる子どもたちの育成を目指して、これまで地域社会に教育活動の情報発信を行うとともに、地域に開かれた信頼される学校づくりに向けて、学校関係者評価を通じて保護者や地域住民の意見や要望を的確に学校運営に反映させるなど、家庭や地域社会と連携・協力しながら教育活動の充実を図ってきました。

今後ともグローバル社会を生きる子どもたちの育成に向けては、地域の持つ豊かな教育資源を生かし、学校と家庭と地域が一体となって子どもたちの育ちと学びを支える環境、人間的なつながりや豊かな体験が用意されるような学校づくりを目指して、「コミュニティ・スクール」の導入の検討を進め、地域とともにある開かれた学校づくりの充実を図る必要があります。

施策の方向性

- ◆地域との横の連携とともに、小中の縦の連携を重視した教育を展開します。
- ◆学校から地域への積極的な情報提供とともに、学校と地域の人々が協働する取り組みを推進して、相互理解と信頼関係を構築します。
- ◆保護者や地域住民など地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの醸成に努めます。

主な施策

(1) 学校評価と情報提供の推進

- ◇児童生徒がよりよい教育活動を享受できるよう、保護者や地域住民に対して適切に説明責任を果たし、共通理解に基づいて連携協力を進め、教育水準の向上を図ります。
- ◇学校評価の質的な改善と評価結果の適切な公表、地域住民を評価者とする学校関係者評価の取り組みを一層促進します。
- ◇学校運営の改善のため、実効性のある学校評価の実施に努めます。
- ◇ホームページや学校通信等により、日常の学校運営の状況等を保護者や地域住民へ積極的に情報提供を行います。

(2) コミュニティ・スクールの活用検討

- ◇保護者や地域住民の意見を学校運営に反映させるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の活用など、学校と一緒に子どもたちの豊かな成長を支える学校運営の

新たな仕組みづくりを検討します。

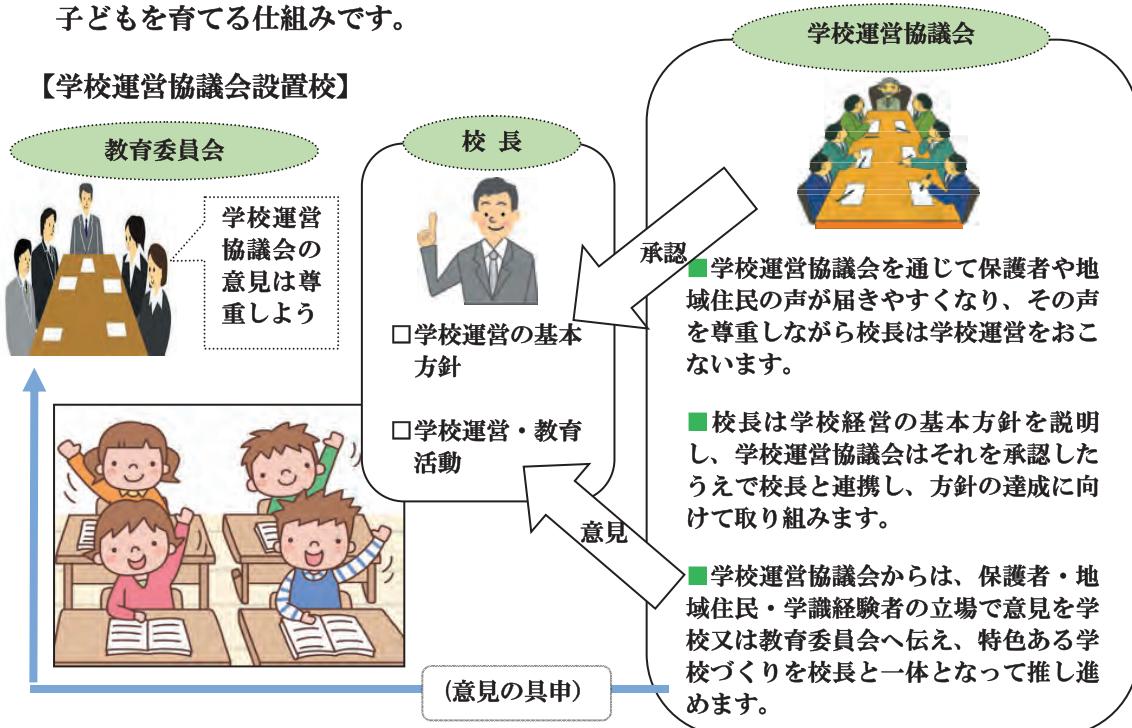
(3) 地域の人材を生かした学校の特色づくりの推進

◇子どもの社会性や豊かな人間性を育成するため、教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等において、地域の人材を活用した体験活動や交流活動を行うことにより、学校の特色ある教育活動への理解の醸成と開かれた学校づくりを推進します。

<■コミュニティ・スクールのしくみ>

学校・家庭・地域が皆で学校運営に関わり
子どもを育てる仕組みです。

【学校運営協議会設置校】



基本方向6 質の高い教育を支える教育環境の確保

基本方針16 教職員の資質・能力の向上

現状と課題

学校教育において、子どもの教育を担う教員の果たす役割は非常に重要で、教員は、児童生徒の指導者として日々その資質・能力の向上に努める必要があります。本町では、平成24年度から「あつま教師力アップ研修事業」に取り組み、町内すべての教職員が参加できる集合型の研修環境を整えて、教員の資質・能力の向上が図られ、児童生徒の基礎学力も着実に定着しています。

しかし、社会の変化が進む中で、児童生徒には21世紀にふさわしい資質・能力として、主体的・協働的な学び（アクティブ・ラーニング）など知識を活用する力の育成が求められ、系統性や発展性を踏まえた授業づくりなど学校教育全体を通して、教科を越え汎用性の高い資質・能力の育成を促す指導方法の構築が求められています。児童生徒一人一人の教育的ニーズや地域の特色ある教育活動の充実に向けて、先進地の教育実践に学ぶ派遣研修や学校独自の校内研修など、学校の研修活動への支援の充実も必要となっています。

一方、教員は昨今、様々な教育課題等への組織的な対応が求められ、教科の指導や学級運営のほか、^{*}学校活動の校務分掌も分担され多忙感が問題視されています。教員として子どもと向き合う時間を確保するためには、円滑で効果的・効率的な学校運営が必要となっています。また、学校の教員だけでこうした課題のすべてを解決することは困難であり、今後は、^{*}学校支援地域本部事業などの組織や関係機関、その他の保護者・地域住民等の外部人材の力を積極的に活用していくことも大切です。

施策の方向性

- ◆人事評価制度を活用し、教職員の公正な人事管理や資質能力の向上に取り組みます。
- ◆新しい時代に対応する児童生徒の資質・能力の育成を目指し、新たな授業づくりを創造する教職員研修に取り組みます。
- ◆教員の経験や能力、職層に応じた研修等の充実や特色ある教育活動、学校課題に応じた研修機会の確保を図るなど、計画的・系統的な教員の育成に取り組みます。
- ◆教員が子どもと向き合う時間を確保するため、^{*}校務支援システムの活用を図って校務の効率化を進めるとともに、業務のスリム化、効率化に向けて改善・見直しを進めます。
- ◆経験豊かな教職員の専門的な知識や技能などを若い世代の教員に継承できる環境づくりに取り組みます。
- ◆地域内外の多様な人材を積極的に活用し、教員の人材育成や校務のサポートを行い、教員の負担軽減を図ります。

主な施策

(1) 人事評価制度の充実

◇人事評価制度を充実させ、目標による教職員の人事管理や資質・能力の向上に取り組みます。

(2) 教職員研修の充実

◇児童生徒の21世紀に求められる資質・能力の育成を図るため、「あつま教師力アップ研修」の成果を生かしつつ、教科を超えて教員一人一人が児童生徒の主体的・協働的な学び（アクティブ・ラーニング）を促す指導技術の習得と、さらには義務教育9年間をつなぐ授業づくりの確立を目指し、厚真町教育研究会と共同で研修活動の充実に努めます。

◇新しい時代の教育には、新しい視点に立った研修制度も必要となることから、優れた実践を行っている先進地への派遣研修の充実に努めます。

◇管理職による日常的な教室訪問を行い、日々の授業の活性化と人材育成を図ります。

◇各学校の授業研究や授業改善が充実したものとなるよう校内研修を支援します。

◇各種研修会を通して教職員の専門的資質・能力の向上に努めます。

- ・初任者研修
- ・指導力向上研修会
- ・生徒指導研修会
- ・特別支援教育研修会
- ・^{*}I C T活用研修会など

◇教職員免許更新制度や初任者研修をはじめ定期的な教職員研修の活用を図ります。

(3) 公開研究会や教育研究活動の支援

◇研究指定校などの研究活動の支援を行います。

◇厚真町教育研究会の研修活動を支援し、学校課題の改善と教職員の資質・能力や指導力の向上を図ります。

(4) 胆振教育局の指導監及び指導主事学校訪問の活用

◇指導監の学校訪問や指導主事の学校訪問及び指導主事の専門的指導の機会の活用を図り、授業改善や指導力の向上に努めます。

(5) 校務支援システムの有効活用

◇小・中学校の指導要録等の電子化などによる教職員の校務の効率化を図り、児童生徒と向き合う時間の確保に努めます。

(6) 学校支援本部事業等の活用

◇学校の様々な教育活動を地域人材が支援し、教育活動の充実や教員の子どもと向き合う時間の充実を図ります。

(7) 教職員の服務規律の徹底

◇教職員の非違行為はそれ自体許されないものであり、教員に対する信頼、ひいては学校教育全体に対する信頼を著しく損なうことから、^{*}コンプライアンスの徹底を図ります。

(8) 教職員の心身の健康保持

◇教職員の心身ともに充実した健康状態を保つため、メンタルヘルス対策など教職員の健康管理対策の充実に努めます。



◆校内研修（厚真中学校）



◆授業研究（厚真中学校）



◆教師力アップ研修会（秋田大学の阿部教授）



◆教師力アップ研修会（秋田大学の阿部教授）



◆教師力アップ研修会（北海道大学釧路校の早勢準教授）

基本方向6 質の高い教育を支える教育環境の確保

基本方針17 子どもたちの安心・安全の確保

現状と課題

登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るために、学校は安全の確保に努めるとともに、様々な場面を想定し、児童生徒に危機対応能力の基礎を培うことが求められています。

また、学校における危機管理体制を確立するとともに、教職員の危機管理能力の向上を目指すことが必要です。

地域における児童生徒の安全確保については、学校と地域が連携し、地域全体で子どもたちを見守る体制づくりを進める必要があります。

本町においては、児童生徒の防犯や交通安全について地域や関係機関と連携し、地域ぐるみの学校安全体制の確保を推進しています。また地震を想定した避難訓練を各学校が実施し、「自分の身は自分で守る」という児童生徒の育成に努めています。

施策の方向性

- ◆ 地震を想定した避難訓練を各学校が実施し、「自分の身は自分で守る」という児童生徒の育成に努めます。
- ◆ 児童生徒の通学や遊び場などにおける交通事故の防止、安全確保に向けた危険箇所の明示した学校安全マップを整備し、活用の充実を図ります。
- ◆ 児童生徒の防犯や交通安全について、地域や関係機関と連携し、地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進します。
- ◆ 児童生徒の通学や学校活動における安心・安全を確保したスクールバスの運行・管理に努めます。

主な施策

(1) 防災マニュアルの適切な管理

◇ 児童生徒の安全を確保するために、学校安全マップを常に見直し、危険箇所の把握と活用に努めます。

◇ 教職員の危機管理に関する研修などを実施し、教職員の危機管理能力の向上に努めます。

(2) 地震を想定した避難訓練の実施

◇ 児童生徒に危機対応能力の基礎を身に付けさせるため、地震を想定した避難訓練の実施を推進します。

(3) 交通安全教室及び子ども自転車運転教室等の実施

◇児童の交通安全を確保するために、交通安全教室及び子ども自転車運転教室等を実施し、交通安全教育の推進に努めています。

(4) 地域ぐるみの学校安全体制の確立

◇児童生徒の防犯・交通安全教育を進めるとともに、家庭への普及啓発や地域ぐるみの学校安全体制の確立を推進します。

◇メールの活用や複数の連絡方法を確立し、緊急時の家庭への連絡体制の充実を図ります。

◇^{*}スクールガード・リーダーや様々な学校応援団との連携を密にし、児童生徒の安全な登下校及び地域での防犯や交通事故防止に努めます。

(5) スクールバスの運行管理

◇スクールバスの運行は直営方式と委託方式により安心・安全な運行に努めます。

◇学校の教育活動に配慮した運行体制の確保に努めます。

◇スクールバスの安心・安全な運行と管理の徹底に努めます。

◇スクールバスの計画的な更新に努めます。



◆交通安全教室（厚真中央小学校）



◆避難訓練（上厚真小学校）

基本方向6 質の高い教育を支える教育環境の確保

基本方針18 快適な教育環境の整備・充実

現状と課題

未来に向かって成長する子どもたちが、健康で、安心・安全な質の高い教育環境で学び、様々な体験を通じて生活することは、教育に不可欠な条件です。

児童生徒数の動向、校舎等の老朽化を踏まえた施設整備、快適な学習環境とともに円滑な学校運営ができる施設管理を行う必要があります。

効果的な学習指導のため、教材や図書の充実をはじめ情報化社会に対応した情報教育を推進する教育機器を整備する必要があります。

* 就学援助制度の申請者が増加している現状にあります。経済的な理由等により教育の機会が失われないよう、就学が困難な児童生徒の保護者に対する援助制度が必要とされています。

施策の方向性

- ◆子どもたちが、健康で、安心・安全な環境で学習するための施設整備を推進します。
- ◆充実した教育環境で学習ができるよう教材や図書の整備を図り、情報教育を推進するため教育機器を整備します。
- ◆経済的な理由等により、就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費等の一部を援助します。
- ◆入学のための資金調達が困難な方や就学困難な生徒・学生に対し、育英資金の貸し付けを行います。

主な施策

(1) 学校施設の整備推進

- ◇老朽化した校舎等の計画的な改修を実施します。
- ◇快適な学習環境の確保に向けて、設備等の改修を計画的に実施します。

(2) 教材、図書等の整備推進

- ◇教育活動を充実させるため、教材や学校図書室の資料を整備します。
- ◇* I C T 教育の推進のため、教育機器を整備します。

(3) 児童生徒・教職員の健康の保持増進

- ◇児童生徒・教職員の健康診断を実施し、健康の保持増進を図ります。
- ◇学校環境衛生検査や飲料水水質検査を実施し、教室の照度等の学校環境や衛生管理を徹底します。

(4) 育英資金の貸し付けと給付

- ◇経済的に就学が困難とされる生徒に対して、就学に必要な費用の一部を援助します。
- ◇大学等の入学に際し、育英資金を貸し付けます。
- ◇大学等の入学に際し、近藤奨学金並びに中村奨学金を給付します。



◆防災機能強化した屋体の天井
(厚真中学校)



◆多目的トイレ (厚真中学校)



◆コンピュータ教室 (厚真中央小学校)

基本方向6 質の高い教育を支える教育環境の確保

基本方針19 北海道厚真高等学校の教育支援

現状と課題

北海道厚真高等学校は創立62年の伝統ある地元唯一の高校ですが、近年は中学卒業生の減少に伴い地元からの入学生徒が減少しています。現在、厚真高等学校は地域キャンパス校として存続が図られていますが、将来も地元の高等学校として存続するためには、入学者定員の確保は喫緊の課題です。

厚真高等学校は、地域の人材を育成する場であり、本町のまちづくりや地域の活力を生み出す大切な役割を担っています。厚真高校の教育活動を支援することは、地域の人材育成はもとより、高校を故郷とし、町づくりの良き理解者の育成に結びつくものです。今後とも、地元唯一の高校として存続を目指し、厚真高等学校教育振興会を通して、魅力ある教育活動を支援します。

また、厚真高等学校の教育活動に理解と協力を得るため、学校活動全体を通して地域や小・中学校との交流などの具体化を図り地域に開かれた学校づくりが期待されています。

施策の方向性

- ◆学校、家庭、地域が一体となって厚真高等学校の存続活動を展開します。
- ◆厚真高等学校の魅力ある教育活動を厚真高等学校教育振興会を通して支援します。
- ◆通学費などの負担の軽減を図ります。
- ◆小・中学校をはじめ地域との交流や連携を深める教育活動の充実を支援します。

主な施策

(1) 学校、家庭、地域の連携強化

- ◇P T Aや地域が連携して高校存続を図るため、^{*}公立高校配置計画など高校教育の方の情報の共有に努めます。
- ◇小・中学校や地域との交流や連携を深める教育活動を支援します。

(2) 厚真高等学校教育振興会への支援

- ◇魅力ある学校活動を推進するため厚真高等学校教育振興会の活動を支援します。

(3) 入学者の確保

- ◇町内をはじめ近隣市町の中学校へ厚真高校のP R活動の徹底を図り、入学生徒の確保に努めます。



◆北海道厚真高等学校



◆英語の授業



◆遠隔機器を使った、苫小牧東高校との遠隔
授業

基本方向7　社会全体の教育力の向上

基本方針20　家庭における教育力の向上

現状と課題

家庭教育は、子どもの基本的な生活習慣や豊かな情操、基本的な社会のルール、自立心や自制心、自分の考えや思いなどを行動で表す心力「心の力」などを身に付けさせるうえで重要な役割を担っています。

近年、核家族化、少子化、^{*}地域コミュニティの希薄化、家庭の労働形態の多様化等により、家庭を取り巻く状況は大きく変化し、親子が向き合う時間の減少が進んでいます。加えて、スマートフォンや携帯電話、ゲーム機などのメディア利用が子どもたちの間で急速に広がり、生活習慣の乱れやいじめをはじめ、様々なトラブルに巻き込まれる事件や事故が多発しています。社会の情報化は止まることを知りませんが、子どもたちがこうした社会を他者と協調しながら自己実現を図るために、子どもたち一人一人が規律ある生活習慣やメディア活用能力を身に付けることが求められております。

このような中、家庭の教育力を高めるためには、まず保護者自らがその役目と責任を自覚し、子どもと向き合うようにすることが大切です。また、住民相互のつながりを深め合い地域社会が一体となって子育て家庭を支援していくことが必要です。そのため、家庭教育や家族関係、子育て等に関する情報提供や学習機会の充実が必要となっています。

子どもは次世代を担う社会の宝であり、すべての家庭に対して子育て支援の意識を高めるとともに支え合いのよりどころとなる場を充実することも必要になっています。子育てしやすい環境、子どもを連れて楽しめる場所づくりに積極的に取り組み、地域社会のコミュニケーションを通して、安心して「子育ち」「親育ち」「親子関係育ち」ができるよう支援を進めていきます。

施策の方向性

- ◆家庭教育の充実を図るため、家庭教育の重要性についての啓発に努めるほか、より多くの親に役立つ情報を適宜、提供します。
- ◆家庭の教育力の向上を図るため各種の学習機会の充実を図ります。
- ◆町全体で子どもを見守り、育てる環境をはぐくむため子育て支援を充実します。
- ◆子どもたちの「学習・生活・運動習慣」の向上を図る取り組みを充実します。

主な施策

(1) 家庭の教育活動及び家族のふれあいの推進

- ◇保護者が家庭において、子どもの基本的な生活習慣や道徳感、自立心、心力、社会性等をはぐくむという本来の役割が果たせるよう、関係機関と連携して、子育てについ

て「知る・考える・学習する」機会の充実を図ります。

◇「家庭教育セミナー」「家庭教育講演会」などを開催し学習機会の充実を図ります。

◇各種行事や地域活動において、親子が一緒に参加できる場の充実を図るとともに、円滑な親子関係づくりと思いやりのある明るい家庭づくりに努めます。

(2) 子どもたちの生活習慣の向上

◇子どもたちの生活習慣を向上させる運動として「学習・生活・運動習慣の向上運動」を学校、家庭、地域が一体となって推進します。

(3) P T Aや関係機関との連携

◇P T Aや関係機関の活動を通して、保護者がよりよい子育てをするための環境づくりや、自らも成長していくための学習機会の充実を図ります。



◆家庭教育セミナー

基本方向7 社会全体の教育力の向上

基本方針21 地域の教育力を生かした青少年の健全育成の推進

現状と課題

子どもたちの充実した学習、規律ある態度の育成、体力の向上を図るためにには、家庭・地域の教育力の向上を図るとともに、学校・家庭・地域が一体となって教育活動を推進することが必要です。そのためには、学校・行政が家庭や地域に積極的に情報を発信して、関心と理解を高め、学校・家庭・地域が役割分担しながら、子どもたちの健全な成長を願い、それぞれの立場で連携を図って教育活動や非行防止活動、安全の確保を推進することが求められています。

また、地域における地縁的なつながり、連帯感の希薄化、個人主義の浸透などにより、子どもの成長を支える地域の教育力の低下が指摘されています。そこで、保護者・地域の人々のニーズを踏まえ、放課後や週末などにおいて子どもたちの学習・体験活動など、地域に根ざした教育活動を展開しながら地域の教育力を向上させるとともに、地域の世代間交流を推進する社会教育団体の育成に努め、学校・家庭・地域が相互に連携しながら、地域の教育力の向上と充実を図ることが求められています。

施策の方向性

- ◆青少年の健全な育成を目指し、学校・家庭・地域、青少年育成団体などが一体となった取り組みを推進します。
- ◆地域の教育力向上を図るため、子育てに関する団体やP T A等の関係団体、地域住民の活動を支援します。
- ◆放課後や週末などにおいて、「放課後子ども教室」や「放課後児童クラブ」を実施するなど、子どもたちの安心・安全な居場所づくりと学習・体験活動の機会の充実を図ります。
- ◆地域で見守る健全育成活動を通して青少年の非行防止に努めます。
- ◆学校施設など、学校が持つ教育力を地域に生かします。

主な施策

(1) 地域（団体）で子どもを育てる活動の推進

- ◇心豊かな青少年の育成と地域の教育力の活性化、地域で子どもを育てる意識を醸成するため、地域における奉仕活動や体験活動の取り組みを推進します。
- ◇地域の人材を活用して子どもたちに多様な学習機会や体験の場を提供し、豊かな人間性やコミュニケーション能力の向上に努めます。

(2) 家庭教育の充実支援

◇自主的な学習機会への参加が難しい家庭や子どもの教育に関心の低い家庭、子育てに悩む家庭など、すべての家庭の教育力向上を図るため、地域全体で情報や学習機会の提供、相談体制の充実を図り家庭教育の支援に努めます。

(3) 青少年健全育成の推進

◇成人式やふれあい体験事業など、青少年育成の各種事業の充実に努めます。

◇青少年のリーダー育成、ボランティア活動や子ども会活動等の自主的活動を促進します。また、学校・家庭・地域・P T A等の関係団体が連携し、青少年健全育成事業を推進します。

◇青少年の健全育成と非行防止、犯罪や危険から子どもたちを守るため地域全体で見守る活動の充実に努めます。

(4) 子どもたちの交流と居場所づくり

◇放課後や週末などにおいて、学校や児童会館などを活用し、^{*}N P Oや民間団体、ボランティアなどと連携しながら、放課後子ども教室を開催して、体験や交流、スポーツ・文化・自然活動、地域住民との交流等、子どもたちの安心・安全な体験の場や居場所の充実に努めます。

◇放課後児童クラブ（学童保育）の運営では、子どもの安心した居場所であるとともに、子ども同士が主体性を發揮しながら活動と交流を通して成長が図られるように努めます。

◇子ども会活動などを通した親子のふれあいや、町民の主体的な子どもの交流活動の充実に努めます。

(5) 文化芸術とのふれあい推進

◇次代を担う子どもたちの創造性をはぐくみ、多様な個性と豊かな人間性の形成を図るため、子どもの文化芸術活動を推進します。

(6) 学校体育施設の開放

◇屋外運動場や屋内運動場などを学校教育活動に支障のない範囲で地域のスポーツ団体等に貸し出しを行い、健康の増進やスポーツ・レクリエーションの振興に努めます。

基本方向8 生涯学習社会づくりの推進

基本方針22 生涯を通じた多様な学習活動の推進

現状と課題

町民は、自己の個性・能力を伸ばし充実した人生を送るため、多様な学習の機会を求めています。町民一人一人が生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所において主体的・自発的に学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が望まれます。

また、学習は一人一人の能力を向上させ、その成果を生かすことにより社会を支え、活性化を促し持続的な発展に繋がります。社会の活性化と持続的発展を可能とする仕組みづくりのためには個人、団体、行政がそれぞれ自立・協働という関係を築いていく必要があります。

今後は高齢化社会が進む中で、町民の多様な学習ニーズを敏感に捉えた適切な支援を進めるとともに、町民の学習の成果が地域へ還元され、地域における学びの好循環が生まれる生涯学習活動の実現を図ります。

施策の方向性

- ◆教育振興基本計画をはじめ、長期的なビジョンの下に生涯学習を推進する体制を充実します。
- ◆公民館や図書室などの生涯学習施設においては、町民のニーズに応じた学習機会の提供や学習しやすい環境づくりに努めます。
- ◆生涯学習に関する情報をわかりやすく伝えるとともに、世代やライフスタイル、町民ニーズに応じた多彩で魅力ある学習機会を提供し、町民の生涯学習を推進します。
- ◆町民の積極的な生涯学習活動への参加を進め、団体・学習グループへの支援と指導者等の人材の育成・活用を図ります。
- ◆町民の生きがいと共生・質の高い文化芸術活動の提供と、町民の主体的な文化芸術活動の支援に努めます。

主な施策

(1) 生涯学習推進体制の充実

◇各種計画や事業の進捗状況を適切に把握し生涯学習推進体制の充実を図ります。また、町民の生涯学習活動への積極的な参加を促し、地域における学びのネットワークづくりや新たな学習ニーズの掘り起こしを行います。

(2) 公民館活動の充実と整備

◇いつでも、だれでも気軽に立ち寄れ、居心地の良い公民館にするため、公民館施設の

活用と充実を図るとともに、社会教育団体等の意見を基に公民館活動の充実に努めます。

- ◇多様化する住民の活動（生涯学習活動、コミュニティ活動、仲間づくりや趣味の活動、ボランティア活動、社会参加活動など）から発する課題を捉え、町民の「学びたい」「知りたい」「つながりたい」という思いを大切にする公民館事業の実施に努めます。
- ◇公民館活動や団体サークル活動は、自主性・民主制・開放性・地域への還元といった考え方を持って活発に活動されることが期待されています。様々な町民ニーズに応えるため多様な公民館活動を推進します。

(3) 学習情報の提供と学習機会の充実

- ◇「生涯学習だより」や「^{*}S N S」などの^{*}I C Tを活用してだれもがわかりやすい学習情報の提供に努めるとともに、町民のもつ知識や技能、教育機関、民間団体等のもつ教育機能など地域における教育力を生かし、学習機会の充実に努めます。

(4) 団体・学習グループへの支援とリーダーの育成・活用

- ◇公民館、図書室等の事業においては、町民参加の機会を増やして、世代を超えた町民の交流の場となるよう努めます。また、町民による自主的な学習活動を支援し、学習の中心となる指導者等の人材の育成と活用を進めます。

(5) 文化芸術活動及び団体活動の振興と支援

- ◇子どもたちが、文化芸術に直接触れたり創造活動に参加したりすることにより、多くの感動体験を得て感受性豊かな人間として成長する機会の充実に努めます。
- ◇町民が日常生活の中で、優れた文化芸術を鑑賞したり、自ら文化活動を行ったりする機会を設けて、町民生活の向上と地域の文化芸術活動の振興と支援に努めます。



◆青年層の担い手養成講座

基本方向8 生涯学習社会づくりの推進

基本方針2 3 人材を育む読書活動の推進

現状と課題

読書は、知的好奇心を満たし、いつでも学ぶことができる知の宝庫として、人生をより豊かなものにしてくれます。^{*}知識基盤社会の進展に対応して知力を備え、郷土を拓く人材の育成が求められている中で、生涯学習の中核施設や地域の情報拠点として、多様な町民ニーズに応え、町民に親しまれ、町民の生涯学習活動に貢献できる図書室づくりが求められています。

さらに、読書の普及には図書資料を充実し、質の高い図書室サービスの展開や各種行事と図書展示等を通じて読書活動の普及を図り、町民の生涯学習活動の支援に努めます。

また、図書室は迅速な資料提供、予約・リクエストサービス、^{*}レファレンスサービスを充実させながら、公民館図書室にない資料については道立図書館や近隣図書館とネットワークを結んで、図書資料の相互貸借を行います。

今後は、平成28年度から新たに見直された「第2次厚真町子ども読書活動推進計画」に基づき、^{*}ブックスタートに始まる成長過程に適した読書活動の推進をはじめ、「本との出会い」、「本を読む楽しさ」、「読書力の向上」へつなげることを意識した読書活動の推進や、質の高い蔵書構成を維持し、専門職（司書）の配置を行い、学校図書室や読み聞かせボランティアと連携しながら町全体の読書活動の充実を図ります。

施策の方向性

- ◆蔵書の充実に努め、多様かつ専門的ニーズに応えられるよう図書室司書を継続配置し、地域住民の暮らしに役立つ親しみやすい図書室を目指します。
- ◆子どもから高齢者、障がいのある方など地域住民のすべてが安心して利用できる開かれた図書室として、地域の教育文化の向上に貢献します。
- ◆「第2次厚真町子ども読書活動推進計画」に基づき、読書活動を推進するとともに、子育てを応援する図書室を目指します。

主な施策

(1) 読書活動の推進

- ◇読書の普及促進を図るため、読書週間行事や定期的な読み聞かせ、読書イベントの実施による本に親しむ機会づくりとともに、ボランティア団体等の協力を得て読書活動の推進に努めます。
- ◇町民が積極的に読書活動を行う意欲が高まるように、図書資料や読書活動の普及啓発に努めます。

(2) 図書資料の充実

- ◇乳幼児から高齢者に至るまで多様なニーズに応えることのできる蔵書構成を整えることにより、広く町民に「生涯を通じて利用できる図書室」として資料を提供します。
- ◇道立図書館や近隣の公立図書館と連携し図書資料の相互貸借を行い、町民の幅広いニーズに応えた読書機会の充実を図ります。

(3) 予約・リクエストサービスの向上

- ◇利用者の読書要求に迅速かつ円滑に対応できるようリクエストサービスの充実を図ります。

(4) レファレンスサービスの向上

- ◇利用者が必要な資料や情報を効率的に得ることができるよう職員のレファレンス能力の向上を図ります。

(5) 子ども読書活動の推進

- ◇「第2次厚真町子ども読書活動推進計画」に基づいて、子どもたちの読書環境の整備を計画的に行い、読書習慣の定着に努めます。

(6) 学校図書室との連携

- ◇公民館図書室と学校図書室のサーバを結び、図書利用の促進を図ります。また、学校図書担当教員と連携し、学校図書室の整備を支援し子どもの読書活動の向上に努めます。

(7) ボランティア団体等との連携

- ◇ボランティア団体等との連携を図り、読み聞かせ活動や読書ボランティアの育成と養成などに努めます。



◆読書ボランティアによる読み聞かせ活動

基本方向9 郷土の歴史と文化財の保護・活用の推進

基本方針24 文化の継承と文化財の保護・活用の推進

現状と課題

長い歴史をもって発展してきた厚真町は、厚幌ダム建設に伴う発掘調査によって1万4千年前の旧石器時代から、現代につながる文化と歴史を形成して発展してきたことが明らかとなりました。

これらの歴史文化の足跡は、多くの文化遺産や郷土資料、伝統芸能などによって今日に伝えられていますが、この先人が残した時々の文化の繁栄を示す貴重な資料や遺産を後世に引き継ぐために、より一層の保存及び保護、活動支援、調査研究を推進し、歴史的価値を高めるとともに、郷土の文化資源として活用を通して、地域の活性化につなげることが期待されています。

このため郷土の文化資料は、生涯学習活動の資源とし、調査・研究を継続するとともに、その基礎的情報の活用と蓄積を図る必要があります。また、厚幌ダム建設に伴う埋蔵文化財の出土品は、アイヌ文化の全容を解明する貴重な資料として位置づけられ、平成23年2月に文化庁の重要考古資料に選定されています。

今後は、より一層の保存・顕彰に努めながらその価値を高めるとともに、併せて、調査の成果を広く町民をはじめ町外に発信し、厚真町を訪れる人々に地域の歴史文化を学習・体験できる場として、展示・活用に向けた施設整備を図りながら、出土品の有効活用に努めることが必要となっています。

施策の方向性

- ◆地域の歴史・文化に関する調査・研究を進めて必要な資料を収集し、町民の共有財産として後世に伝えます。
- ◆収集した資料は保存状態の程度により、活用頻度の制限など保存対策を講じるとともに、収集資料の解説や展示施設の整備を図り広く活用します。
- ◆町指定の有形文化財、無形文化財、天然記念物、民俗資料、記念物などの指定、保存と活用に努め、本町の歴史や文化の理解の醸成に努めます。
- ◆埋蔵文化財は、出土品の保存と展示、活用を図りながら幅広い活用につながる施設整備を検討し、民族の共生や将来にわたる文化の継承に努めます。

主な施策

(1) 郷土資料の保存と活用

◇郷土の歴史を刻む多彩な資料を保存しその価値を伝えるとともに、郷土資料の調査と

活用に努めます。

◇郷土資料の企画展、体験学習などを開催し学習機会を提供するとともに、発行物やホームページによる積極的な情報発信を通して、郷土への愛護意識の啓発に努めます。

(2) 文化財等の継承と保存

◇地域に伝わる有形文化財や無形文化財、民族資料、記念物などの郷土文化財の保存と、保存団体が行う文化財保存活動を支援し、事業の継続と伝承に努めます。

◇郷土資料の保存環境を良好に保ち、町民や来訪者に郷土資料を公開して、町の歴史への理解と関心を深め、次世代への保存・継承に努めます。

◇町内に伝わる歴史文化遺産の中から、特に重要で保存措置が必要と判断されるものを厚真町文化財に指定し、その保護と継承に努めます。さらに、町指定文化財について、全国的な価値などを勘案しながら、国・道指定について関係機関と検討協議をします。

◇地域に伝わる歴史文化遺産についても機会を捉えて調査し、記録を整備するとともに、保存と活用に対して指導・助言を行います。

(3) 埋蔵文化財の発掘調査と活用

◇埋蔵文化財については、必要に応じて分布調査や試掘調査・確認調査等を行い、町内の遺跡（埋蔵文化財包蔵地）の内容や規模を確認します。

◇埋蔵文化財や遺跡への関心・理解を深めるため、出土品等の整理や調査研究を進めるとともに、その成果に基づいて、企画展示、史跡見学会や講演会等を行います。

(4) 文化財に関する情報発信

◇町内に伝わる様々な文化財の情報を広く内外に発信することで、町民の文化財保護と継承への意識を高めるとともに、地域文化財の掘り起こしと文化観光への情報発信に努めます。

◇文化財調査の成果などに基づき、歴史文化遺産を紹介する資料等を編集発行し、文化財への理解と P R に努めます。

(5) 古民家等の保存と活用

◇指定文化財には至らないが、地域の歴史や景観に寄与している古民家などの建造物について、所有者等による保存継承と活用を促進します。

(6) 歴史的・自然的観光資源の保存と活用

◇地域に伝わる文化財や史跡などの歴史文化遺産を顕彰するほか、地域の人々への理解と保存継承の意識の啓発、歴史的・自然的観光資源としての活用に努めます。

◇地域に伝わる指定文化財以外の歴史文化遺産の顕彰を目的に、地元自治会などが設置する文化財顕彰サイン等の保全に努めます。
※

(7) 郷土資料や埋蔵文化財の活用施設の整備

◇郷土資料や埋蔵文化財などを将来にわたり良好に保存し活用を図るため、必要な施設整備の検討を速やかに行います。

基本方向 10 生涯スポーツの推進

基本方針 25 スポーツの推進と健康づくり

現状と課題

少子高齢化が急速に進む中で、町民のだれもが健康を実感しながら生き生きとした暮らしを送ることのできる健康長寿社会の構築は、極めて重要な課題です。

スポーツには、心身の健康の保持・増進だけではなく、青少年の健全育成や地域社会の再生、社会・経済の活力の創出など、町民生活において多面的な効果が期待されています。

本町では、これまで「町民体力づくりの町の宣言」などに基づき様々な施策に取り組んできましたが、今後も、町民が「いつでも、どこでも、いつまでも」健康づくりやスポーツ・レクリエーション活動に取り組めるように、各種スポーツ大会やスポーツ教室をはじめ、身近で気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを推進します。

また、一人でも多くの町民が健康づくりやスポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、情報提供の充実を図るとともに、^{*}スポーツ推進委員やスポーツ関係団体・関係機関等との連携や育成に努めながら、より町民の生活に密着した生涯スポーツの推進に努めます。

施策の方向性

- ◆健康づくりを主眼として、多様で体系的なスポーツの普及に努めます。
- ◆青少年のスポーツを推進し、健全育成と体力の向上を目指します。
- ◆高齢者のスポーツの推進を図ります。

主な施策

(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進

- ◇多様化する町民のスポーツ活動やニーズに対応した各種のスポーツ大会やスポーツ教室等の充実に努めます。
- ◇スポーツのきっかけづくりとして、だれでも気軽に参加できる軽スポーツの普及に努めます。

(2) 健康・体力づくりの担い手団体との連携

- ◇町民のスポーツ活動を促進するため、体育協会、スポーツ推進委員、スポーツ団体等との連携を図り推進体制の強化に努めます。
- ◇各世代の健康づくりにつながるスポーツ活動の推進に努めます。
- ◇各種体育施設を活用して、四季を通じてあらゆる年代に対応した健康づくりやスポーツ事業を展開します。

◇日本体育協会、日本レクリエーション協会等が行うスポーツ指導者養成事業の周知を図り、認定指導者などの養成に努めます。

◇競技種目の枠を越えた指導者間の情報の共有を図る研修会などを通して、指導者の資質向上に努めます。

(3) 青少年のスポーツ活動の充実

◇スポーツ少年団ほか、青少年のスポーツ活動を支援し、スポーツを通して青少年の健全育成を図ります。

◇学校・スポーツ団体との連携を図り、児童生徒のスポーツ活動の充実を目指します。

◇スポーツ教室等の開催を通して、競技技術の向上に努めます。

(4) 高齢者スポーツの推進

◇関係機関と連携しながら室内でも気軽にできるスポーツ教室を開催し、高齢者が楽しくスポーツに親しむ機会の提供に努めます。

(5) 学校開放事業の推進

◇地域の身近なスポーツ・レクリエーション活動の場となるよう、学校教育に支障のない範囲で学校施設の開放に努めます。

(6) スポーツ施設の有効活用と施設整備

◇各種スポーツ施設の利用促進を目指し、町内外へのPRに努めてスポーツ施設の有効活用を図ります。

◇スポーツ施設の現状を把握し、計画的に施設の改修を進め、利用者が安全で快適にスポーツを楽しめるように環境づくりに努めます。



◆ミニバレー ボール ウィンターリーグ

- 学校・家庭・地域で心力「心の力」を育てる10のキーワード
- 用語解説
- 厚真町教育振興基本計画の目標指標
(平成28年度～平成32年度)

＜資料＞

- 厚真町民憲章
- 町民体力づくりの町宣言
- 厚真町教育目標

□学校・家庭・地域で心力「心の力」を育てる10のキーワード

	心を動かす 場面や方法	観 点	学 校	家 庭	地 域
1	知的好奇心 の喚起	<ul style="list-style-type: none"> ・目新しいことに出会う、実物に触れる ・既習の知識や考えにズレを起こす ・不思議だ、なぜだろう ・もっと知りたい、解きたい 	<ul style="list-style-type: none"> ・各教科、特活、道徳、総合的な学習の時間 ・英語教育、ICT教育 ・地域学習、ふるさと学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活体験 ・安らぎのある家庭 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然体験 ・地域素材の開発
2	新しい「ひと・もの・こと」との出会いや関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい発見、気づき ・驚き、感動、共感 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活科、総合的な学習の時間 ・社会体験・職場訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ・年中行事体験（お正月、節分、雛祭り、端午の節句、七夕等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会体験 ・地域素材の開発
3	価値ある体験活動	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの感性を磨く ・価値あるものに気づく、感動する ・五感に触れる（見る、聴く、触れる、味わう、嗅ぐ） ・ものやことに潜む「ハッ」としたことに気づく 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門の人の話を聞く ・本物に触れる ・自然や科学、生命の神秘さや有難さに触れる 	<ul style="list-style-type: none"> ・夜明け、夕焼け、満天の星空 ・海、山、川などでの自然体験 ・遊びに没頭する ・美術館、博物館 ・演劇、音楽鑑賞 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然体験 ・社会体験 ・昔遊び、群れ遊び
4	協同・共感的な学びや体験の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・助け合い、協力する学習 ・共に学び、高め合う ・共に目標や課題を達成する 	<ul style="list-style-type: none"> ・安定した学級づくり ・学習の協同性 ・運動会、体育大会、学習発表会、学校祭、部活 	<ul style="list-style-type: none"> ・親子での協同作業・体験 ・親子の触れ合いやコミュニケーション 	<ul style="list-style-type: none"> ・少年団活動、子ども会活動 ・異年齢集団での体験、協同作業
5	成就感、達成感、探究心、向上心を持たせる	<ul style="list-style-type: none"> ・分かった、楽しい、面白い（快の感情） ・最後までやり遂げた体験 ・もっと上手くなりたい ・不思議だ、なぜだろう ・学習の必然性、必要感 ・成功への期待感 ・自己決定感 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの意欲や興味関心を引き出す授業の工夫（教材研究・教材開発、魅力ある目標の設定と学習の見通し） ・スポーツ記録会 	<ul style="list-style-type: none"> ・食習慣や生活リズムの定着 ・家庭学習の励まし ・家族の一員としての取組（手伝い） ・料理や手芸、日曜大工 ・キャンプ、野外活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種スポーツ（マラソン、スケート記録会等） ・英語発表会、英語暗唱大会 ・各種習い事の発表会
6	自己有用感・有能感、自己肯定感、適度な自尊感情の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の成長に気づき、自信を持つ ・長所や良さを認められたり、ほめられたりする ・自分の居場所がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・できないと思ったことや苦手なことができるようになる ・自分の役割を果たす 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの良さを認め、励ます（参観日、スポーツ・文化活動、地域活動） ・通知表や成績への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種チャレンジの場の設定
7	教師や大人の感化力	<ul style="list-style-type: none"> ・教師（大人）の本気が、子どもの心を動かす ・学ぶ教師がいるところに、学ぶ子どもが育つ 	<ul style="list-style-type: none"> ・教師の情熱とやる気 ・子どもへの愛情と教育信条 	<ul style="list-style-type: none"> ・愛情を込めた子育て ・祖父母を大切にする姿 	<ul style="list-style-type: none"> ・プロの技と心に学ぶ
8	憧れのモデルや尊敬できる人がいる	<ul style="list-style-type: none"> ・自分がなりたいと思うモデル（人物）がある ・尊敬する歴史上の人物がいる 	<ul style="list-style-type: none"> ・教師が生き方の範を示す ・正しい生き方を学ぶ道徳教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どものよいモデルになる ・子どもから尊敬される親になる 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもを見守る大人の存在 ・身近にいる働く人の存在
9	豊かな読書体験	<ul style="list-style-type: none"> ・読書による感動・共感体験 ・豊かな感性や情操、思いやりの心の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・読書タイム ・読み聞かせ ・並行読書 	<ul style="list-style-type: none"> ・親による読み聞かせや家族読書 ・読書の習慣化 	<ul style="list-style-type: none"> ・読み聞かせ ・読書感想文コンクール
10	キャリア教育、職業体験	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の目標や役割を見出す ・自分らしい生き方の実現に向けて 	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の夢や希望、志を持つ ・職場職業体験 	<ul style="list-style-type: none"> ・親の歩み（成功と失敗）を子どもに語る ・親の仕事を理解させる 	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人の様々な思いが分かる ・プロの技と心に学ぶ

□用語解説

— あ行 —

I C T (P19, 26, 35, 39, 40, 59, 67, 75, 83) Information and Communication Technology の略。コンピュータや情報通信ネットワーク（インターネット等）などの情報コミュニケーション技術のこと。
アイデンティティー (P13) 自分は何者であり、何をなすべきかという個人の心の中に保持される概念。
厚真町教育研究会 (P59) 教職員が連携し、教育・文化の振興に役立たせるための研修を深め、教職人の資質の向上を図るとともに、児童生徒のための各種行事を実施し、教育活動の充実を図ることを目的とする厚真町内の小・中学校の教職員による自主的な研究組織。
イングリッシュキャンプ (P42) 外国人（ALTや留学生等）とすべて英語による体験活動などを通じて、「生きた英語」を学んで英語力を高め、国際感覚を磨くキャンプ。
インセンティブ (P28) 意欲向上や目標達成のための刺激策。
インターネット社会 (P44) インターネットを通じて、情報提供や情報共有が出来る社会。
A L T (P19, 41, 42) 小・中高校などの外国语の授業で日本人教師を補助する外国语指導助手。
A D H D (P38) 多動性（過活動）、不注意（注意障害）、衝動性を症状の特徴とする神経発達症もしくは行動障害。
S N S (P75) ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称で、人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のWEBサイト。
N P O (P8, 28, 73) 「Nonprofit Organization」の略。非営利組織。政府・自治体や企業とは別に社会的、公益的な活動を行う非営利の組織（団体）。
エピペン (P55) 食物アレルギーなどによるアナフィラキシー（急性の全身性かつ重度なアレルギー反応の一つ）に対する緊急補助治療に使用される医薬品。
L D (P38) 基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示すもの。

— か行 —

外部評価委員 (P3) 教育に関する事務の管理と執行状況について点検、評価を行うため、教育に関する学識経験者と公募による委員で構成された外部評価委員会の委員。
学習指導要領 (P6, 14, 25, 26, 34, 40, 48) 法令に基づいて国が定めた教育課程の基準で、各教科・科目、特別活動などの目標、内容、内容の取り扱い等を大綱的に示したもの。
学校支援地域本部 (P16, 58) 地域住民の学習支援や登下校の安全確保などの学校支援活動を通じて、教員が子どもと向き合う時間の確保を図るなど、地域全体で学校教育活動を支援する体制
学校司書 (P49) 専門的な知識・経験を有する学校図書館担当事務職員。
学校図書室図書標準 (P48) 公立の義務教育諸学校において、学校図書室の整備を図る際の目標として、学級数に応じて設定した標準冊数のことであり、平成5年3月に文部省（当時）が定めたもの。
加配教員 (P35) 義務教育標準法や高校標準法に基づいて算定される公立学校の教員定数に上乗せして文部科学省が配置する教員。
カリキュラム (P6, 14, 29, 41, 42) 「教育課程」と同義。
帰属意識 (P15, 30) ある集団に自分が属している、その集団の一員であるという意識。
規範意識 (P7, 11, 12, 15, 25, 30, 43) 道徳、倫理、法律等の社会のルールを守ろうとする意識。
義務教育学校 (P5) 学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う新たな学校の種類。
キャリア教育 (P8, 19, 36, 83) 一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。
教育課程 (P6, 19, 29, 34, 35, 37, 63) 学校教育の目的や目標を達成するため、児童生徒の心身の発達に応じ、教育の内容を授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画。
教育課程特例校 (P14, 41, 42) 文部科学大臣が、学習指導要領等によらない教育課程を編成して実施することを認め、指定した学校。

教育サポーター (P35) 小学校などにおいて、工夫を凝らした授業を開催して、児童一人一人の学びを充実させ、学力の向上を図るために配置された教育活動を行う人。	自己有用感 (P12, 25, 27, 64, 83) 自分の属する集団の中で、自分がどれだけ大切な存在であるかということを自分自身で認識すること。
教職員免許更新制度 (P59) 定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊厳と信頼を得ることを目指すために設けられた制度。	自尊感情 (P27, 83) 自分には価値があり尊敬されるべき人間であると思える感情のこと。
グローバル化 (P6, 7, 13, 25, 29, 31, 41) 資本や労働力を国境を越えた活動が活発化とともに、貿易を通じた商品・サービスの取引や、海外への投資が増大することによって世界における経済的な結びつきが深まること。	指導主事 (P20, 59) 都道府県及び市町村の教育委員会に置かれる専門的教育職員で、教育委員会所管の学校に対して、指導や助言を行う。
研究指定校 (P59) 学校が教育委員会などから指定を受け、特定のテーマについて実践的な研究を行う制度。学力向上、道徳教育、体験活動、キャリア教育、武道指導、伝え合う力の育成、などさまざまなテーマが設定されている。	指導要録 (P59) 学校において児童・生徒・学生の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿。
校務支援システム (P20, 40, 58, 59) 教職員の校務の負担を軽減するとともに、児童生徒の成長を教職員全体で見守るきめ細かな指導の充実等を図ることを目的に学校や児童生徒に関する様々な情報をデジタル化し構築された教職員間共有のシステム。	自閉症 (P38) 社会性の障害や他者とのコミュニケーション能力に障害や困難が生じたり、こだわりが強くなったりする神経発生的障害の一種。
校務分掌 (P58) 学校内における運営上必要な業務分担。	社会科副読本 (P56, 57) 児童が住んでいる地域を取り上げた社会科の副教材。
公立高校配置計画 (P69) 高等学校進学希望者数に見合った定員を確保することを基本として、中学校卒業者数の状況を踏まえ、生徒の多様な学習ニーズ、進路動向などに対応した学校・学科の配置や規模の適正化を図るための計画。	就学援助制度 (P67) 経済状況が厳しい家庭の小・中学生に、学用品費、学校給食費、修学旅行費などを援助する制度。
コーディネーター (P37) ものごとを調整する役の人。	小1プロブレム (P63) 小学校第1学年において、入学後の落ち着かない状態がいつまでも解消されず、授業中に座っていられない、教師の話を聞かない、集団行動が取れず適応できない状態のこと。背景に、基本的な生活習慣が身に付いていないことやコミュニケーション能力の低下等が取り上げられている。
心のバリアフリー (P37) 世の中に存在しているさまざまな障壁を取り払い、障害のある人、高齢者、妊娠中のひとなどが不便なく暮らすことがで、きるようになること。	小中一貫教育 (P5) 初等教育（一般の小学校で行なわれている教育）と前期中等教育（一般の中学校で行なわれている教育）の課程を調整し、無駄をはぶいて一貫性を持たせた体系的な教育方式。
こども理解支援ツール『ほっと』 (P45) 北海道教育委員会と北海道医療大学が共同で開発した児童生徒のコミュニケーション能力や日常生活等への満足度、精神的な安定度など、児童生徒をより深く理解するために必要な情報を計画的、総合的に測定することができるシート。	情報モラル教育 (P39, 40) 情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を情報モラルと定め、各教科の指導の中で身に付けさせる教育。
コンテンツ (P40) (特に、電子的な手段で提供する) 情報の中身。	食育 (P30, 54) 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる。
コンプライアンス (P59) 法律や社会的な通念を守ること。法令順守と訳されることが多い。	情報セキュリティポリシー (P40) 組織における情報資産の情報セキュリティ対策について、総合的・体系的かつ具体的にとりまとめたもの。
— さ行 —	スクールガード・リーダー (P66) 各自治体の教育委員会から委嘱された防犯の専門家(警察官OBなど)で、地域学校安全指導員ともいう。学校の防犯体制及び学校安全ボランティア(スクールガード)の活動に対して専門的な指導を行う。
自己肯定感 (P12, 25, 27, 64, 83) 自分は生きる価値がある、だれかに必要とされていると、自らの価値や存在意義を肯定できる感情。	

スポーツ推進委員 (P18, 80)

市町村のスポーツ推進のための事業の実施に関する連絡調整や住民へのスポーツ実技の指導、助言を行う市町村教育委員会が委嘱する委員。

— た行 —**地域コミュニティ (P5, 8, 16, 28, 30, 70)**

地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団。

知識基盤社会 (P7, 29, 34, 61, 76)

新しい知識、情報、技術が政治、経済、文化をはじめ、社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会。

中1ギャップ (P63)

中学校第1学年の生徒が、小学校から中学校への進学に際し、大きな環境の変化に適応できず、問題行動等を引き起こしやすい状況にあることの通称。

中央教育審議会 (P6, 25)

文部科学省におかれている審議会である。中教審（ちゅうきょうしん）と略することもある。

通級 (P37)

特別支援教育の一つで、小・中学校の通常の学級に在籍している軽度の障害児が、障害の状態に応じて通常の学級に在籍していくながら個別的な特別支援教育を受けること。

デジタル教科書 (P39)

コンピューターやソフトウェアなどあらゆるデジタル技術を使って実現される学習教材。

デジタルコンテンツ (P35)

情報の内容、中身で、デジタル形式をしているもの。

電子黒板 (P39)

電子技術を導入した黒板やホワイトボードの総称。

道徳教育推進教師 (P43)

校長の方針の下に、各学校における道徳教育の推進を中心となって担う教師。すべての小・中学校に位置付いている。

— な行 —**ノーマライゼーション (P19, 37)**

障害者も、健常者と同様の生活が出来る様に支援するべき、という考え方。

— は行 —**非違行為 (P59)**

非法行為と違法行為のこと。行政職員などが、公的もしくは私的に違法していない行為。

ブックスタート (P76)

自治体が行う0歳時健診などで、絵本を開く楽しい体験とともに、赤ちゃんに絵本を手渡す活動。

文化財顕彰サイン (P79)

顕彰された文化財について、そのものの名称や説明などを記したもの。

米国シェリダン校 (P42)

アメリカ・オレゴン州にある日本語学校。本町の中学校と年賀状やビデオで交流しているほか、平成27年6月にはシェリダン校生徒が来町し、本町の中学生宅にホームステイなどを行い交流を深めている。

— ま行 —**無線 LAN (P39)**

ケーブルを使わず、電波や光などを使って通信するシステム。

メタ認知力 (P26)

現在進行中の自分の思考や行動そのものを対象化して認識することにより、自分自身の認知行動を把握することができる能力。

メンタルヘルス (P60)

精神面における健康のこと。

モジュール (P14, 42)

10分、15分などの時間を単位として、取り組む学習形態。

— や行 —**有害サイト (P39)**

主に青少年の健全な育成において好ましくなく、閲覧・利用に適さないと見なされる内容を含み、接続を制限するサービスや親が監視し、制限をかける機能やサービスの対象とされるWebサイトの総称。

— ら行 —**レファレンスサービス (P22, 76, 77)**

図書室の資料などを使って、調べものを助けるサービス。

— わ行 —**私たちの道徳 (P43, 44)**

国が作成した道徳教育用教材。

□厚真町教育振興基本計画の目標指標（平成28年度～平成32年度）

現況年度は平成27年度としています。それ以前のものは（ ）内に（H26）のように記述しています。

(学校教育)

基本方針	指標の概要	現況	目標値
1. 確かな学力の育成	○全国学力・学習状況調査において「国語、算数・数学の授業の内容がよく分かる」「どちらかといえばよく分かる」と回答した児童・生徒の割合（小6、中3）	小国 84.8% 小算 97.0% 中国 93.3% 中数 73.3%	100%
	○全国学力・学習状況調査において、全国平均正答率を100とした場合の本町すべての教科の平均正答率	小国A 110 小国B 119 小算A 112 小算B 116 小理 114 中国A 103 中国B 110 中数A 103 中数B 104 中理 112	毎回の学テにおいて全学校、全教科100以上
2. キャリア教育	○全国学力・学習状況調査において「将来の夢や目標を持っている」について、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小 84.8% 中 60.0%	100%
3. 特別支援教育の充実	○対象となる児童生徒の個別教育支援計画の策定率	小 100% 中 100%	100%
4. 学校ICTの活用による新たな学びの推進	○ICT機器一式の整備数(電子黒板機能付きプロジェクター・書画カメラ・指導用タブレット・無線LAN環境等)	小 1式 中 0式	小 12式 中 6式
5. 国際社会に絆を広げるコミュニケーション能力の育成	○厚真町英語学習アンケート（小学生対象）において、「Eタイムやコミュニケーション科の授業が楽しいです」について、「とてもそう思う」「そう思う」の児童の割合	87%	100%
	○厚真町英語学習アンケート（中学生対象）において、「英語の授業は楽しいです」について、「とてもそう思う」「そう思う」に回答した生徒の割合	80%	100%
	○厚真町英語学習アンケート（中学生対象）において、「コミュニケーション科の授業は楽しいです」について、「とてもそう思う」「そう思う」に回答した生徒の割合	75%	100%
	○中学卒業時において英語検定合格率3級以上の割合	※現況値なし	50%以上
	○小学校卒業時において児童英検ジュニア（シルバー）の合格率	ブロンズ 92% (26年度)	シルバー 75%
	○厚真町英語学習アンケート（中学生対象）において、「諸外国の人々と交流したり、異なる文化や生活習慣などを知ろうとする意欲が高まった」について、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した生徒の割合	68%	100%

基本方針	指標の概要	現況	目標値
6. 豊かな心の力を育む教育の推進	○全国学力・学習状況調査において、「人の気持ちがわかる人間になりたいと思う」について、「当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小 54. 5% 中 76. 7%	100%
	○全国学力・学習状況調査において、「自分にはよいところがあると思う」について、「当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小 42. 4% 中 10. 0%	50%以上
	○全国学力・学習状況調査において、「友達の前で自分の考えや意見を発表することは得意ですか」について、「当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小 15. 2% 中 10. 0%	50%以上
	○全国学力・学習状況調査において、「ものごとを最後までやり遂げて、うれしかったことがありますか」について、「当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小 75. 8% 中 76. 7%	100%
	○全国学力・学習状況調査において、「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦していますか」について「当てはまる」と回答した割合	小 24. 2% 中 20. 0%	50%以上
	○全国学力・学習状況調査において、「学校のきまり（規則）を守っていますか」について「当てはまる」と回答した割合	小 42. 4% 中 73. 3%	100%
7. いじめ問題・不登校等の防止の対応	○全国学力・学習状況調査において「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」について、「当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小 87. 9% 中 83. 3%	100%
	○文部科学省調査における「いじめが解消しているもの」の割合	100%	100%
8. 生徒指導・教育相談の充実	○児童相談所・警察等からの通報等	0件 (26年度)	0件
9. 読書活動の推進	○全国学力・学習状況調査において、「学校の授業時間以外に、普段（月～金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか」の設問に対し、「10分以上」と回答した児童生徒の割合	小 72. 6% 中 50. 0%	100%
	○厚真町学習アンケートにおいて、「本を読むことが好きですか」について、「好き」「どちらかと言えば好き」と回答した児童生徒の割合	小 84. 6% 中 79. 3%	100%

基本方針	指標の概要	現況	目標値
10. 体力・運動能力の向上	○新体力テストにおいて体力合計点の全国平均を100.0とした場合の厚真町の児童生徒の値 ※小学5年及び中学2年以外の全国平均は平成26年度の数値	小1男 118.7 小1女 104.5 小2男 102.2 小2女 114.3 小3男 100.2 小3女 99.4 小4男 97.6 小4女 94.3 小5男 102.8 小5女 99.8 小6男 96.8 小6女 101.0 中1男 92.3 中1女 106.3 中2男 74.6 中2女 109.0 中3男 92.7 中3女 99.2	すべての学年で100以上
	○新体力テストにおいて、週1日以上体育の授業以外で運動・スポーツをすると回答した小学校5年生の割合	100%	100%
11. 健康の保持増進	○12歳児及び15歳児の永久歯の平均未処置歯数	小6年生 0.06本 中3年生 0.60本	0本
	○BMIにおいて、普通体重の範囲(18.5以上25未満)の児童生徒を割合	小(1~3年)男 87.7% 小(1~3年)女 81.8% 小(4~6年)男 73.7% 小(4~6年)女 86.5% 中男 82.1% 中女 93.9% (26年度)	小90%以上 中90%以上
12. 学校給食の充実	○全国学力・学習状況調査において「朝食は毎日食べていますか」について、「毎朝食べている」と回答した児童生徒の割合(小6、中3)	小 93.9% 中 76.7%	100%
	○学校給食における厚真産食材の使用状況(重量ベース)	34.4% (26年度)	40%以上
13. ふるさと教育の推進	○学校給食における小・中学校全体の1週間の平均残食率	5%	5%以下
	○全国学力・学習状況調査において、「今住んでいる地域の行事に参加しているか」という設問に対して「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小 84.9% 中 73.4%	100%
14. 小・中学校の連携・接続の推進	○厚真町学習アンケートにおいて、「ふるさと厚真が好きですか」について、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した児童生徒の割合	※現況値なし	100%
	○保・小・中・高校間で交流(教員の乗り入れ、児童生徒のスポーツ・文化交流等)を行う学校の割合	50%	100%
15. 開かれた学校づくりの推進	○コミュニティ・スクールを導入している学校数	0校	4校

基本方針	指標の概要	現況	目標値
16. 教職員の資質・能力向上	○授業づくり研修会の教員の参加率	90.74%	100%
	○【再掲】全国学力・学習状況調査において「国語、算数・数学の授業の内容がよく分かる」「どちらかといえばよく分かる」と回答した児童・生徒の割合（小6、中3）	小国 84.8% 小算 97.0% 中国 93.3% 中数 73.3%	100%
17. 子どもたちの安心・安全の確保	○警察などと連携した交通安全教育を計画的に実施している学校の割合	100%	100%
	○防犯教室や防犯訓練を計画的に実施している学校の割合	100%	100%
	○地震や津波などを想定した防災訓練を計画的に実施している学校の割合	100%	100%
18. 快適な教育環境の整備・充実	○学校図書館標準を達成している学校の割合	75%	100%
	○【再掲】ICT機器一式の整備数（電子黒板機能付きプロジェクター・書画カメラ・指導用タブレット・無線LAN環境等）	小 1式 中 0式	小 12式 中 6式
19. 北海道厚真高等学校の教育支援	○新入学者数	37人	40人

(社会教育)

基本方針	指 標	現 況	目標値
20. 家庭における教育力の向上	○家庭の教育力向上に資する保護者向け学習機会の開催数	幼児期 2回 小学校 3回 中学校 3回	幼児期、小・中学校各段階で学習機会を年3回(9回)以上提供
	○インターネットにつながる電子メディアの利用ルールを定めている家庭の割合	60%	100%
21. 地域の教育力を生かした青少年の健全育成の推進	○放課後子ども教室の参加率	89% (26年度)	100%
	○小・中学校の学校支援ボランティアの活動人数	113人 (26年度)	160人
	○青少年の年間の非行認知件数	0件 (26年度)	0件
22. 生涯を通じた多様な学習活動の推進	○生涯学習事業参加者の満足度	77% (26年度)	80%
	○文化団体の単位団数	26団体 (26年度)	②現状数以上
23. 人材を育む読書活動の推進	○貸出密度(貸出冊数÷人口)	4%	5%
	○【再掲】厚真町学習アンケートにおいて、「本を読むことが好きですか」について、「好き」「どちらかと言えば好き」と回答した児童生徒の割合	小84.6% 中79.3%	100%
24. 文化の継承と文化財の保護・活用の推進	○視察・研修対応、見学会・体験学習等の参加者数	1,074人 (26年度)	1,200人
	○文化関連視察や研修での町内宿泊者数	53人 (26年度)	100人
	○町民による文化財ガイドの養成数	3人 (26年度)	5人
25. スポーツの推進と健康づくり	○生涯スポーツ振興事業の年間参加人数	1,920人 (26年度)	2,300人
	○スポーツセンター・スタードーム年間利用人数	39,000人 (26年度)	45,000人

厚真町民憲章

わたくしたちは、勇払原野の風雪に耐え、たくましい精神と遠大な理想をもって、平和と繁栄の道を歩み続ける厚真の町民です。

ここに、わたくしたちの心構えを定めて、誇り高い町づくりに努めます。

- わたくしたちは、厚真の町民です。

自然を愛し、きまりを守り、うるわしい町をつくりましょう。

- わたくしたちは、厚真の町民です。

若人の未来に夢と希望の持てる、明るい町をつくりましょう。

- わたくしたちは、厚真の町民です。

豊かな資源を生かし、産業のさかんな町をつくりましょう。

- わたくしたちは、厚真の町民です。

じょうぶながらだで和を保ち、楽しい町をつくりましょう。

- わたくしたちは、厚真の町民です。

先人の心を心とし、永久に榮える町をつくりましょう。

(昭和45年9月1日制定)

町民体力づくりの町宣言

わたくしたちは、豊かで住みよい郷土を築くため、次の目標をかかげて、町民こぞって体力づくりに努めることを誓い、ここに「町民体力づくりの町」を宣言します。

- わたくしたちは、厚真の恵まれた自然の中で、働くことに感謝し、そのよろこびの中でたくましい体力づくりに励みます。
- わたくしたちは、家族、職場、地域ぐるみで、スポーツ、レクリエーションに進んで参加し、健やかな体と心を養うよう心がけます。
- わたくしたちは、工夫と実践により、自分の健康は自分で守り、体力づくり活動を通じて人の和を広げ、明るい家庭、明るい社会づくりに努めます。

(昭和55年8月24日制定)

厚真町教育目標

「自然と文化を愛し ひろい心で活力に充ち
生涯学びつづける人間の育成」

学校教育目標

1. 豊かな心を培い、人間や自然を思いやる実践力を育てる。
2. 知性を磨き、意欲的に学び続ける態度を育てる。
3. 生命の尊さを知り、自ら心身を鍛える態度を育てる。
4. 自らを律し、公民としての連帯感や責任感を育てる。
5. 郷土を愛し、国際社会に生きる自覚と態度を育てる。

社会教育目標

1. 豊かな自然を愛し、遺産や伝統を受け継ぎ、地域文化の創造に努めましょう。
2. 心のふれあいを大切にし、うるおいのある地域づくりに努めましょう。
3. スポーツに親しみ、たくましい体と心を養い、活力ある生活の習慣化に努めましょう。
4. 生涯にわたり、学習する習慣をもち、生きがいのある生活の向上に努めましょう。
5. 広く世界に目をむけ、日本人としての自覚と誇りをもち、国際理解と親善に努めましょう。

(平成3年4月改訂)

厚真町教育振興基本計画
発行 厚真町教育委員会

TEL (0145)-27-2494
FAX (0145)-27-3178
